

基労保発第0724003号

平成18年7月24日

都道府県労働局

労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部

労災保険業務室長

(公 印 省 略)

「石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金に係る機械処理要領（改訂版）」
の送付について

「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく特別遺族給付金の支給事務に係る機械処理については、平成18年7月3日より主な変更・訂正処理機能が追加されたことから、別添のとおり、「石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金に係る機械処理要領（改訂版）」を作成したので、本要領に基づき的確な事務がなされるよう配慮されたい。

なお、当該通知をもって、平成18年3月31日付け基労保発第0331003号により送付した「石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金に係る機械処理要領」については廃棄をお願いします。

また、当該機械処理要領の最終確定版は、特別遺族給付金の支給事務に関わる全ての機械処理の開発が完了する平成18年11月を目途に送付する予定であることを申し添える。

石綿健康被害救済法に基づく
特別遺族給付金に係る機械処理要領
(改訂版)

平成 1 8 年 7 月
労災保険業務室

石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金に係る機械処理要領

目 次

I	目的	1
II	特別遺族給付金に係るシステムの概要	1
III	特別遺族給付金に係るシステム対応スケジュール	1
IV	基本的な用語等	
	(1) システム上の給付キー	3
	(2) データ受付番号	4
V	使用する入出力帳票等の名称	
	(1) 入力帳票名	5
	(2) 出力帳票名	6
	(3) 出力(配信)リスト名	7
VI	特別遺族給付金に係る死亡労働者等の死亡年月日の適用範囲	9
VII	特別遺族給付金の機械処理に係る運用スケジュール、 関係データベース保存期間	9
VIII	特別遺族給付金に係る文書報告事案	9
IX	機械処理事務	
1	支給決定処理	12
	(1) 機械処理フロー図	12
	(2) 受付・登記処理	16
	(3) 決議処理	36
	(4) 支払処理	41
2	変更処理	42
	(1) 機械処理フロー図	42
	(2) 受付・登記処理	42
	(3) 決議処理	67
3	訂正処理	73
	(1) 機械処理フロー図	73
	(2) 受付・登記処理	73
	(3) 決議処理	98
4	債務者登録処理	102
	(1) 機械処理フロー図	102
	(2) 債務者登録帳票	102
5	住所・氏名等変更処理	107
	(1) 機械処理フロー図	107
	(2) 住所・氏名・金融機関等変更届	107
	(3) 外国払入力票	111
6	支払事故処理	116
7	検 索	117
X	機械処理上の留意点	128

〔別紙資料〕

別紙 1	開発スケジュール	130
別紙 2	入力様式	131
別紙 3	出力様式	132
別紙 4	出力（配信）リスト	148
別紙 5	石綿による疾病に係る支給事務に当たっての 労働保険番号の取扱いについて	180

I 目的

「石綿による健康被害の救済に関する法律」(以下「石綿健康被害救済法」という。)の施行(平成18年3月27日)に伴い、同法第59条に基づく特別遺族給付金(特別遺族年金及び特別遺族一時金)の支給・支払いに関する支給事務処理のうち、労働基準監督署における機械処理事務の取扱い要領について解説する。

II 特別遺族給付金に係るシステム的な対応の概要

効果的・効率的なシステム開発及びシステム運用を考慮し、基本的に労災年金及び一時金の機械事務処理に準じたシステムとし、年金・一時金システムの機能を拡張して、特別遺族給付金に係る所要の機能を付与するものである。

III 特別遺族給付金に係るシステム対応スケジュール(130頁参照)

石綿健康被害救済法の施行に伴い、迅速なシステム対応を行うべく優先度の高い機能を中心に段階的に稼働させることとしている。

このため、当面の間、未稼働の処理機能については、原則として本省への文書報告事案となるので留意すること(後述Ⅷ参照)。

なお、これまでに稼働している機能及び今後稼働する機能については、以下のとおりであり、本事務処理要領は、これまでに稼働している機能の機械処理について記載するものである。

1 これまでに稼働している処理機能(下線部は本事務処理要領において追加した処理機能)

(1) 受付・登記・決議処理

- ・特別遺族給付金に係る請求の受付・登記処理
- ・決議処理(未支給年金、失権差額一時金及び転給に係る請求の処理を含む。)
- ・明・当・送要求票処理

(2) 支払期出力帳票関連処理

(3) 年金振込不能・再振込処理

(4) 変更処理

- ・代表者選任・解任処理
- ・特別遺族年金死亡(転給)処理
- ・特別遺族年金死亡処理
- ・特別遺族年金転給処理
- ・特別遺族年金失権(転給)処理
- ・特別遺族年金失権処理
- ・算定基礎変更処理
- ・年金証書再交付処理

- ・職権変更処理
- ・職権支払差止・解除処理
- ・住所・支払先変更（口座項目を含む）

(5) 訂正処理

- ・一時金の実額訂正処理
- ・基本権取消処理
- ・被災者算定情報訂正処理
- ・被災者共通情報訂正処理
- ・支給・転帰情報訂正処理
- ・資格者情報訂正処理
- ・支払情報（一時金）訂正処理

(6) 検索処理

- ・年金・一時金受付検索
- ・一時金概要検索
- ・資格者情報検索
- ・住所・氏名・振込先情報検索
- ・年金支払履歴検索
- ・年金変更履歴検索
- ・年金定期報告検索
- ・年金・一時金被災者情報検索
- ・年金債権管理（詳細）検索
- ・一時金追給・回収履歴検索
- ・一時金訂正履歴検索
- ・年金額等計算検索
- ・年金支払検索
- ・一時金データ受付番号検索1・2
- ・年金概要検索
- ・年金算定基礎検索
- ・年金額等調整検索
- ・年金転帰情報検索

2 今後稼働する予定の処理機能

今後稼働する処理機能の概要		
稼働年月日	稼働日に稼働する処理機能名	帳票種別・様式番号等
平成18年9月4日(月) 稼働分	(1) 訂正処理のうち、統計情報訂正処理、調査書情報訂正処理、特別給付金キー情報訂正、受付情報訂正処理 (2) 支払差止検索	#39563
平成18年9月25日(月) 稼働分	定期報告帳票入力処理	#39583
平成18年11月20日(月) 稼働分	(1) 変更処理のうち、支給停止解除処理、支給停止処理	#39562
	(2) 訂正処理のうち、支給停止情報訂正処理	#39563

IV 基本的な用語等

(1) システム上の給付キー

イ 年金給付キー

労災年金と同様に「年金証書番号」[9桁]と被災者生年月日[7桁]（特別遺族年金に関しては、「死亡労働者等生年月日」という。以下同じ）により構成される。

ただし、特別遺族年金については、年金証書番号の3桁目の種別は、「6」とする。

なお、参考までに、労災年金に係る種別は、次の通りとなる。

	労 災 年 金 の 種 類		
	現 行 の 種 別	傷病(補償)年金=1(2)	障害(補償)年金=3(4)
変更後の種別	変更なし	変更なし	遺族(補償)年金=5

※ 1 上段は、石綿健康被害救済法施行前の種別であり、下段は、同法施行後（システム上は平成18年4月3日）の種別である。

※ 2 ()内は、番号が4桁を超えた場合に使用する予備番号である。

□ 特別遺族給付金キー

現行の年金・一時金における短期給付キーの代わりに、次のような特別遺族給付金キー（以下「特別遺族キー」という。）を使用する。

特別遺族キー＝労働保険番号（14桁）＋死亡労働者等生年月日（7桁）＋死亡年月日（7桁）

(2) データ受付番号

労災年金と同様に、「管轄局」[2桁]、「種別」[1桁]、「西暦年」[2桁]、「番号」[4桁]、CD（チェックデジット）[1桁]、「決議番号」[3桁]の合計13桁により構成される。

ただし、特別遺族給付金（特別遺族年金、特別遺族一時金）については、3桁目の種別は、「6」とする。

なお、これに伴い、遺族（補償）給付の種別は、「5」のみとなる。

V 使用する入出力帳票等の名称

(1) 入力帳票名

機械処理に使用する入力帳票の名称等は、次表のとおりである。

帳票種別	入力帳票名	略称	様式の区分	参照資料等
39560	登録帳票	登録票	労災保険給付と共通の様式	本事務処理要領 17頁
39561	年金・一時金入力帳票	年金入力票		本事務処理要領 18頁
39562	変更帳票 *	変更票		本事務処理要領 42頁
39563	訂正帳票(履歴検索帳票) *	訂正票(履歴検索票)		本事務処理要領 73頁
39570	年金・一時金支給決定・一時金支払決議書	決議書		本事務処理要領 37頁
39571	年金変更・不変更決定決議書 *	変更決議書		本事務処理要領 67頁
39572	年金・一時金訂正決定決議書 *	訂正決議書		本事務処理要領 98頁
39582	債務者登録帳票 *	債務者登録票		本事務処理要領 102頁
39580	特別遺族年金の受給権者の住所・氏名 特別遺族年金の払渡金融機関等変更届	住所・氏名等変更届	新様式	本事務処理要領 107頁
39581	外国払入力帳票	外国払入力票	労災保険給付と共通の様式	本事務処理要領 111頁

注)「*」印の入力帳票は本事務処理要領において追加した入力処理機能

(2) 出力帳票名

機械処理に使用する出力帳票の名称等は、次表のとおりである。

帳票種別	出力帳票名	出力装置	様式の区分	参照資料等
057	OKリスト	署OCRカセット	労災保険給付と共通の様式	年金機械処理手引606頁
057	キャンセルリスト	署OCRカセット		年金機械処理手引627頁
487	特別遺族年金資格者一覧	署OCRインサータ	新様式	本事務処理要領 141頁
440	特別遺族年金証書	署OCRインサータ		本事務処理要領 132頁
481	支給決定通知書(特別遺族給付金用)	署OCRインサータ		本事務処理要領 134頁
483	不支給決定通知書(特別遺族給付金用)	署OCRインサータ		本事務処理要領 135頁
484	変更決定通知書(特別遺族給付金用) *	署OCRインサータ		本事務処理要領 137頁
485	変更決定通知書(代表者選任・解任等用) *	署OCRインサータ		本事務処理要領 138頁
486	特別遺族年金年額変更内訳 *	署OCRインサータ		本事務処理要領 139頁
488	特別遺族年金の年金変更決定決議書 [2枚目表面:特別遺族年金年額内訳リスト、 2枚目裏面:特別遺族年金変更決定通知書] *	署OCRインサータ		本事務処理要領 142頁
489	特別遺族一時金支給決定取消、支給決定、 支払(追給)決議書 [2枚目表面:特別遺族一時金内訳リスト、 2枚目裏面特別遺族一時金変更決定通知書] *	署OCRインサータ		本事務処理要領 145頁

注)「*」印の出力帳票は本事務処理要領において追加した出力処理機能

(3) 出力（配信）リスト名

機械処理に際して出力（配信）するリストは、次表のとおりである。

種別	配信リスト名	配 信 出 力				出力内容の 区分	参照資料等
		出力装置	配信可能日	配信日時	方式		
413	日報	署OCRイン サータ	/	日次 AM9:00	自動配信	変更点なし	年金機械処理手 引668頁
414	月計表	署OCRイン サータ	/	月次 AM9:00	自動配信		年金機械処理手 引670頁
414	年計表	署OCRイン サータ	/	年次 AM9:00	自動配信		年金機械処理手 引672頁
057	一時金支払未処理リスト	署OCRカセット 又はインサー タ	/	月次 AM9:30	コマンド配信	特別遺族給 付金に關 する文言を追 加	年金機械処理手 引676頁
057	年金・一時金データ未入力リスト	署OCRカセット 又はインサー タ	/	月次 AM9:30	コマンド配信		年金機械処理手 引686頁
056	年金・一時金データ登録未処理リスト	署LP	/	月次 AM9:30	コマンド配信		年金機械処理手 引688頁
056	年金・一時金決議書未入力リスト	署LP	/	月次 AM9:30	コマンド配信		年金機械処理手 引689頁
056	年金・一時金処理件数リスト(登録)	署LP	/	月次 AM9:30	コマンド配信	遺族補償給 付のデー タと区分せ ず一括して 出力	年金機械処理手 引691頁
056	年金・一時金処理件数リスト(変更)	署LP	/	月次 AM9:30	コマンド配信		年金機械処理手 引692頁
056	年金・一時金処理件数リスト(訂正)	署LP	/	月次 AM9:30	コマンド配信		年金機械処理手 引693頁
056	局署別年金基本権件数・支払額リスト	局LP	*	支払期 AM9:30	コマンド配信	特別遺族給 付金に關 する頁を追 加	年金機械処理手 引719頁
056	被災者別未処理事案リスト	局LP・署LP	*	月次 AM9:30	コマンド配信	特別遺族給 付金に關 する文言を追 加	/

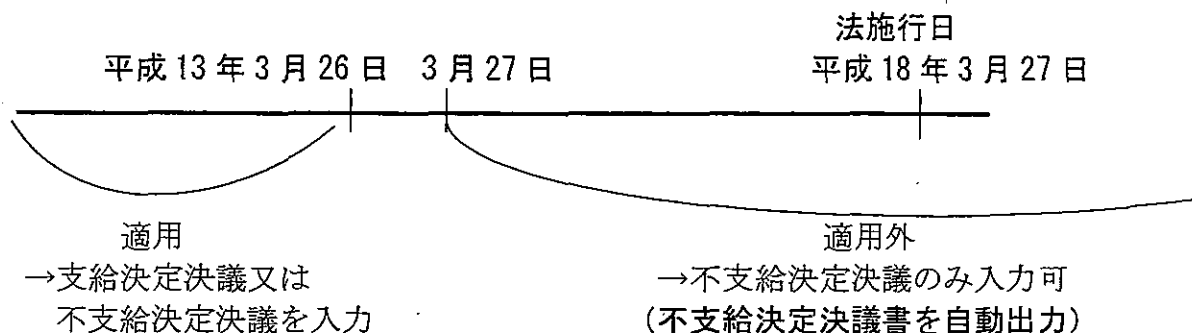
帳票種別	配信リスト名	配信出力				出力内容の区分	参照資料等	
		出力装置	配信可能日	配信日時	方式			
056	異別未処理事案合計件数表	局LP		月次 AM9:30	コマンド配信	特別遺族給付金に関する文言を追加	年金機械処理手引720頁	
057	一時金支払日未登記リスト	署OCRカセット又はインサータ	*	月次 AM9:30	自動配信		年金機械処理手引675頁	
057	失権差額一時金・未支給年金未処理リスト	署OCRカセット又はインサータ	平成18年8月1日	月次 AM9:30	自動配信		年金機械処理手引682頁	
057	決議書破棄リスト	署OCRカセット又はインサータ	*	月次 AM9:30	自動配信		年金機械処理手引706頁	
056	支払回収データリスト	署LP	*	月次 AM9:30	コマンド配信		年金機械処理手引703頁	
056	所在不明差止者リスト	署LP	平成18年8月上旬	定期報告作成時 AM9:30	コマンド配信		年金機械処理手引709頁	
056	定期報告書未提出者リスト	署LP	平成18年9月上旬	定期報告提出期間前後 AM9:30	コマンド配信		年金機械処理手引710頁	
056	定期報告書提出照会状	署OCRカセット又はインサータ	平成18年11月上旬	定期報告書提出期間後 AM9:30	コマンド配信		年金機械処理手引597頁	
056	定期報告書内容照会状	署OCRカセット又はインサータ	平成18年10月上旬	定期報告書提出期間	コマンド配信		年金機械処理手引599頁	
056	受給権者金融機関変更リスト	署LP		月次 AM9:30	コマンド配信		変更点なし	年金機械処理手引695頁
056	支払差止者リスト	局LP・署LP	*	支払期 AM9:30	コマンド配信			年金機械処理手引722頁
056	転居者一覧表	局LP	*	支払期 AM9:30	コマンド配信			年金機械処理手引721頁
057	指定年齢到達予定者リスト	署OCRカセット又はインサータ	平成19年1月下旬	支払期 AM9:30	自動配信			年金機械処理手引696頁
056	支払不備リスト	局LP		支払期 AM9:30	自動配信			年金機械処理手引707頁
057	債務者登録系未入カリスト	署OCRカセット又はインサータ	*	月次 AM9:30	自動配信	年金機械処理手引685頁		
057	内払・充当未処理リスト	署OCRカセット又はインサータ	*	月次 AM9:30	自動配信	年金機械処理手引680頁		
057	転給未処理リスト	署OCRカセット又はインサータ	*	月次 AM9:30	自動配信	年金機械処理手引687頁		
057	支払事故未処理リスト	署OCRカセット又はインサータ	*	月次 AM9:30	自動配信	年金機械処理手引684頁		
056	支払取消リスト	署LP	*	随時	コマンド配信	年金機械処理手引701頁		
056	支払事故通知リスト	署LP	*	随時	コマンド配信	年金機械処理手引702頁		
057	支給停止解除予定者リスト	署OCRカセット又はインサータ		支払期 AM9:30	自動配信	特別遺族給付金に関しては出力されない		年金機械処理手引700頁

注) 配信可能日欄について
 ・斜線は既に示している機能
 ・「*」は本事務処理要領において追加した配信機能
 ・日付が入っているものは今後稼働する予定の配信機能

VI 特別遺族給付金に係る死亡労働者等の死亡年月日の適用範囲

本給付金の適用については、石綿健康被害救済法の施行日である平成 18 年 3 月 27 日において、当該死亡労働者等の死亡に関し、既に労災保険給付の遺族補償給付に係る請求権が時効により消滅していることが前提となることから、機械処理上は、次のような取扱いとなる。

○死亡年月日に応じた適用区分



VII 特別遺族給付金の機械処理に係る運用スケジュール、関係データベース保存期間

特別遺族年金の支払は、労災年金と同様に偶数月の 15 日（休日の場合はその前の営業日）であることから、機械処理に係る運用スケジュールは現行の年金・一時金システムのスケジュールと同一である（年金機械処理手引 11 頁参照）。

また、関係データベース保存期間についても、労災年金と同じく最終支払時点等から 5 年 2 か月分を管理する（年金機械処理手引 12 頁参照）。

VIII 特別遺族給付金に係る文書報告事案

特別遺族給付金に係るシステム開発が、優先度の高い機能から段階的に行うことから、その時点で開発が完了していない機械処理を行う場合は、労災年金に係る文書報告事案の範囲の他に、一定期間、監督署で処理する機械処理を代替するための文書報告が必要となる。このため、次表に掲げる事案が発生した場合には、本省への文書報告事案として、当該事案の事務処理を行う監督署から都道府県労働局長あて報告を行い、労働局において、この内容を確認したうえで労災保険業務室長あて 11 頁の文書報告様式(4)により報告をするものとする。

文書報告が必要となる機械処理について

項目	提出する事例の範囲等	報告を要する期間
1 決議処理後の訂正処理のうち、以下の項目を訂正するもの (1) 受付情報 (2) 特別遺族給付金キー (3) 支給停止情報	支給決定時に入力した(1)～(3)の項目について、誤りであったことが判明したが、訂正処理機能がまだないために訂正できない項目を処理するもの	平成18年4月3日 ～同年9月4日 平成18年4月3日 ～同年11月20日
2 決議処理後の変更処理のうち、以下の項目を変更するもの (1) 支給停止 (2) 支給停止解除	支給決定時に入力した(1)～(2)の項目について、誤りであったことが判明したが、変更処理機能がまだないために変更できない項目を処理するもの	平成18年4月3日 ～同年11月20日
3 検索によりシステム上の情報の確認を要するもの	支給決定・変更・訂正処理をした後に、検索機能がまだ無いため、端末画面で確認できず、かつ、決議書・通知書等でも確認できない情報を確認するもの	平成18年4月3日 ～同年11月20日
4 現行の年金・一時金システムにおいて文書報告処理としているもの (1) 一時金の実額入力をするもの (2) 基本権取消処理を行うもの	(1) 代表者を選任できない等の理由から一時金を複数人に支払うもの (2) 生年月日を訂正する等の理由から、基本権取消処理が必要なもの	随時
5 その他、機械処理に対応していないもの	その他、システムで対応していないため、労災保険業務室での特別処理が必要なもの	随時

文書報告 様式(4) 石綿用

基 署 発 第 号
平 成 年 月 日

労働局長 殿

労働基準監督署長 ㊟

下記について文書報告事案が発生したので、必要事項を記載の上報告いたします。

記

1 文書報告書番号 (該当番号に○印をつけること)		特第1号 未支給の特別遺族給付金の支払に関する機械処理 特第2号 特別遺族年金失権差額一時金の支払に関する機械処理 特第3号 決議処理後の訂正処理 特第4号 決議処理後の変更処理 特第5号 機械管理情報の確認を要するもの 特第6号 現行の年金・一時金システムにおいて文書報告処理としているもの 特第7号 その他システムで対応していない事案												
2	年金証書番号	管轄局署	年金証書番号	管轄局	種別	西暦年	番号	枝番号	元号	年	月	日		
	データ受付番号				6				生年月日					
	死亡労働者等 生年月日	データ受付番号	管轄局	種別	西暦年	番号	C D	決議番号						
				6										
3	死亡労働者等氏名	フリガナ												
4	報告事案の概要													
5	備考													

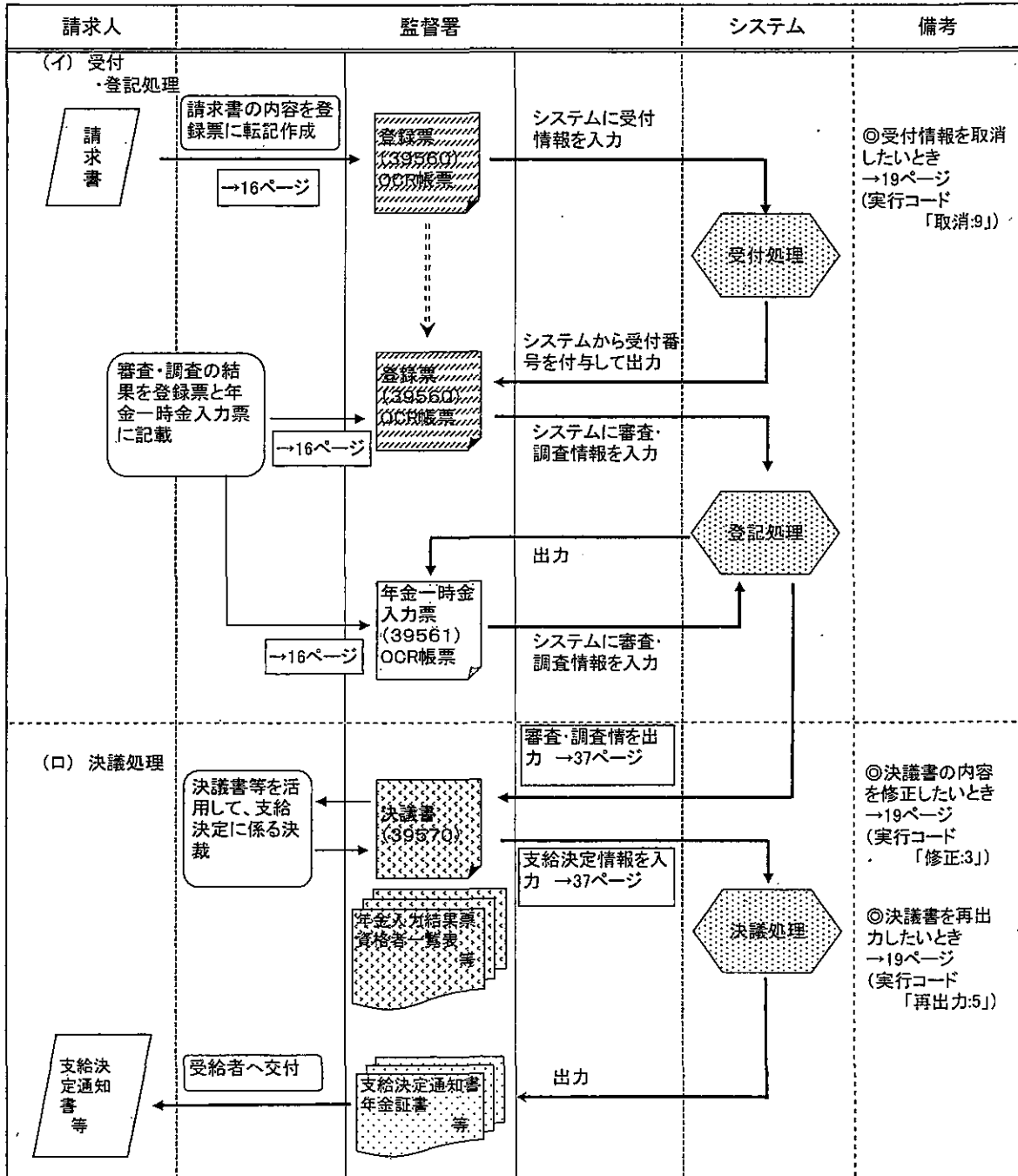
Ⅸ 機械処理事務

以下、具体的な機械処理を示す。

1 支給決定処理

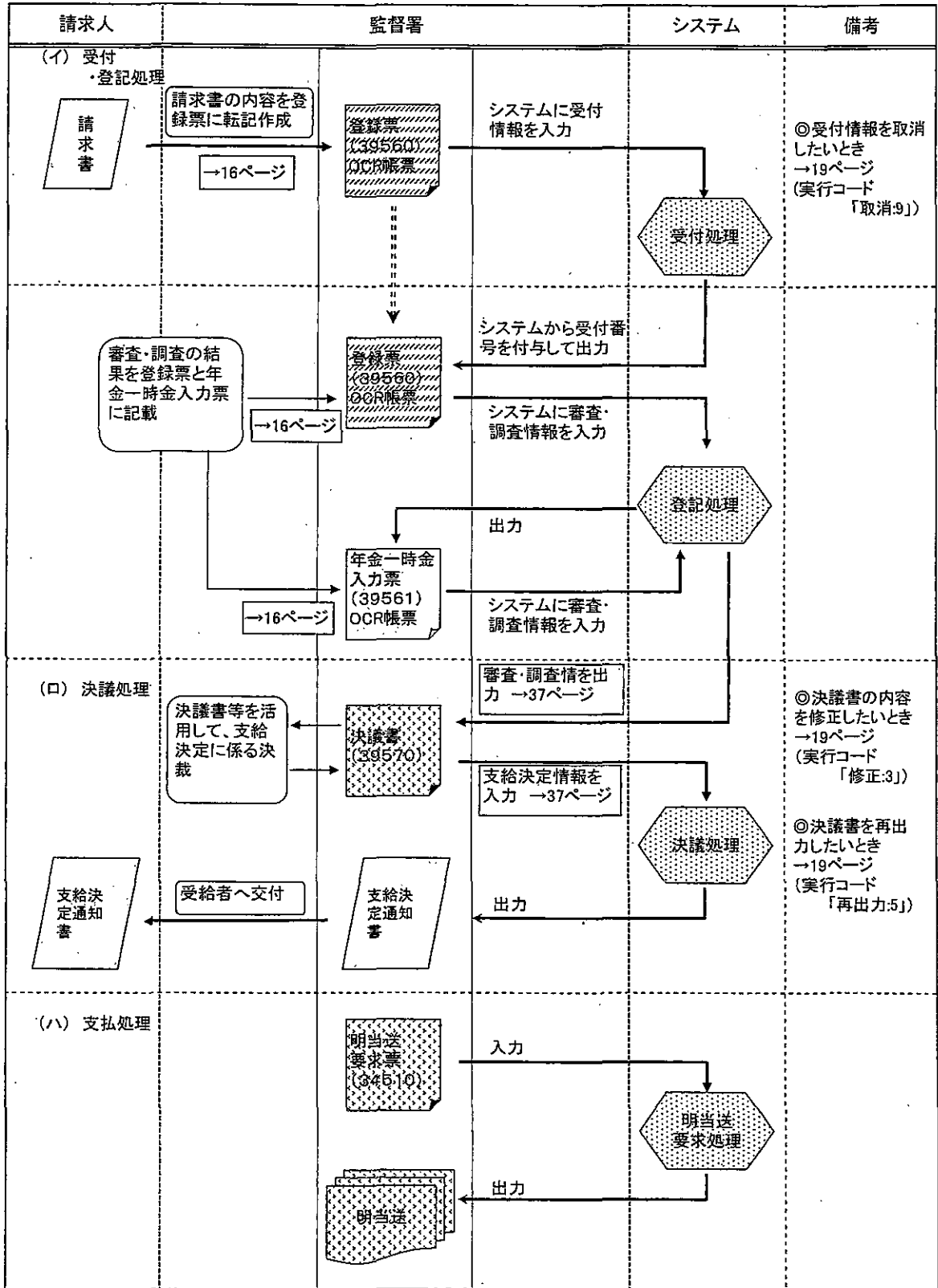
(1) 機械処理フロー図

イ. 特別遺族年金の支給決定処理の流れ



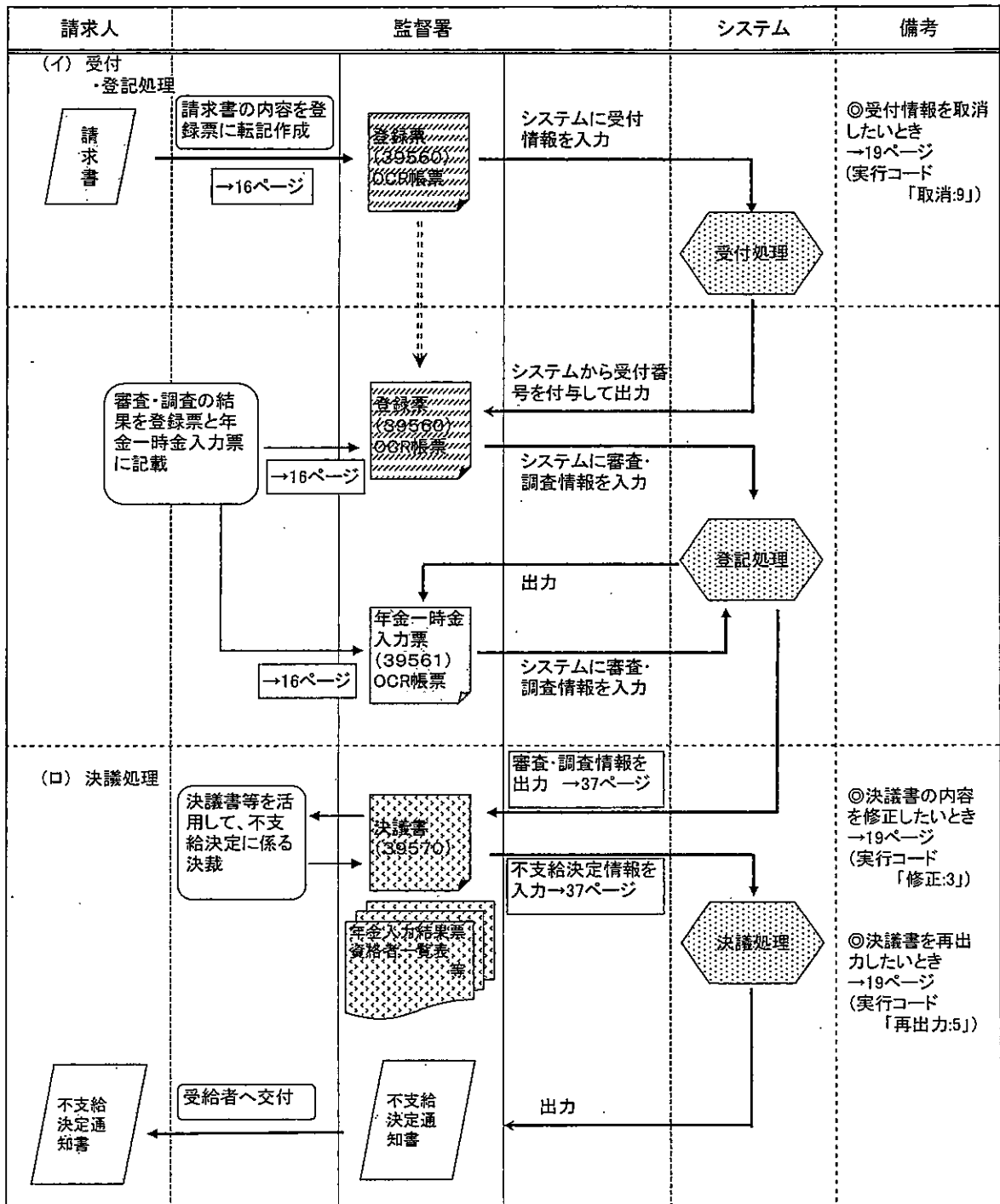
記載例、出力例は、「→ ○ページ」に記載しています。

□ 特別遺族一時金の支給決定処理の流れ



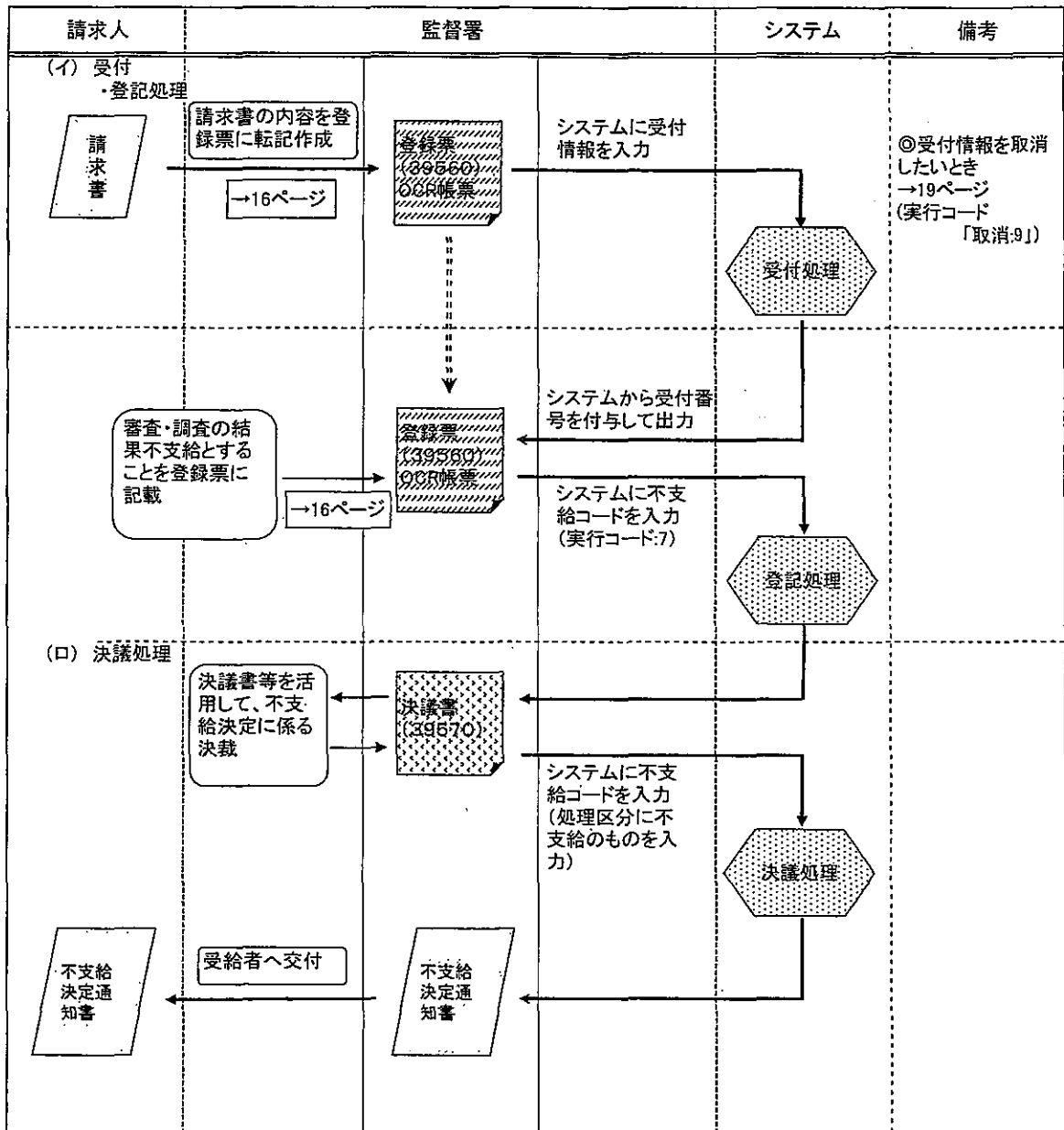
記載例、出力例は、「→ ○ページ」に記載しています。

ハ 特別遺族給付金の不支給決定処理の流れ(決議書に不支給コード)



記載例、出力例は、「→ ○ページ」に記載しています。

二 特別遺族給付金の不支給決定処理の流れ(登録帳票に不支給コード)



記載例、出力例は、「→ 〇ページ」に記載しています。

(2) 受付・登記処理

請求者から提出された請求書の項目を、登録帳票(39560)に転記し、受付処理する。また、受付処理の結果、登録帳票(39560)及び年金一時金入力帳票(39561)が出力されるので、審査・調査の結果を帳票に記入し、登記処理を行う。

帳票記入例については17頁及び18頁に、記入必要項目については19頁に、記入要領については28頁にそれぞれ掲げるので処理の際に参照すること。

[受付・登記処理記入例]

労働者災害補償保険
年金一時金システム

登録帳票

560

帳票種別	① 管轄局番	② データ受付番号	③ 実行コード
39560	0000	2260690358001	1 1 修正7が支給 3 修正9が支給 5 修正5が支給
受付項目	④ 府県所管 管轄 基幹番号 後番号		
	労働保険番号 221010000008		
	⑤ 被災者生年月日 548516		⑥ 傷病年月日 563516
	⑦ 管轄局種別 西暦年 番号		
	年金証書番号		
目	⑧ 受付年月日 718330		⑨ 様式番号 7000
	⑩ 支給事由発生日 718330		
⑪ 請求人・申請人氏名(姓と名の間は1字あけること) Kou Sei Sei Ko			
被災者	⑫ 被災者氏名(姓と名の間は1字あけること) サイトウ アキラ		⑬ 性別 7 男 3 女
平賃等	⑭ 平均賃金		⑮ 特別給与の総額
前払等	⑯ 前払選択支給日数		⑰ 委任・未支給 1 委任 3 未支給 5 支給のなげ
障害	⑱ 傷病・障害等級号		⑲ 併合8級コード 1 15歳と9歳の併合
	⑳ 併合線以上の定額特支金 万円		
支給制限	㉑ 深納制限率 0%		㉒ 重大過失コード 1 12%の2の1 3 28%1.02の4号
	㉓ 療養開始年月日		
三者	㉔ 三者コード		㉕ 三者割増受領額
	㉖ 三者割増受領年月日		
休業内払	㉗ 休業内払額(保険給付)		㉘ 休業内払額(特別支給金)
	㉙ 支払方法 1 振込 3 現金 5 その他		
一時金口座情報	㉚ 金融機関コード 店舗コード		㉛ 預金の種類 1 普通 3 定期
	㉜ 口座名義人 ㉝ 口座名義人(つづき)		
修正理由等			

報 告 種 別 39561		①データ受付番号 2260690358001		② 頁目 / ③ 頁中 / /		
その他	① 調整コード <input type="checkbox"/> 1. 障害年金 <input type="checkbox"/> 2. 遺族年金 <input type="checkbox"/> 3. 退職年金	② 資格者氏名(姓と名の間は1字あけること) <input type="checkbox"/> 1. 障害年金 <input type="checkbox"/> 2. 遺族年金 <input type="checkbox"/> 3. 退職年金	④ 2枚以上入力する場合は、2枚目以降に記入すること。 管轄局 種別 四桁年 番 号 C D I 決 議 番 号			
	⑦ 調整コード <input type="checkbox"/> 1. 障害年金 <input type="checkbox"/> 2. 遺族年金 <input type="checkbox"/> 3. 退職年金	⑧ 厚年等年額(1枚) 下 月 下 日 下 月 下 日 下 日 下 日	⑨ 厚年等の年金証書の基礎年金番号及び年金コード(1枚)			
年 報	① 調整コード <input type="checkbox"/> 1. 障害年金 <input type="checkbox"/> 2. 遺族年金 <input type="checkbox"/> 3. 退職年金	② 資格者氏名(姓と名の間は1字あけること) <input type="checkbox"/> 1. 障害年金 <input type="checkbox"/> 2. 遺族年金 <input type="checkbox"/> 3. 退職年金	④ 2枚以上入力する場合は、2枚目以降に記入すること。 管轄局 種別 四桁年 番 号 C D I 決 議 番 号			
	⑦ 調整コード <input type="checkbox"/> 1. 障害年金 <input type="checkbox"/> 2. 遺族年金 <input type="checkbox"/> 3. 退職年金	⑧ 厚年等年額(2枚) 下 月 下 日 下 月 下 日 下 日 下 日	⑨ 厚年等の年金証書の基礎年金番号及び年金コード(2枚)			
資 格 者	① 枝番号 02	② 資格者氏名(姓と名の間は1字あけること) コウセイ セイコ	③ 資格者生年月日 513 4 5	④ 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 1 男 <input type="checkbox"/> 3 女	⑤ 障害の状態 <input type="checkbox"/> 1 障害年金 <input type="checkbox"/> 3 遺族年金	⑥ 同一生計の有無 <input type="checkbox"/> 1 無 <input type="checkbox"/> 2 有
	① 枝番号 11	② 資格者氏名(姓と名の間は1字あけること) ロウヘウ イチロウ	③ 資格者生年月日 538 2 7	④ 性別 <input type="checkbox"/> 1 男 <input checked="" type="checkbox"/> 3 女	⑤ 障害の状態 <input type="checkbox"/> 1 障害年金 <input type="checkbox"/> 3 遺族年金	⑥ 同一生計の有無 <input type="checkbox"/> 1 無 <input type="checkbox"/> 2 有
	① 枝番号 <input type="checkbox"/>	② 資格者氏名(姓と名の間は1字あけること)	③ 資格者生年月日	④ 性別	⑤ 障害の状態	⑥ 同一生計の有無
	① 枝番号 <input type="checkbox"/>	② 資格者氏名(姓と名の間は1字あけること)	③ 資格者生年月日	④ 性別	⑤ 障害の状態	⑥ 同一生計の有無
支 払 関 係	① 報告枝番号 02	② 支払方法 <input type="checkbox"/> 1. 障害年金 <input type="checkbox"/> 2. 遺族年金 <input type="checkbox"/> 3. 退職年金	③ 金融機関コード 1234 123	④ 店頭コード 0123456	⑤ 預金の種類 <input type="checkbox"/> 1. 普通預金 <input type="checkbox"/> 2. 定期預金 <input type="checkbox"/> 3. 活期預金	⑥ 口座番号(右ヅメ)
	⑦ 郵便局コード <input type="checkbox"/>	⑧ 記号 <input type="checkbox"/>	⑨ 番号(右ヅメ)			
住 所	① 前外局番(右ヅメ) - 市内局番(右ヅメ) - 番 号 0123-4567-8901	② 郵便番号 1700044	③ 区 22	④ (漢字)(姓と名の間は1字あけること) 厚生 正子		
	⑤ 住所1(漢字) 練馬区上石神井4-8-4	⑥ 住所2(漢字)	⑦ 住所3(漢字)	※ 郵便局名は記入しないこと		

※ 資格者は、枝番号の小さい者から記入すること。ただし、支払を受ける資格者を除く。

[入力項目及び出力帳票]

○登録帳票(特別遺族年金)

項番	入力項目	石綿健康被害救済法						
		特別遺族年金						
		受付	登記		修正	再出力	不支給	取消
受付未済	受付済							
1	管轄局署	△	△					
2	データ受付番号	×	×	●	●	●	●	●
3	実行コード	×	1	1	3	5	7	9
4	労働保険番号	A	A					
5	被災者生年月日	A	A					
6	傷病年月日(死亡年月日)	A	A					
7	年金証書番号	×	×					
8	受付年月日	●	●	●	●			
9	様式番号	70-00	70-00					
10	支給事由発生年月日(請求年月日)	●	●	●	●			
11	請求人・申請人氏名	●	●	●	●			
12	被災者氏名		●	●	●			
13	性別		●	●	●			
14	特別加入者		△	△	△			
15	平均賃金		×	×	×			
16	特別給与の総額		×	×	×			
17	前払選択支給日数		×	×	×			
18	委任・未支給		△	△	△			
19	成消給付							
20	特支コード							
21	業通別							
22	傷病・障害等級号							
23	併合B級コード							
24	併合繰上定額特支金							
25	既存障害区分							
26	既存障害等級							
27	既存障害年金証書番号		×	×	×			
28	滞納制限率							
29	重大過失コード							
30	療養開始年月日							
31	三者コード							
32	三者損害賠償受領額							
33	三者損害賠償受領年月日							
34	休業内払額(保険給付)							
35	休業内払額(特別支給金)							

項番	入力項目	特別遺族年金							
		登記				修正			
		受付未済		受付済		銀行振込		当地・送金	
		銀行振込	当地・送金	銀行振込	当地・送金	銀行振込	当地・送金	銀行振込	当地・送金
36	支払方法	×	×	×	×	×	×	×	×
37	金融機関・店舗コード	×	×	×	×	×	×	×	×
38	預金の種類	×	×	×	×	×	×	×	×
39	口座番号	×	×	×	×	×	×	×	×
40	口座名義人	×	×	×	×	×	×	×	×
41	口座名義人(つづき)	×	×	×	×	×	×	×	×

- ……必須項目
- ……(流用できるデータが既に登記されている場合に省略が可能となる)必須項目
- △……任意入力項目
- ×……入力不可項目
- A・B……グループ必須項目(A、Bいずれかの組合せを選択する必須項目)

○登録帳票の入力による出力帳票(特別遺族年金)

番号	出力帳票等名	受付	登記		修正	再出力	出力端末装置	出力帳票番号
			受付未済	受付済				
1	登録帳票	●	●	×	×	×	OCRインサータ部	560
2	被災者情報リスト	●	×	×	×	×	OCRインサータ部	057
3	年金一時金入力帳票	×	●	●	×	×	OCRインサータ部	561
4	支給決定決議書	×	×	×	A	A	OCRインサータ部	570
5	不支給決定決議書	×	△	△	B	B	OCRインサータ部	570
6	年金入力結果票	×	×	×	A	A	OCRインサータ部	455
7	年金年額リスト	×	×	×	△	△	OCRインサータ部	486
8	債務者登録票	×	×	×	△	△	OCRインサータ部	582
9	資格者一覧表	×	×	×	△	△	OCRインサータ部	487

●・・・出力
△・・・条件出力
A・B・・・A又はBのどちらかを出力
×・・・非出力

○年金一時金入力帳票(特別遺族年金)

項番	入力項目	特別遺族年金	
		受付	修正
1	データ受付番号	A	A
2	枚目	●	●
3	枚中	●	●
4	診断書の要否	×	×
5	傷病区分	×	×
6	データ受付番号	B	B
7	調整コード(1種)	×	×
8	種別(1種)	×	×
9	厚年等年額(1種)	×	×
10	厚年等の年金証書の基礎年金番号及び年金コード(1種)	×	×
11	調整コード(2種)	×	×
12	種別(2種)	×	×
13	厚年等年額(2種)	×	×
14	厚年等の年金証書の基礎年金番号及び年金コード(2種)	×	×
15	枝番号	●	●
16	資格者氏名	●	●
17	資格者生年月日	●	●
18	性別	●	●
19	障害の状態	△	△
20	同一生計の有無	△	△
21	枝番号	△	△
22	資格者氏名	△	△
23	資格者生年月日	△	△
24	性別	△	△
25	障害の状態	△	△
26	同一生計の有無	△	△
27	枝番号	△	△
28	資格者氏名	△	△
29	資格者生年月日	△	△
30	性別	△	△
31	障害の状態	△	△
32	同一生計の有無	△	△
33	枝番号	△	△
34	資格者氏名	△	△
35	資格者生年月日	△	△
36	性別	△	△
37	障害の状態	△	△
38	同一生計の有無	△	△
39	権者枝番号	●	●

項番	入力項目	特別遺族年金			
		銀行		郵便局	
		口座振込	郵便振込	現金払	外国払
40	支払方法	1	3	5	7
41	金融機関・店舗コード	○	×	×	×
42	預金の種類	○	×	×	×
43	口座番号	○	×	×	×
44	郵便局コード	×	●	●	×
45	貯金通帳記号番号	×	●	×	×
46	電話番号	△	△	△	×
47	郵便番号	●	●	●	×
48	都道府県コード	●	●	●	×
49	受給権者氏名	●	●	●	×
50	住所1	●	●	●	×
51	住所2	△	△	△	×
52	住所3	△	△	△	×

A・B……A又はBのいずれかを記入
 ●……必須入力項目
 ○……(流用できるデータが既に登記されている場合に省略が可能となる)必須項目
 △……任意入力項目
 ×……入力不可項目

○年金一時金入力帳票の入力による出力帳票(特別遺族年金)

番号	出力帳票等名	登記	修正	出力端末装置	出力帳票番号
1	支給決定決議書	●	●	OCRインサータ部	570
2	年金一時金入力結果票	●	●	OCRインサータ部	455
3	資格者一覧表	●	●	OCRインサータ部	487
4	年金年額リスト	△	△	OCRインサータ部	486
5	債務者登録票	△	△	OCRインサータ部	582
6	メッセージリスト	△	△	OCRインサータ部	057

●……出力
△……条件出力

○登録帳票(特別遺族一時金) ※失権差額一時金を除く。

項番	入力項目	特別遺族一時金						
		受付	登記		修正	再出力	不支給	取消
			受付未済	受付済				
1	管轄局署	△	△					
2	データ受付番号	×	×	●	●	●	●	●
3	実行コード	×	1・2	1・2	3・4	5	7	9
4	労働保険番号	A	A					
5	被災者生年月日	A	A					
6	傷病年月日(死亡年月日)	A	A					
7	年金証書番号	×	×					
8	受付年月日	●	●	●	●			
9	様式番号	71-00	71-00					
10	支給事由発生年月日(請求年月日)	●	●	●	●			
11	請求人・申請人氏名	●	●	●	●			
12	被災者氏名		●	●	●			
13	性別		●	●	●			
14	特別加入者		△	△	△			
15	平均賃金		×	×	×			
16	特別給与の総額		×	×	×			
17	前払選択支給日数		×	×	×			
18	委任・未支給		△	△	△			
19	成消給付							
20	特支コード							
21	業通別							
22	傷病・障害等級号							
23	併合8級コード							
24	併合繰上等定額特支金							
25	既存障害区分							
26	既存障害等級							
27	既存障害年金証書番号		×	×	×			
28	滞納制限率							
29	重大過失コード							
30	療養開始年月日							
31	三者コード							
32	三者損害賠償受領額							
33	三者損害賠償受領年月日							
34	休業内払額(保険給付)							
35	休業内払額(特別支給金)							

項番	入力項目	特別遺族一時金					
		登記				修正	
		受付未済		受付済		修正	
		銀行振込	当地・送金	銀行振込	当地・送金	銀行振込	当地・送金
36	支払方法	1	3・5	1	3・5	1	3・5
37	金融機関・店舗コード	●	×	●	×	●	×
38	預金の種類	●	×	●	×	●	×
39	口座番号	●	×	●	×	●	×
40	口座名義人	●	×	●	×	●	×
41	口座名義人(つづき)	△	×	△	×	△	×

- ……必須入力項目
- ……(流用できるデータが既に登記されている場合に省略が可能となる)必須入力項目
- △……任意入力項目
- ×……入力不可項目
- A・B……グループ必須項目(A、Bいずれかの組合せを選択する必須項目)

○登録概票(特別遺族一時金) ※失権差額一時金を除く。

項番	入力項目	特別遺族一時金						
		受付	登記		修正	再出力	不支給	取消
			受付未済	受付済				
1	管轄局署	△	△					
2	データ受付番号	×	×	●	●	●	●	●
3	実行コード	×	1・2	1・2	3・4	5	7	9
4	労働保険番号	A	A					
5	被災者生年月日	A	A					
6	傷病年月日(死亡年月日)	A	A					
7	年金証書番号	×	×					
8	受付年月日	●	●	●	●			
9	様式番号	71-00	71-00					
10	支給事由発生年月日(請求年月日)	●	●	●	●			
11	請求人・申請人氏名	●	●	●	●			
12	被災者氏名		●	●	●			
13	性別		●	●	●			
14	特別加入者		△	△	△			
15	平均賃金		×	×	×			
16	特別給与の総額		×	×	×			
17	前払選択支給日数		×	×	×			
18	委任・未支給		△	△	△			
19	成消給付							
20	特支コード							
21	業通別							
22	傷病・障害等級号							
23	併合8級コード							
24	併合繰上等定額特支金							
25	既存障害区分							
26	既存障害等級							
27	既存障害年金証書番号		×	×	×			
28	滞納制限率							
29	重大過失コード							
30	療養開始年月日							
31	三者コード							
32	三者損害賠償受領額							
33	三者損害賠償受領年月日							
34	休業内払額(保険給付)							
35	休業内払額(特別支給金)							

項番	入力項目	特別遺族一時金					
		登記				修正	
		受付未済		受付済			
		銀行振込	当地・送金	銀行振込	当地・送金	銀行振込	当地・送金
36	支払方法	1	3・5	1	3・5	1	3・5
37	金融機関・店舗コード	●	×	●	×	●	×
38	預金の種類	●	×	●	×	●	×
39	口座番号	●	×	●	×	●	×
40	口座名義人	●	×	●	×	●	×
41	口座名義人(つづき)	△	×	△	×	△	×

- ……必須入力項目
- ……(流用できるデータが既に登記されている場合に省略が可能となる)必須入力項目
- △……任意入力項目
- ×……入力不可項目
- A・B……グループ必須項目(A、Bいずれかの組合せを選択する必須項目)

○登録帳票(特別遺族一時金(失権差額一時金))

項番	入力項目	特別遺族一時金						
		受付	登記		修正	再出力	不支給	取消
			受付未済	受付済				
1	管轄局署	×	×	×	×			
2	データ受付番号	×	×	●	●			
3	実行コード	×	1・2	1・2	3・4	5	7	9
4	労働保険番号	×	×	×	×			
5	被災者生年月日	●	●					
6	傷病年月日(死亡年月日)	×	×	×	×			
7	年金証書番号	●	●					
8	受付年月日	●	●	●	●			
9	様式番号	71-00	71-00					
10	支給事由発生年月日(請求年月日)	●	●	●	●			
11	請求人・申請人氏名	●	●	●	●			
12	被災者氏名		↑	↑	↑			
13	性別							
14	特別加入者							
15	平均賃金		×	×	×			
16	特別給与の総額		↓	↓	↓			
17	前払選択支給日数							
18	委任・未支給		△	△	△			
19	成消給付		↑	↑	↑			
20	特支コード							
21	業通別							
22	傷病・障害等級号							
23	併合8級コード							
24	併合繰上等定額特支金							
25	既存障害区分							
26	既存障害等級							
27	既存障害年金証書番号		×	×	×			
28	滞納制限率							
29	重大過失コード							
30	療養開始年月日							
31	三者コード							
32	三者損害賠償受領額							
33	三者損害賠償受領年月日							
34	休業内払額(保険給付)							
35	休業内払額(特別支給金)							

項番	入力項目	特別遺族一時金					
		登記				修正	
		受付未済		受付済			
		銀行振込	当地・送金	銀行振込	当地・送金	銀行振込	当地・送金
36	支払方法	1	3・5	1	3・5	1	3・5
37	金融機関・店舗コード	●	×	●	×	●	×
38	預金の種類	●	×	●	×	●	×
39	口座番号	●	×	●	×	●	×
40	口座名義人	●	×	●	×	●	×
41	口座名義人(つづき)	△	×	△	×	△	×

- ……必須入力項目
- ……(流用できるデータが既に登記されている場合に省略が可能となる)必須入力項目
- △……任意入力項目
- ×……入力不可項目

○登録振票(特別遺族給付金 未支給金・未支給年金)

項番	入力項目	特別遺族一時金						
		受付	登記		修正	再出力	不支給	取消
			受付未済	受付済				
1	管轄局署	×	×	×	×			
2	データ受付番号	×	×	●	●	●	●	●
3	実行コード	×	1・2	1・2	3・4	5	7	9
4	労働保険番号	×	×	×	×			
5	被災者生年月日	●	●					
6	傷病年月日(死亡年月日)	×	×	×	×			
7	年金証書番号	●	●					
8	受付年月日	●	●	●	●			
9	様式番号	04-00	04-00					
10	支給事由発生年月日(請求年月日)	●	●	●	●			
11	請求人・申請人氏名	●	●	●	●			
12	被災者氏名		↑	↑	↑			
13	性別		↑	↑	↑			
14	特別加入者							
15	平均賃金		×	×	×			
16	特別給与の総額		↑	↑	↑			
17	前払選択支給日数		↑	↑	↑			
18	委任・未支給		△	△	△			
19	成消給付		↑	↑	↑			
20	特支コード		↑	↑	↑			
21	業通別		↑	↑	↑			
22	傷病・障害等級号		↑	↑	↑			
23	併合8級コード		↑	↑	↑			
24	併合繰上等定額特支金		↑	↑	↑			
25	既存障害区分		↑	↑	↑			
26	既存障害等級		↑	↑	↑			
27	既存障害年金証書番号		×	×	×			
28	滞納制限率		↑	↑	↑			
29	重大過失コード		↑	↑	↑			
30	療養開始年月日		↑	↑	↑			
31	三者コード		↑	↑	↑			
32	三者損害賠償受領額		↑	↑	↑			
33	三者損害賠償受領年月日		↑	↑	↑			
34	休業内払額(保険給付)		↑	↑	↑			
35	休業内払額(特別支給金)		↑	↑	↑			

項番	入力項目	特別遺族一時金					
		登記				修正	
		受付未済		受付済		銀行振込	当地・送金
		銀行振込	当地・送金	銀行振込	当地・送金	銀行振込	当地・送金
36	支払方法	1	3・5	1	3・5	1	3・5
37	金融機関・店舗コード	●	×	●	×	●	×
38	預金の種類	●	×	●	×	●	×
39	口座番号	●	×	●	×	●	×
40	口座名義人	●	×	●	×	●	×
41	口座名義人(つづき)	△	×	△	×	△	×

- ……必須入力項目
- ……(流用できるデータが既に登記されている場合に省略が可能となる)必須入力項目
- △……任意入力項目
- ×……入力不可項目

○登録帳票の入力による出力帳票(特別遺族給付金 未支給金・未支給年金)

番号	出力帳票等名	受付	登記		修正	再出力	出力端末装置	出力帳票番号
			受付未済	受付済				
1	登録帳票	●	●	×	×	×	OCRインサータ部	560
2	支給決定決議書	×	A	A	A	A	OCRインサータ部	570
3	不支給決定決議書	×	B	B	B	B	OCRインサータ部	570
4	メッセージリスト	×	△	△	△	△	OCRインサータ部	057

●……出力
 △……条件出力
 A・B……A又はBのどちらかを出力
 ×……非出力

○登録帳票(特別遺族年金・特別遺族一時金)

項番	入力項目	記入要領
1	管轄局署	取扱いは、遺族補償給付と同様である。基本的には記入しない。ただし、端末の障害等のため代行署から入力を行う場合には記入する。
2	データ受付番号	取扱いは、遺族補償給付と同様である。受付処理が正常に行われた場合に、請求書等のデータ受付番号を印字する。
3	実行コード	取扱いは、遺族補償給付と同様である。行う処理に応じて、次のコードを記入する。 なお、石綿健康被害救済法の施行日において労災保険給付請求権が時効により消滅していない場合は、7の不支給決議書出力を記入する。 受付…………… 記入しない 登記(受付未済・受付済)…………… 1 登記(一時金であって漢字又はアルファベットで住所氏名の入力する場合)…………… 2 修正…………… 3 修正(一時金であって漢字又はアルファベットで住所氏名の入力する場合)…………… 4 決議書再出力…………… 5 不支給決議書出力…………… 7 取消…………… 9
4	労働保険番号	取扱いは、遺族補償給付と同様である。石綿ばく露作業に従事した最終事業場の労働保険番号を記入する。なお、当該事業場の労働保険番号を特定できない場合は、便宜的に仮番号を用いて入力する。 具体的な仮番号に関する指定等については、「10 機械処理上の留意点」を参照すること。
5	被災者生年月日	取扱いは、遺族補償給付と同様である。先頭の1桁目に次の元号コードを記入し、続けて生年月日を和暦で記入することにより、死亡労働者等の生年月日を登記する。 (元号コード) 明治…………… 1 大正…………… 3 昭和…………… 5 平成…………… 7
6	傷病年月日(死亡年月日)	傷病年月日でなく、死亡労働者等の死亡年月日を入力する。先頭の1桁目に次の元号コードを記入し、続けて年月日を和暦で記入する。 (元号コード) 昭和…………… 5 平成…………… 7
7	年金証書番号	記入不要
8	受付年月日	取扱いは、遺族補償給付と同様である。請求書を受け付けた年月日を記入する。
9	様式番号	特別遺族給付金に応じて、次のコードを記入する。 特別遺族年金…………… 70-00 特別遺族一時金…………… 71-00 未支給年金(特別遺族年金)…………… 04-00
10	支給事由発生前年月日(請求年月日)	遺族補償給付とは異なり、請求書の受付年月日を記入する(18年度において開発が完了した時点で記入不要項目への切り替えを労災保険業務室から指示する予定)。 特別遺族年金…………… 特別遺族年金の請求年月日 特別遺族一時金…………… 特別遺族一時金の請求年月日 特別遺族一時金(失権差額)…………… 特別遺族年金の転帰年月日 未支給金(特別遺族年金)…………… 特別遺族年金の転帰年月日
11	請求人・申請人氏名	請求人氏名を記入する。なお、姓と名の間は1字空けること。
12	被災者氏名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。死亡労働者等の氏名を記入する。なお、姓と名の間は1字空けること。

項番	入力項目	記入要領
13	性別	取扱い、遺族補償給付と同様である。死亡労働者等の性別に応じて次のコードを記入する。 男..... 1 女..... 3
14	特別加入者	取扱い、遺族補償給付と同様である。死亡労働者等が特別加入者の場合は、現行労災年金の場合に使用するコードを記入する(機械処理手引75頁参照)。
15	平均賃金	記入不要
16	特別給与の総額	
17	前払選択支給日数	
18	委任・未支給	遺族補償給付と同様
19	成消給付コード	記入不要
20	特支コード	
21	業通別	
22	傷病・障害等級号	
23	併合8級コード	
24	併合線上等定額特支金	
25	既存障害区分	
26	既存障害等級	
27	既存障害年金証書番号	
28	滞納制限率	
29	重大過失コード	
30	療養開始年月日	
31	三者コード	
32	三者損害賠償受領額	
33	三者損害賠償受領年月日	
34	休業内払額(保険給付)	
35	休業内払額(特別支給金)	

項番	入力項目	記入要領
36	支払方法	<p>取扱いは、遺族補償給付と同様である。次の区分に応じて該当するコードを記入する。</p> <p>銀行振込1 当地払3 送金払5</p>
37	金融機関・店舗コード	<p>取扱いは、遺族補償給付と同様である。請求書等に記載してある金融機関の名称・店舗名を金融機関検索で確認の上、金融機関コードを記入する。</p>
38	預金の種類	<p>取扱いは、遺族補償給付と同様である。次の区分に応じて該当するコードを記入する。</p> <p>普通預金1 当座預金3</p>
39	口座番号	<p>取扱いは、遺族補償給付と同様である。口座番号を記入し、7桁未満の場合は、右詰めで記入する。</p>
40	口座名義人	<p>取扱いは、遺族補償給付と同様である。口座名義人を記入する。なお、20文字以上使用する場合は、次の「41 口座名義人(つづき)」に記入する。</p>
41	口座名義人(つづき)	<p>取扱いは、遺族補償給付と同様である。「40 口座名義人」に記入しきれない場合に記入する。</p>

○年金一時金入力帳票(特別遺族年金)

項番	入力項目	記入要領
1	データ受付番号	登録帳票による登録処理を行い、正常に処理した場合に機械印字する。
2	枚目	取扱いは、遺族補償年金と同様である。入力する帳票枚数を1から順に記入する。
3	枚中	取扱いは、遺族補償年金と同様である。入力する帳票の総枚数を記入する。
4	診断書の要否	記入不要
5	傷病区分	記入不要
6	データ受付番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。複数枚入力する場合に、受付処理で登録票に印字したデータ受付番号記入する。ただし、「1 データ受付番号」が印字されている場合は記入しない(記入してもこの項目の記入内容は登記されない)。
7	調整コード(1種)	記入不要
8	種別(1種)	
9	厚年等年額(1種)	
10	厚年等の年金証書の基礎年金番号及び年金コード(1種)	
11	調整コード(2種)	
12	種別(2種)	
13	厚年等年額(2種)	
14	厚年等の年金証書の基礎年金番号及び年金コード(2種)	
15	枝番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。資格者の身分に応じて次のコードを記入する。 夫(障害がない場合は60歳以上)…………… 01 妻…………… 02 子(障害がない場合は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること)…………… 11~19 実父(障害がない場合は60歳以上)…………… 21 実母(障害がない場合は60歳以上)…………… 22
16	資格者氏名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。特別遺族年金の受給資格者氏名を左詰めで記入する。なお、姓と氏名の間を一字空ける。

項番	入力項目	記入要領
17	資格者生年月日	取扱いは、遺族補償年金と同様である。「16 資格者氏名」に記入した資格者の生年月日を記入する。
18	性別	取扱いは、遺族補償年金と同様である。次の区分に応じて次のコードを記入する。 男..... 1 女..... 3
19	障害の状態	取扱いは、遺族補償年金と同様である。次の区分に応じて該当するコードを記入する。 障害無0又は空白 障害有(診断書要)1 障害有(診断書否)3
20	同一生計の有無	取扱いは、遺族補償年金と同様である。次の区分に応じて該当するコードを記入する。 同一生計有0又は空白 同一生計無1
21	枝番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。資格者の身分に応じて次のコードを記入する。 夫(障害がない場合は60歳以上)..... 01 妻 02 子(障害がない場合は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること) 11~19 実父(障害がない場合は60歳以上)..... 21 実母(障害がない場合は60歳以上)..... 22
22	資格者氏名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。特別遺族年金の受給資格者氏名を左詰めで記入する。なお、姓と氏名の間を一字空ける。
23	資格者生年月日	取扱いは、遺族補償年金と同様である。「22 資格者氏名」に記入した資格者の生年月日を記入する。
24	性別	取扱いは、遺族補償年金と同様である。次の区分に応じて次のコードを記入する。 男..... 1 女..... 3
25	障害の状態	取扱いは、遺族補償年金と同様である。次の区分に応じて該当するコードを記入する。 障害無0又は空白 障害有(診断書要)1 障害有(診断書否)3
26	同一生計の有無	取扱いは、遺族補償年金と同様である。次の区分に応じて該当するコードを記入する。 同一生計有0又は空白 同一生計無1

項番	入力項目	記入要領
27	枝番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。資格者の身分に応じて次のコードを記入する。 夫(障害がない場合は60歳以上)..... 01 妻..... 02 子(障害がない場合は18歳に達する日以後の最初の3月31日 までの間にあること)..... 11~19 実父(障害がない場合は60歳以上)..... 21 実母(障害がない場合は60歳以上)..... 22
28	資格者氏名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。特別遺族年金の受給資格者氏名を左詰めで記入する。なお、姓と氏名の間を一字空ける。
29	資格者生年月日	取扱いは、遺族補償年金と同様である。「28 資格者氏名」に記入した資格者の生年月日を記入する。
30	性別	取扱いは、遺族補償年金と同様である。次の区分に応じて次のコードを記入する。 男..... 1 女..... 3
31	障害の状態	取扱いは、遺族補償年金と同様である。次の区分に応じて該当するコードを記入する。 障害無.....0又は空白 障害有(診断書要).....1 障害有(診断書否).....3
32	同一生計の有無	取扱いは、遺族補償年金と同様である。次の区分に応じて該当するコードを記入する。 同一生計有.....0又は空白 同一生計無.....1
33	枝番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。資格者の身分に応じて次のコードを記入する。 夫(障害がない場合は60歳以上)..... 01 妻..... 02 子(障害がない場合は18歳に達する日以後の最初の3月31日 までの間にあること)..... 11~19 実父(障害がない場合は60歳以上)..... 21 実母(障害がない場合は60歳以上)..... 22
34	資格者氏名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。特別遺族年金の受給資格者氏名を左詰めで記入する。なお、姓と氏名の間を一字空ける。
35	資格者生年月日	取扱いは、遺族補償年金と同様である。「34 資格者氏名」に記入した資格者の生年月日を記入する。

項番	入力項目	記入要領
36	性別	取扱いは、遺族補償年金と同様である。次の区分に応じて次のコードを記入する。 男……………1 女……………3
37	障害の状態	取扱いは、遺族補償年金と同様である。次の区分に応じて該当するコードを記入する。 障害無……………0又は空白 障害有(診断書要)……………1 障害有(診断書否)……………3
38	同一生計の有無	取扱いは、遺族補償年金と同様である。次の区分に応じて該当するコードを記入する。 同一生計有……………0又は空白 同一生計無……………1
39	権者枝番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。受給権者(代表者)の枝番号を記入する。
40	支払方法	取扱いは、遺族補償年金と同様である。次の区分に応じて該当するコードを記入する。 銀行振込……………1 郵便振込……………3 窓口現金……………5 外国払……………7 7(外国払)を記入した場合は、項目番号41～52までについては、記入せず、外国払入力票により処理すること。
41	金融機関・店舗コード	取扱いは、遺族補償年金と同様である。請求書等に記載してある金融機関の名称・店舗名を金融機関検索で確認の上、金融機関コードを記入する。
42	預金の種類	取扱いは、遺族補償年金と同様である。次の区分に応じて該当するコードを記入する。 普通預金……………1 当座預金……………3
43	口座番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。口座番号を記入し、7桁未満の場合は、右詰めで記入する。
44	郵便局コード	取扱いは、遺族補償年金と同様である。郵便局名称と都道府県コードを基に、「郵便局コード」を検索のうえ記入する。
45	貯金通帳記号番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。記号5桁、番号8桁を右詰めで記入する。
46	電話番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。市外局番(最大6桁)、市内局番(最大4桁)、番号(4桁)を右詰めで記入する。なお、外国払の際は、記入しない。
47	郵便番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。受給権者の住所の郵便番号を左詰めで7桁で記入する。なお、外国払の際は、記入しない。
48	都道府県コード	取扱いは、遺族補償年金と同様である。受給権者の住所地の都道府県コードを記入する(都道府県コードは、機械処理手引764頁を参照)。なお、外国払の際は、記入しない。
49	受給権者氏名(漢字)	取扱いは、遺族補償年金と同様である。受給権者氏名を漢字で記入する。記入の際は、姓と名の間を一字空けること。なお、外国払の際は、記入しない。
50	住所1(漢字)	取扱いは、遺族補償年金と同様である。受給権者の住所(郡・市・町・村以下で表示する住所)を漢字で記入する。なお、外国払の際は、記入しない。

項番	入力項目	記入要領
51	住所2(漢字)	取扱いは、遺族補償年金と同様である。受給権者の住所(郡・市・町・村以下で表示する住所)について漢字で記入する。なお、外国払の際は、記入しない。
52	住所3(漢字)	取扱いは、遺族補償年金と同様である。受給権者の住所(郡・市・町・村以下で表示する住所)を漢字で記入する。なお、外国払の際は、記入しない。

(3) 決議処理

登記処理の結果出力された支給決定決議書（39570）を用いて、支給決定に係る決議処理を行う。

帳票記入例については 37 頁に、記入必要項目については 38 頁に、記入要領については 39 頁にそれぞれ掲げるので処理の際に参照すること。

年金一時金支給決定決議書
一時金支払

570

計算種別 39570		管轄局番 2201		①アーク受付番号 2260690358001		②訂正番号 <input type="checkbox"/>		③決議補助別職業通別 1		業務災害	
給付の種類 一時金		支給決定額等 ¥ 27000000		調整額 -		支払額					
特別支給金合計		特別遺族年金		支払額合計							
年金証書番号 226069035		賞 長 資 金 前 渡 官 吏		課 長		係 長		係			
支給年月日		小切手番号 第 号		口座金送金番号 第 号							
調整額等		三者相賠受領額等		給付の種類 前給付過給額 休業内払額 回収額合計 処理方法 年金のそ遺給額							
算定基礎		平均賃金		特別給付の総額		既存取引		算定人数		スライド率	
給付日額 × 給付日数		給付日数 × 給付日数		原年等調整率(額) × 支給制限率		支給制限率		保険給付額		特別一時金額等	
算定日額 × 給付日数		給付日数 × 給付日数		支給制限率		支給制限率		特別一時金額等		特別一時金額等	
給付基礎日額算出方法		算定基礎年額算出方法		給付基礎日額算出方法		算定基礎年額算出方法					
請求事項 等		受給年月日 863 516		被災者氏名 サイトウ アキラ		被災者生年月日 848 516		性別 男		特別加入者 <input type="checkbox"/>	
請求事項 等		受給開始年月日		労働保険番号 221010000006		事業場名 株式会社		業 種 商 務		業 種 分類 9416	
請求事項 等		受給年月日 818 330		請求年金証書番号		請求年月日 818 330		請求年月日 818 510		請求年月日 818 510	
請求事項 等		支払方法 <input type="checkbox"/>		委託・未支給 <input type="checkbox"/>		請求人・申請人氏名 コウセイセイコ		既存年金証書番号		休業給付日額	
請求事項 等		金融機関コード		金融機関名		店舗名		口座名義人		預金の種類(口座番号)	
メッセージ欄		M636 受付から1月以上経過しています M525 資格者(18)と被災者の年齢差を再確認してください M525 資格者(31)と被災者の年齢差を再確認してください M703 「郵便番号」と「都道府県コード」が不整合。要確認									
決裁 統計 入力 欄		①支給決定年月日 718 530		②処理区分 01		③傷病性質 01		④通勤方法 01		⑤事故の相手方	
決裁 統計 入力 欄		⑥発生発生局番 2201		⑦特災コード 99		⑧傷病部位 71		⑨傷病性質 71		⑩復命証番号	
決裁 統計 入力 欄		⑪調査コード 19		⑫調査年月日 718 516		⑬復命証番号 0021					

右金額正に領収しました。 年 月 日 ¥ 氏 名

○年金・一時金支給決定一時金支払決議書(特別遺族年金・特別遺族一時金)入力項目

項番		特別遺族年金・特別遺族一時金	
		支給	不支給
1	データ受付番号	●	●
2	訂正番号		
3	出力回数	●	●
4	支給決定年月日	●	●
5	処理区分	●	●
6	傷病性質	×	×
7	通勤方法	×	×
8	事故の相手方	×	×
9	災害発生局署	●	×
10	特疾コード	△	×
11	傷病部位	●	×
12	傷病性質	●	×
13	調査コード	A	A
14	調査年月日	A	A
15	復命書番号	A	A

- ……必須入力項目
 ○……(流用できるデータが既に登記されている場合に省略が可能となる)必須入力項目
 △……任意入力項目
 ×……入力不可項目
 A……セット入力項目(3項目全てを入力する。)

○年金・一時金支給決定一時金支払決議書(特別遺族年金・特別遺族一時金)出力帳票

番号	出力帳票等名	支給	不支給	出力端末装置	出力帳票番号
1	支給決定通知書	●	×	OCRインサータ部	481
2	不支給決定通知書	×	●	OCRインサータ部	483
3	年金証書	●	×	OCRインサータ部	440
4	メッセージリスト	△	×	OCRインサータ部	057

- ……出力
 △……条件出力
 ×……非出力

○支給決定決議書(特別遺族年金・特別遺族一時金)

項番	入力項目	記入要領
1	データ受付番号	登録帳票による登録処理を行い正常に処理した場合に機械印字する。
2	訂正番号	使用しない。
3	決議書出力回数	登録帳票による登録処理を行い正常に処理した場合に機械印字する。
4	支給決定年月日	取扱いは、遺族補償給付と同様である。支給(不支給)決定した日付を記入する。
5	処理区分	<p>取扱いは、遺族補償給付と同様である。次の区分に応じて該当するコードを記入する。</p> <p>支給..... 01 適用外で不支給(特別遺族給付金適用外)..... 11 業務外で不支給..... 12 重複請求で不支給..... 13 特別遺族年金・資格者なしで不支給 23 基本権なしで不支給 25 給付金額なしで不支給 26 管轄外の請求のため不支給 30 その他で不支給 14~19</p> <p>(注) 14~19については、各局で任意に設定し使用する。</p>
6	傷病性質(通災)	} 記入不要
7	通勤方法	
8	事故の相手方(通災)	
9	災害発生局署	取扱いは、遺族補償給付と同様である。石綿ばく露作業に従事した最終事業場を管轄する局署を記入する。
10	特疾コード	<p>取扱いは、遺族補償給付と同様である。特定疾病に該当する場合にのみ「1」を入力する。</p> <p>※ただし、「石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫」については、H18年4月1日の給付から適用であるが、当面の間、システムでは対応していないためこのコードは入力しない。(H18年8月中対応予定)</p>
11	傷病部位	取扱いは、遺族補償給付と同様である。傷病部位コードを記入する(機械処理手引761頁参照)。
12	傷病性質	取扱いは、遺族補償給付と同様である。傷病性質コードを記入する(機械処理手引757頁参照)。
13	調査コード	<p>取扱いは、遺族補償給付と同様である。次の区分に応じて該当するコードを記入する。</p> <p>適用関係 11 業務外 12 受給権者 19 その他(上記以外) 24~29 支給停止 31 支払差止 32 受給資格者 33</p> <p>(注) 24~29については、各局で任意に設定し使用する。</p>
14	調査年月日	取扱いは、遺族補償給付と同様である。調査実施年月日を記入する。

項番	入力項目	記入要領
15	復命書番号	取扱いは、遺族補償給付と同様である。調査により作成した復命書番号を記入する。

(4) 支払処理

特別遺族年金については、労災保険法の保険給付同様、機械処理で偶数月の支払期ごとに支払われる。

特別遺族一時金についても、労災保険法の保険給付と同様、労働基準監督署において、明当送要求票（34510）に必要事項を記入し、機械処理を行う。

明当送要求票（34510）の記入方法について、「③明細票要求」等の給付種別は、一時金と区分せず一括して処理する。その他、機械処理事務手引（短期給付一元管理システム編）を参照すること。

□ 記入要領

項番	入力項目	記 入 要 領
1	データ受付番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。受付処理が正常に行われた場合に、請求書等のデータ受付番号を印字する。
2	実行コード	取扱いは、遺族補償年金と同様である。行う処理に応じて、次のコードを記入する。 受付…………… 記入しない 登記…………… 1 修正…………… 3 変更決議書再出力…………… 5 不変更決議書出力…………… 7 取消…………… 9
3	債権選択コード	取扱いは、遺族補償年金と同様である。年金転帰時に生じている内払調整残額を債権として回収する場合に次のコードを記入する。 債権選択…………… 1
4	出力枚数	取扱いは、遺族補償年金と同様である。受付処理により出力した変更票の枚数を印字する。
5	枚目	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
6	枚中	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
7	同時決議番号	該当する次のコードを記入する。 失権→転給…………… 1 (失権処理と同時に転給処理を行う場合に記入する。) 死亡→転給…………… 2 (死亡失権処理と同様に転給処理を行う場合に記入する。)
8	様式番号	提出された請求書又は申請書の様式番号を記入する。なお、職権で記入する場合は、職権決議の様式番号を記入する。
9	変更内容コード	該当する変更内容コードを記入する。 なお、変更内容コードについては、「変更内容一覧」を参照すること。
10	受付年月日	取扱いは、遺族補償年金と同様である。各種申請書・請求書、届等を受け付けた年月日を記入する。なお、職権で入力する場合は空欄とする。
11	年金証書番号	変更処理を行う年金の年金証書番号を記入する。
12	被災者生年月日	取扱いは、遺族補償年金と同様である。死亡労働者等の生年月日を記入する。
13	請求人・申請人氏名	請求人・申請人氏名をカタカナで記入する。なお、姓と名の間は1字空けること。 なお、職権で入力する場合は記入しないこと。
14～ 53		記入要領については、変更処理一覧の項番ごとに記述しているのでそれによること。

■ 変更処理一覧

項番	請求書・申請書等の種類	様式番号	同時決議番号	変更内容	変更内容コード	住所・氏名等変更票の入力	項目番号	出力項目名			
①	年金証書再交付申請書	00-03					802	再交付事由			
②	年金等受給者死亡届及び特別遺族年金転給等請求書	00-06	2			●	606	失権(格)事由			
③	年金等受給者死亡届	00-06					606	失権(格)事由			
④	特別遺族年金代表者選任・解任届	00-07		選任	01	●	801	枝番号			
				解任	02	●	801	枝番号			
⑤	特別遺族年金転給等請求書	13-00		三者損賠 同一生計	01	●	801	枝番号			
							561	三者損賠受領額			
							562	三者損賠受領日			
							604	同一生計の有無			
⑥	特別遺族年金受給権者失権届及び特別遺族年金転給等申請書	21-00	1			●	606	失権(格)事由			
⑦	特別遺族年金受給権者失権届	21-00					606	失権(格)事由			
⑧	特別遺族年金算定基礎変更届	22-00		同一生計	02		604	同一生計の有無			
障害の有無の変更				03		605	障害の状態				
失格				05		606	失権(格)事由				
⑨	(職権決議用) 特別遺族年金の受給権消滅	90-02		死亡	01		606	失権(格)事由			
失権				02		606	失権(格)事由				
⑩	(職権決議用) 特別遺族年金の変更決定	90-03		上順位者への転給	04	●	801	枝番号			
							561	三者損賠受領額			
							562	三者損賠受領日			
							604	同一生計の有無			
							同一生計	06		604	同一生計の有無
							障害の有無の変更	07		605	障害の有無
							失格	09		606	失権(格)事由
代表者解任	10	●	801	枝番号							
代表者選任	11	●	801	枝番号							
⑪	(職権決議用) その他	90-04		再発行			802	再交付事由			
⑫	(職権決議用) 支払差止(解除)変更	90-12		差止・解除	01	△ (所在判明による支払差止解除時に入力)	811	差止・解除事由			

(項番ごとの処理)

① 特別遺族年金証書再交付 (00-03)

受給権者から「年金証書再交付申請書」が提出された場合の処理である。

(イ) 必要な記入項目

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

(ロ) 記入要領

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

(ハ) 出力帳票一覧

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

② 特別遺族年金死亡（同時決議）（00-06）

転給者から死亡した受給権者の「年金等受給権者死亡届」と併せて「特別遺族年金転給等申請書（様式第2号）」が提出された場合の処理である。

(イ) 必要な記入項目

a 1枚目【変更票（死亡）】

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

b 2枚目【変更票（転給者・三者損賠情報・同一生計の有無）】

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

c 3枚目【住所・氏名等変更届】

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

d 3枚目【外国払入力票】

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

※遺族補償年金の変更処理で出力される3枚目【変更票（厚年等情報）】は出力されない。

(ロ) 記入要領

a 【変更票（死亡）】

項番	入力項目	記 入 要 領
14	項目番号・項目名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。項目番号「606」及び項目名「失権(格)事由」を印字する。
15	変更年月日	失権事由の生じた年月日を記入する。当該変更年月日は転給年月日を兼ねている。
16	枝番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
18	項目番号・項目名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。次のコードを記入する。 死亡..... 1

b 【変更票（転給者、三者損賠情報・同一生計の有無）】

項番	入力項目	記入要領
1	データ受付番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
4	出力枚数	取扱いは、遺族補償年金と同様である。受付処理により出力した変更票の枚数「2」が印字される。
5	枚目	取扱いは、遺族補償年金と同様である。入力を要する変更票及び住所・氏名等変更届のうち、入力する枚目を記入する
6	枚中	取扱いは、遺族補償年金と同様である。入力を要する変更票及び住所・氏名等変更届の総枚数を記入する。
14	項目番号・項目名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。項目番号「801」及び項目名「枝番号」を印字する。
18	変更データ	取扱いは、遺族補償年金と同様である。転給した受給権者の枝番号を記入する。
19	項目番号・項目名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。項目番号「561」及び項目名「三者損賠受領額」を印字する。
23	変更データ	記入不要
24	項目番号・項目名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。項目番号「562」及び項目名「三者損賠受領日」を印字する。
28	変更データ	記入不要
29	項目番号・項目名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。項目番号「604」及び項目名「同一生計の有無」を印字する。
31	枝番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。同一生計に変更が生じた資格者の枝番号を記入する。
33	変更データ	取扱いは、遺族補償年金と同様である。次の該当するコードを記入する。 同一生計有…………… 0 同一生計無…………… 1
34～53	4人分の同一生計関係	記入方法は項目29～33と同様である。

c、d は遺族補償年金と同様。

(ハ) 出力帳票一覧
 変更票を入力して出力される帳票等

出力帳票等名	出力 帳票番号	受付	登記	修正	再出力	出力端末装置
変更票	562	●	×	×	×	OCRインサータ部
変更決議書	571	×	●	●	●	OCRインサータ部
年金年額リスト	486	×	△	△	△	OCRインサータ部
OKリスト(同一生計・三者情報)	057	×	△	△	△	OCRインサータ部
OKリスト(住所情報)	057	×	●	●	●	OCRインサータ部

●……出力
 △……条件出力
 A・B……A又はBのどちらかを出力
 ×……非出力

③ 失権・死亡（特別遺族年金）（00-06）

死亡した受給権者の遺族等から「年金等受給権者死亡届」が提出された場合の処理である。特別遺族年金が全員失権する場合、転給未処理になる場合及び権者払中の一人が失権する場合がある。

(イ) 必要な記入項目

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

(ロ) 記入要領

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

(ハ) 出力帳票一覧

変更票を入力して出力される帳票等

出力帳票等名	出力帳票番号	受付	登記	修正	再出力	出力端末装置
変更票	562	●	●	×	×	OCRインサータ部
変更決議書	571	×	●	●	●	OCRインサータ部
債務者登録票	582	×	△	△	△	OCRインサータ部
年金・一時金計算式リスト	057	×	△	△	△	OCRインサータ部
年金年額リスト	486	×	△	△	△	OCRインサータ部

●……出力
 △……条件出力
 A・B……A又はBのどちらかを出力
 ×……非出力

④ 代表者選任・解任 (00-07)

受給権者から「特別遺族年金代表者選任・解任届」が提出された場合の処理である。

(イ) 必要な記入項目

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

(ロ) 記入要領

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

(ハ) 出力帳票一覧

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

⑤ 特別遺族年金転給 (13-00) [転給者について権者との同一生計関係のみを入力する場合]

(イ) 必要な記入項目

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

(ロ) 記入要領

a 【変更票 (転給情報)】

項番	入力項目	記 入 要 領
14	項目番号・項目名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。項目番号「801」及び項目名「枝番号」を印字する。
15	変更年月日	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
18	変更データ	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
19	項目番号・項目名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。項目番号「561」及び項目名「三者損賠受領額」を印字する。
23	変更データ	記入不要
24	項目番号・項目名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。項目番号「562」及び項目名「三者損賠受領日」を印字する。
28	変更データ	記入不要
29	項目番号・項目名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。項目番号「604」及び項目名「同一生計の有無」を印字する。
31	枝番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。同一生計に変更が生じた資格者の枝番号を記入する。
33	変更データ	取扱いは、遺族補償年金と同様である。次の該当するコードを記入する。 同一生計有…………… 0 同一生計無…………… 1
34～53	4人分の同一生計関係	記入方法は項目29～33と同様である。

b、c は遺族補償年金と同様。

(ハ) 出力帳票一覧
 変更票を入力して出力される帳票等

出力帳票等名	出力 帳票番号	受付	登記	修正	再出力	出力端末装置
変更票	562	●	×	×	×	OCRインサータ部
変更決議書	571	×	●	●	●	OCRインサータ部
年金年額リスト	486	×	△	△	△	OCRインサータ部
OKリスト(同一生計・三者情報)	057	×	△	△	△	OCRインサータ部
OKリスト(住所情報)	057	×	●	●	●	OCRインサータ部

●……出力
 △……条件出力
 A・B……A又はBのどちらかを出力
 ×……非出力

⑥ 特別遺族年金失権（同時決議）（21-00）

転給者から現受給権者の「特別遺族年金受給権者失権届（様式第5号）」と併せて「特別遺族年金転給等申請書（様式第2号）」が提出された場合の処理である。

(イ) 必要な記入項目

- a 1枚目【変更票（失権）】
遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。
- b 2枚目【変更票（転給者・三者損賠情報・同一生計の有無）】
遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。
- c 3枚目【住所・氏名等変更届】
遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。
- d 3枚目【外国払入力票】
遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。
※遺族補償年金の変更処理で出力される3枚目【変更票（厚年等情報）】は出力されない。

(ロ) 記入要領

a 【変更票（失権）】

項番	入力項目	記 入 要 領
14	項目番号・項目名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。項目番号「606」及び項目名「失権(格)事由」を印字する。
15	変更年月日	失権事由の生じた年月日を記入する。当該変更年月日は転給年月日を兼ねている。
16	枝番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
18	項目番号・項目名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。次のコードを記入する。 婚姻 2 養子縁組 3 離縁 4 障害無 5

b 【変更票（転給者、三者損賠情報・同一生計の有無）】

項番	入力項目	記入要領
1	データ受付番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
4	出力枚数	取扱いは、遺族補償年金と同様である。受付処理により出力した変更票の枚数「2」が印字される。
5	枚目	取扱いは、遺族補償年金と同様である。入力を要する変更票及び住所・氏名等変更届のうち、入力する枚目を記入する
6	枚中	取扱いは、遺族補償年金と同様である。入力を要する変更票及び住所・氏名等変更届の総枚数を記入する。
14	項目番号・項目名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。項目番号「801」及び項目名「枝番号」を印字する。
18	変更データ	取扱いは、遺族補償年金と同様である。転給した受給権者の枝番号を記入する。
19	項目番号・項目名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。項目番号「561」及び項目名「三者損賠受領額」を印字する。
23	変更データ	記入不要
24	項目番号・項目名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。項目番号「562」及び項目名「三者損賠受領日」を印字する。
28	変更データ	記入不要
29	項目番号・項目名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。項目番号「604」及び項目名「同一生計の有無」を印字する。
31	枝番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。同一生計に変更が生じた資格者の枝番号を記入する。
33	変更データ	取扱いは、遺族補償年金と同様である。次の該当するコードを記入する。 同一生計有…………… 0 同一生計無…………… 1
34～53	4人分の同一生計関係	記入方法は項目29～33と同様である。

c、d は遺族補償年金と同様。

(ハ) 出力帳票一覧
 変更票を入力して出力される帳票等

出力帳票等名	出力帳票番号	受付	登記	修正	再出力	出力端末装置
変更票	562	●	×	×	×	OCRインサータ部
変更決議書	571	×	●	●	●	OCRインサータ部
年金年額リスト	486	×	△	△	△	OCRインサータ部
OKリスト(同一生計・三者情報)	057	×	△	△	△	OCRインサータ部
OKリスト(住所情報)	057	×	●	●	●	OCRインサータ部

●……出力
 △……条件出力
 A・B……A又はBのどちらかを出力
 ×……非出力

⑦ 特別遺族年金失権（同時決議）（21-00）

支払権者である受給権者から「特別遺族年金受給権者失権届（様式第5号）」が提出された場合の処理である。

(イ) 必要な記入項目

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

(ロ) 記入要領

項番	入力項目	記 入 要 領
14	項目番号・項目名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。項目番号「606」及び項目名「失権(格)事由」を印字する。
15	変更年月日	失権事由の生じた年月日を記入する。当該変更年月日は転給年月日を兼ねている。
16	枝番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
18	項目番号・項目名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。次のコードを記入する。 婚姻 2 養子縁組 3 離縁 4 障害無 5

(ハ) 出力帳票一覧

変更票を入力して出力される帳票等

出力帳票等名	出力帳票番号	受付	登記	修正	再出力	出力端末装置
変更票	562	●	×	×	×	OCRインサータ部
変更決議書	571	×	●	●	●	OCRインサータ部
債務者登録帳票	582	×	△	△	△	OCRインサータ部
年金・一時金計算式リスト	057	×	△	△	△	OCRインサータ部
年金年額リスト	486	×	△	△	△	OCRインサータ部

●・・・出力
 △・・・条件出力
 A・B・・・A又はBのどちらかを出力
 ×・・・非出力

⑧ 算定基礎変更（同一生計）（22-00）

受給権者から資格者の同一生計関係について「特別遺族年金額算定基礎変更届（様式第6号）」が提出された場合の処理である。

(イ) 必要な記入項目

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

(ロ) 記入要領

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

(ハ) 出力帳票一覧

変更票を入力して出力される帳票等

出力帳票等名	出力 帳票番号	受付	登記	修正	再出力	出力端末装置
変更票	562	●	×	×	×	OCRインサータ部
変更決議書	571	×	●	●	●	OCRインサータ部
年金年額リスト	486	×	△	△	△	OCRインサータ部

●……出力
 △……条件出力
 A・B……A又はBのどちらかを出力
 ×……非出力

⑨ 算定基礎変更（障害の有から無への変更）（22-00）

受給権者から受給権者及び資格者の障害の状態について「特別遺族年金額算定基礎変更届（様式第6号）」が提出された場合の処理である。

なお、この処理において入力可能な者は障害の状態を変更することによって、受給権に変動を及ぼさないものに限る処理である。

- (イ) 必要な記入項目
遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。
- (ロ) 記入要領
遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。
- (ハ) 出力帳票一覧
変更票を入力して出力される帳票等

出力帳票等名	出力帳票番号	受付	登記	修正	再出力	出力端末装置
変更票	562	●	×	×	×	OCRインサータ部
変更決議書	571	×	●	●	●	OCRインサータ部

●……出力
△……条件出力
A・B……A又はBのどちらかを出力
×……非出力

⑩ 算定基礎変更（失権（格））（22-00）

受給権者から受給権者以外の資格者の失権・失格について「特別遺族年金額算定基礎変更届（様式第6号）」が提出された場合の処理である。

(イ) 必要な記入項目

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

(ロ) 記入要領

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

(ハ) 出力帳票一覧

変更票を入力して出力される帳票等

出力帳票等名	出力帳票番号	受付	登記	修正	再出力	出力端末装置
変更票	562	●	×	×	×	OCRインサータ部
変更決議書	571	×	●	●	●	OCRインサータ部
年金年額リスト	486	×	△	△	△	OCRインサータ部

<p>●……出力 △……条件出力 A・B……A又はBのどちらかを出力 ×……非出力</p>
--

⑪ 受給権消滅【失権・死亡（特別遺族年金）（90-02）】

受給権者の死亡を定期報告等によって把握し、遺族等から「年金等受給権者死亡届」が提出された場合の処理である。

- (イ) 必要な記入項目
遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。
- (ロ) 記入要領
遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。
- (ハ) 出力帳票一覧
遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

⑫ 受給権消滅【特別遺族年金失権（90-02）】

特別遺族年金の受給権者が失権事由に該当することが定期報告等によって判明した場合にその他の受給者又は遺族から「特別遺族年金受給権者失権届（様式第5号）」の提出がない場合の処理である。

- (イ) 必要な記入項目
遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。
- (ロ) 記入要領
遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。
- (ハ) 出力帳票一覧
遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

⑬ 職権変更【上位者への転給 (90-03)】

この処理は訂正における「資格者追加」に付随して行う処理であり、次の場合に行う。現受給権者に対して先順位者たるべき資格者を追加し、その資格者に対して上順位者への転給を行う必要のある場合

(イ) 必要な記入項目

a 1枚目【変更票 (転給情報)】

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

b 2枚目【住所・氏名等変更届】

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

c 2枚目【外国払入力票】

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

※遺族補償年金の変更処理で出力される2枚目【変更票 (厚年等情報)】は出力されない。

(ロ) 記入要領

a 【変更票 (転給情報)】

項番	入力項目	記 入 要 領
14	項目番号・項目名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。項目番号「801」及び項目名「枝番号」を印字する。
15	変更年月日	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
18	変更データ	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
19	項目番号・項目名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。項目番号「561」及び項目名「三者損賠受領額」を印字する。
23	変更データ	記入不要
24	項目番号・項目名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。項目番号「562」及び項目名「三者損賠受領日」を印字する。
28	変更データ	記入不要
29	項目番号・項目名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。項目番号「604」及び項目名「同一生計の有無」を印字する。
31	枝番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。同一生計に変更が生じた資格者の枝番号を記入する。
33	変更データ	取扱いは、遺族補償年金と同様である。次の該当するコードを記入する。 同一生計有…………… 0 同一生計無…………… 1
34～53	4人分の同一生計関係	記入方法は項目29～33と同様である。

b、cは遺族補償年金と同様。

(ハ) 出力帳票一覧
 変更票を入力して出力される帳票等

出力帳票等名	出力 帳票番号	受付	登記	修正	再出力	出力端末装置
変更票	562	●	×	×	×	OCRインサータ部
変更決議書	571	×	●	●	●	OCRインサータ部
年金年額リスト	486	×	△	△	△	OCRインサータ部
OKリスト(同一生計・三者情報)	057	×	△	△	△	OCRインサータ部
OKリスト(住所情報)	057	×	●	●	●	OCRインサータ部

●……出力
 △……条件出力
 A・B……A又はBのどちらかを出力
 ×……非出力

⑭ 職権変更【算定基礎変更（同一生計）（90-03）】

定期報告等により資格者の同一生計関係に変更が生じていることを把握した場合に、受給権者から「特別遺族年金額算定基礎変更届（様式第6号）」が提出されない場合の処理である。

(イ) 必要な記入項目

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

(ロ) 記入要領

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

(ハ) 出力帳票一覧

変更票を入力して出力される帳票等

出力帳票等名	出力 帳票番号	受付	登記	修正	再出力	出力端末装置
変更票	562	●	×	×	×	OCRインサータ部
変更決議書	571	×	●	●	●	OCRインサータ部
年金年額リスト	486	×	△	△	△	OCRインサータ部

●……出力
△……条件出力
A・B……A又はBのどちらかを出力
×……非出力

⑮ 職権変更【算定基礎変更（障害の有無の変更）（90-03）】

定期報告等により資格者の障害の状態について変更が生じていることを把握した場合で受給権者から「特別遺族年金額算定基礎変更届（様式第6号）」が提出されない場合の処理である。

なお、この処理において入力可能な者は障害の状態を変更することによって、受給権に変動を及ぼさない者に限る。

- (イ) 必要な記入項目
遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。
- (ロ) 記入要領
遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。
- (ハ) 出力帳票一覧
遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

⑩ 職権変更【算定基礎変更（失権（格））（90-03）】

定期報告等により受給権者以外の資格者の失権・失格について把握した場合で、受給権者から「特別遺族年金額算定基礎変更届（様式第6号）」が提出されない場合の処理である。

(イ) 必要な記入項目

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

(ロ) 記入要領

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

(ハ) 出力帳票一覧

変更票を入力して出力される帳票等

出力帳票等名	出力 帳票番号	受付	登記	修正	再出力	出力端末装置
変更票	562	●	×	×	×	OCRインサータ部
変更決議書	571	×	●	●	●	OCRインサータ部
年金年額リスト	486	×	△	△	△	OCRインサータ部

●……出力
△……条件出力
A・B……A又はBのどちらかを出力
×……非出力

⑰ 職権決議【代表者選任・解任（90-03）】

転給による転給者は自動的に代表者としてセットされるため、引き続き権者払いを請求する場合に職権により代表者解任を行う。

- (イ) 必要な記入項目
遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。
- (ロ) 記入要領
遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。
- (ハ) 出力帳票一覧
遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

⑱ 職権【年金証書再交付（90-04）】

職権により年金証書再交付の必要が生じた場合の処理である。

- (イ) 必要な記入項目
遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。
- (ロ) 記入要領
遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。
- (ハ) 出力帳票一覧
遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

⑲ 職権【支払差止・解除（90-12）】

定期報告未提出、所在不明を事由として支払差止する場合又は定期報告提出、所在判明を事由として差止解除をする場合に行う処理である。

なお、所在判明による差止解除に限り、住所・氏名変更届等との同時決議入力となる。

- (イ) 必要な記入項目
遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。
- (ロ) 記入要領
遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。
- (ハ) 出力帳票一覧
遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

(3) 決議処理

変更処理の結果出力された変更決定決議書(39571)を用いて、変更決定に係る決議を行う。

イ 様式

<small>勤労災害補償保険 金一時金システム</small>		年金変更・不変更決定決議書										571			
帳票種別 39571		管轄局者 0707		①アーク受付番号 0760690251002		年金証書番号 076069029		枝番号 02		②決議書出力回数 1					
受 付	届の種類 勤労災害補償年金受給権喪失届										請求人・申請人氏名 コウセイセイゴ				
	同時決議番号、様式番号 2100		受付年月日 H18.7.3		決議書出力年月日 H18.7.3		被災者氏名 サイトウ アキラ		被災者生年月日 922.4.2						
決 定 額	世千百万十万万千百十円										署長	次長	課長	係長	係
	年金年額														
	特別年金年額														
	傷病差額特別年金額 就学等援護費														
調 整 額 等	保険給付														
	特別支給金														
	就学等援護費														
算 定 法 則 (変 更 前) (変 更 後)	給付日額		給付日数		厚年等調整率(額) 2400000		支給制限率 %		=		年金年額				
	×		×		×		×				特別年金年額				
	算定日額		給付日数				支給制限率 %		=		年金年額				
	×		×				×				特別年金年額				
失権															
枝番 02 氏名 厚生 正子 失権年月日 H18.5.2 失権事由 2-婚姻															
M581 全員失権(年金転滞)になります															
入 力 欄	① 決定年月日		② 処理区分		③ 調整コード		④ 調査年月日		⑤ 復命書番号						
	2018.07.03		01												

□ 変更決定決議書の記入項目

項番	入力項目	変更・不変更
1	データ受付番号	●
2	決議書出力回数	●
3	決定年月日	●
4	処理区分	●
5	調査コード	A
6	調査年月日	A
7	復命書番号	A

●… 必須入力項目

A… セット入力項目(3項目全てを入力する)

(注)ゴシック体となっている項目は、決議書出力時に印字する項目である。

ハ 変更決定決議書の項目別記入要領

項番	入力項目	記 入 要 領
1	データ受付番号	登記処理により機械印字する。
2	決議書出力回数	登記処理により機械印字する。
3	決定年月日	取扱いは、遺族補償年金と同様である。変更(不変更)決定した日付を記入する。
4	処理区分	<p>取扱いは、遺族補償年金と同様である。次の区分に応じて該当するコードを記入する。</p> <p>変更…………… 01 重複請求で不変更…………… 13 その他で不変更…………… 31～39 (注)31～39については、各局が任意に設定し使用する。</p>
5	調査コード	<p>変更(訂正)するに当たり調査を行った場合は、次の区分に従い該当するコードを記入する。</p> <p>適用関係……………11 業務外……………12 受給権者……………19 その他(上記以外)……………24～29 支給停止……………31 支払差止……………32 受給資格者……………33 死亡……………34</p>
6	調査年月日	取扱いは、遺族補償年金と同様である。調査実施年月日を記入する。
7	復命書番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。調査により作成した復命書番号を記入する。

調査コードを記入する場合は、調査年月日・復命書の番号も記入すること。

二 変更決定決議書の出力内容

出力項目名	出力内容
上方標題	様式番号、変更内容コード、同時決議番号、項目群番号によって別表1のとおり印字する。ただし、不変更決議書の場合は別表の文言の後に“不変更”の文字を印字する。
管轄局署	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
データ受付番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
年金証書番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
枝番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
決議書出力回数	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
届の種類	対象となる請求書・申請書・届・項目群番号の名称を別表1のとおり印字する。
請求人・申請人氏名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
同時決議番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
様式番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
受付年月日	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
決議書出力年月日	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
被災者氏名	被災者氏名をカタカナで印字する。
被災者生年月日	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
<決定額> 年金年額	原則として、変更・訂正後の変更年月の効力開始年月時点の算定基礎に基づいた支給制限後年金年額を印字する。ただし、不変更決議書の場合は“—”を印字する。例外については、別表2を参照すること。
<決定額> 特別年金額	“—”を印字する。
<決定額> 傷病差額特別年金額	“—”を印字する。
<決定額> 就学等援護費	“—”を印字する。
<調整額等> 回収額	当期に生じたそ及回収額の合計を「保険給付」欄に印字する。「特別支給金」「就学等援護費」欄は印字なし。
<調整額等> 調整額処理方法	回収額の処理方法を「保険給付」に下記のとおり印字する。 転帰時に債権コードを入力しない場合 …………… 保留 転帰時に債権コードを入力した場合 又は内払すべき給付額が存在しない場合 …………… 債権管理 年金継続中で内払い処理が可能な場合 …………… 内払
<調整額等> 追給額	当期に生じたそ及追給額(内払調整後)の合計を「保険給付」欄に印字する。「特別支給金」「就学等援護費」は印字なし。
<調整額等> 未支給金額	死亡転帰により発生した未支給金を「保険給付」欄に印字する。「特別支給金」「就学等援護費」欄は印字なし。
<調整額等> 失権差額一時金	特別遺族年金の転帰で発生した失権差額一時金を「保険給付」欄に印字する。「特別支給金」欄は印字なし。
算定基礎	変更年月の効力開始時点の変更前・後における年金年額を、「厚年等調整率(額)」欄に印字する。他は印字しない。
請求書項目等	取扱いは、遺族補償年金と同様である。

別表 1

様式番号	上方表題	届の種類
00-03	年金証書再交付	年金証書再交付申請書
00-06	受給権者死亡	年金等受給権者死亡届
00-06-2	受給権者死亡・転給	受給権者死亡・転給
00-07	代表者選任・解任	特別遺族年金代表者選任・解任届
13-00	特別遺族年金転給	特別遺族年金転給等申請書
21-00	特別遺族年金失権	特別遺族年金受給権者失権届
21-00-1	失権・転給	受給権者失権・転給
22-00-01～03,05	特別遺族年金算定基礎変更	特別遺族年金算定基礎変更届
90-02-01	(職権決議)受給権者死亡	(職権決議)受給権消滅確認決議書
90-02-02	(職権決議)特別遺族年金失権	(職権決議)受給権消滅確認決議書
		(職権決議)変更決定決議書
90-03-04	(職権決議)特別遺族年金転給	(職権決議)変更決定決議書
90-03-05～07,09	(職権決議)特別遺族年金算定基礎変更	(職権決議)変更決定決議書
90-03-10～11	(職権決議)代表者選任・解任	(職権決議)代表者選任・解任決議書
90-04	(職権決議)年金証書再交付	(職権決議)年金証書再交付決議書
90-12-01	支払差止決議	(職権決議)支払差止解除決議書
	支払差止解除決議	
540	(職権決議)	支給転帰情報訂正
600	(職権決議)	資格者情報訂正

別表 2

様式番号	印字内容
00-03 90-04	全ての金額欄に"ー"を印字する。
00-06 90-02	年金年額欄に"0"を印字する。ただし権者払いの場合は除く。他の金額欄は"ー"を印字する。
21-00	年金年額欄に"0"を印字する。ただし権者払いの場合は除く。他の金額欄は"ー"を印字する。
90-12-01	全ての金額に"ー"を印字する。
90-12-02	全ての金額に"ー"を印字する。
540	転帰取消以外はすべての金額欄に"ー"を印字する。
600	「601:資格者氏名」又は「603:資格者性別」の訂正の場合は、年金年額欄に"0"を印字する。他の金額欄は"ー"を印字する。

ホ 変更決定決議書を入力して出力される帳票

出力帳票等名	出力帳票番号	変更	不変更	出力端末装置
変更決定通知書	484	●	×	OCR インサータ部
	485 (代表者選任・解任、 年金証書再交付の 場合)			
不変更決定通知書	483	×	●	OCR インサータ部
年金証書	440	△	×	OCR インサータ部

● …出力、△…条件出力、×…非出力

年金証書が出力されるのは次の処理である。

様式番号【00-03、00-06（同時決議）、00-07、13-00、21-00（同時決議）、90-03（変更内容コード04、10、11）、90-04】

□ 訂正帳票記入要領(共通部分)(特別遺族年金・特別遺族一時金)

項番	入力項目	記 入 要 領
1	実行コード	取扱いは、遺族補償給付と同様である。行う処理に応じて、次のコードを記入する。 履歴検索..... 記入しない 登記..... 1 修正..... 3 決議書再出力..... 5 取消..... 9
2	債権コード	
3	出力枚数	記入しない。
4	枚目	''1''を記入する。
5	枚中	''1''を記入する。
6	項目(群)番号	訂正する項目の項目番号の属する項目群番号又は項目番号を記入する。
7	検索期間(いつから)	履歴が存在する項目(群)番号の履歴を訂正する場合に記入する。 その場合、検索期間(いつから)以降の変更年月の履歴を印字する。
8	検索期間(いつまで)	検索期間(いつから)を記入した場合で検索期間を限定する場合に記入する。 イ 省略した場合は、入力した年月を設定する。ただし、転帰済の場合は転帰年月を設定する。 ロ 検索期間(いつまで)以前の変更年月の履歴を印字する。
9	年金証書番号	特別遺族年金を訂正する場合等に記入する。
10	被災者生年月日	年金証書番号を記入する場合は必ず記入する。
11	枝番号	訂正する支払権者、資格者の枝番号を記入する。 ※遺族補償年金で使用する若年停止に係る枝番号61,71,72,73,74,81,82,91~99は、使用しないこと。
12	データ受付番号	特別遺族一時金を訂正する場合等に記入する。
13	訂正番号	特別遺族一時金の訂正内容の情報を訂正する場合に記入する。

○項目群番号による入力キー

項目群		入力キー
群番号	項目群名	
510	被災者算定情報	年金証書番号又はデータ受付番号
520	被災者共通知報	年金証書番号又はデータ受付番号
540	転帰情報	年金証書番号又はデータ受付番号
600	資格者情報	年金証書番号、かつ、枝番号
640	支払情報	データ受付番号、かつ、(訂正番号)(注1)

(注1)特別遺族一時金において、既に訂正した情報を再度訂正する場合に記入すること。

○履歴検索時の出力内容

番号	項目	出力内容
3	出力枚数	"1"を印字する。
15,20,25～	項目番号	「⑥：項目(群)番号」により訂正処理に係る訂正処理一覧表の項目番号のとおり印字する。
	項目名	「⑥：項目(群)番号」により訂正処理に係る訂正処理一覧表の項目番号のとおり印字する。
16,21,26～	変更年月	「⑦：検索期間(いつから)」、「⑧：検索期間(いつまで)」により次のとおり印字する。 イ、「⑦：検索期間(いつから)」、「⑧：検索期間(いつまで)」以前の履歴にかかる変更年月日を印字する。 ロ、「⑧：検索期間(いつまで)」の入力を省略した場合は入力した年月までのものを印字する。 ハ、履歴が存在しない項目(群)番号⑦⑧を空欄とする場合は、支給事由発生年月日の翌月を印字する。
	データ	「⑥：項目(群)番号」により⑩以降の変更年月日に対応するデータを印字する。

■ 訂正処理一覧

項番	訂正処理内容	項目群		項目		検索期間の記入の有・無	出力様式
		群番号	項目群名	項目番号	出力文字		
1	・特別加入者が否かを訂正する場合	510	被災者算定情報	511	平均賃金	無	訂正決議書
				512	特別給与の総額		
				513	特別加入者コード		
				514	重大過失		
				515	滞納制限率		
				516	療養開始年月日		
				517	完納年月日		
2	・金額に影響のない項目を訂正する場合 ・特別加入者コードを訂正する場合	520	被災者共通情報	521	被災者氏名カナ	無	OKリスト
				522	被災者性別		
				523	診断書の要否		
				524	特別加入者コード		
3	・転帰事由・転帰年月日を訂正する場合 ・転帰を取消する場合	540	転帰情報	541	支給事由発生日	無	変更決議書
				542	転帰事由		
				543	転帰年月日		
4	・資格者情報を訂正する場合・資格者を取消する場合 ・資格者を追加する場合 ・同一生計の有無の変更履歴を追加する場合 ・同一生計の有無の変更履歴を取消する場合 ・障害の状況の変更履歴を追加する場合 ・障害の状態の変更履歴を取消する場合 ・失権を取消する場合	600	資格者情報	601	資格者氏名	有	変更決議書
				602	資格者生年月日		
				603	資格者性別		
				604	同一生計の有無		
				605	障害の状態		
				606	失権(格)事由		
5	・一時金の支払先情報を訂正する場合	640	支払情報	641	委任・未支給	無	OKリスト
				642	支払方法		
				643	金融機関コード		
				644	預金の種類		
				645	口座番号		
				646	口座名義人1		
				647	口座名義人2		
				648	口座名義人3		
6	・基本権取消する場合	900	処理情報	900	処理区分	無	訂正決議書
7	・一時金給付の実額訂正をする場合	910	実額情報	910	三・事等調整 実額(保険給付) 実額(特別一時金) 実額(特別支給金)	無	訂正決議書

(群番号ごとの処理)

① 被災者算定情報 (510)

金額に影響のある特別加入者コードを訂正する場合の処理である。

(イ) 必要な記入項目

遺族補償年金と同様であり、下図を参照すること。

項番	入力項目	履歴検索	登記	修正	再出力	取消
1	実行コード	×	1	3	5	9
2	債権コード	×	△	△		
3	出力枚数	×				
4	枚目	×	1	1		
5	枚中	×	1	1		
6	項目(群)番号	510	510	510	510	510
7	検索期間(いつから)	×	×	×		
8	検索期間(いつまで)	×	×	×		
9	年金証書番号	A	A	A	A	A
10	被災者生年月日	A	A	A	A	A
11	枝番号	×	×	×	×	×
12	データ受付番号	B	B	B	B	B
13	訂正番号	×	×	×	×	×
14~53	その他の項目	×	項目別記入 要領参照	項目別記入 要領参照		

A・B……A又はBのいずれか必須入力項目

△ ……任意入力項目

×

……入力不可項目

B ……同一被災者に対して行った一時金給付(決議番号=001)のデータ受付番号

(ロ) 項目別記入要領

項目及び出力文字	入力項目名	記入要領
511 平均賃金	選択	記入不要
	訂正変更年月(日)	
	訂正データ	
512 特別給与の総額	選択	記入不要
	訂正変更年月(日)	
	訂正データ	
513 特別加入者コード	選択	取扱いは遺族補償給付と同様である。
	訂正変更年月(日)	
	訂正データ	
514 重大過失コード	選択	記入不要
	訂正変更年月(日)	
	訂正データ	
515 滞納制限率	選択	記入不要
	訂正変更年月(日)	
	訂正データ	
516 療養開始年月日	選択	記入不要
	訂正変更年月(日)	
	訂正データ	
517 完納年月	選択	記入不要
	訂正変更年月(日)	
	訂正データ	

※(注)511平均賃金、512特別給与の総額、514重大過失コード、515滞納制限率、516療養開始年月日、517完納年月に訂正入力された場合は、以下のメッセージでキャンセルとする。

C6047 特別遺族給付で特加コード以外は訂正できません

(ハ) 処理別選択コード記入要領

処理名	項目	項目番号	必須・任意	選択
特別加入者コード(有→無)	特別加入者コード	513	●	1(訂正)
	特別給与の総額	512	}	
	重大過失	514		
	滞納制限	515		
	完納年月	517		
特別加入者コード(無→有)	特別加入者コード	513	●	1(訂正)
	特別給与の総額	512	}	
	重大過失	514		
	滞納制限	515		
	完納年月	517		

(二) 訂正票入力時の出力帳票

番号	出力帳票等名	出力帳票番号	履歴検索	登記	修正	再出力	取消	出力端末装置
1	訂正履歴検索帳票	563	●	×	×	×	×	OCRインサータ部
2	OKリスト(バッチ事案)	057	×	×	×	×	×	OCRインサータ部
3	OKリスト(取消)	057	×	×	×	×	●	OCRインサータ部
4	キャンセルリスト	057	×	×	×	×	×	OCRインサータ部
5	訂正決議書	572	×	●	●	●	×	OCRインサータ部
6	債務者登録票	582	×	△	△	△	×	OCRインサータ部
7	特別遺族年金年額リスト	486	×	△	△	△	×	OCRインサータ部
8	特別遺族年金内訳リスト	488	×	A	A	A	×	OCRインサータ部
9	特別遺族一時金内訳リスト	489	×	B	B	B	×	OCRインサータ部

●・・・出力
 △・・・条件出力
 A・B・・・A又はBのどちらかを出力
 ×・・・非出力

(ホ) 訂正決議書入力時の出力帳票

番号	出力帳票等名	出力帳票番号	年金のみ	一時金のみ		年金・一時金		出力端末装置
				追給	回収	追給	回収	
1	OKリスト	057	×	×	×	×	×	OCRインサータ部
2	変更決定通知書	484	●	×	×	●	●	OCRインサータ部
3	支給決定通知書	481	×	●	●	●	●	OCRインサータ部

●……出力
×……非出力

② 被災者共通情報 (520)

金額に影響のない死亡労働者等の氏名、死亡労働者等の性別、診断書の要否、特別加入者コードを訂正する場合の処理である。

(イ) 必要な記入項目

遺族補償年金と同様であり、下図を参照すること。

項番	入力項目	履歴検索	登記
1	実行コード	×	1
2	債権コード	×	×
3	出力枚数	×	
4	枚目	×	1
5	枚中	×	1
6	項目(群)番号	520	520
7	検索期間(いつから)	×	×
8	検索期間(いつまで)	×	×
9	年金証書番号	A	A
10	被災者生年月日	A	A
11	枝番号	×	×
12	データ受付番号	B	B
13	訂正番号	×	×
14~53	その他の項目	×	項目別記入 要領参照

A・B・・・A又はBのいずれか必須入力項目

× ……入力不可項目

B ……同一被災者に対して行った一時金給付(決議番号=001)のデータ受付番号

(ロ) 項目別記入要領

項目及び出力文字	入力項目名	記入要領
521 被災者氏名(カナ)	選択	取扱いは遺族補償給付と同様である。
	訂正変更年月(日)	
	訂正データ	
522 被災者性別	選択	取扱いは遺族補償給付と同様である。
	訂正変更年月(日)	
	訂正データ	
523 診断書の要否	選択	記入不要
	訂正変更年月(日)	
	訂正データ	
524 特別加入者コード	選択	取扱いは遺族補償給付と同様である。
	訂正変更年月(日)	
	訂正データ	

(ハ) 訂正票入力時の出力帳票

番号	出力帳票等名	出力帳票番号	履歴検索	登記	出力端末装置
1	訂正履歴検索帳票	563	●	×	OCRインサータ部
2	OKリスト	057	×	●	OCRインサータ部

●……出力
×……非出力

③ 転帰情報 (540)

転帰事由、転帰年月日を訂正する場合及び転帰を取り消す場合の処理である。

(イ) 必要な記入項目

遺族補償年金と同様であり、下図を参照すること。

項番	入力項目	履歴検索	登記	修正	再出力	取消
1	実行コード	×	1	3	5	9
2	債権コード	×	×	×		
3	出力枚数	×				
4	枚目	×	1	1		
5	枚中	×	1	1		
6	項目(群)番号	540	540	540	540	540
7	検索期間(いつから)	×	×	×		
8	検索期間(いつまで)	×	×	×		
9	年金証書番号	A	A	A	A	A
10	被災者生年月日	A	A	A	A	A
11	枝番号	×	×	×	×	×
12	データ受付番号	B	B	B	B	B
13	訂正番号	×	×	×	×	×
14~53	その他の項目	×	項目別記入 要領参照	項目別記入 要領参照		

A・B……A又はBのいずれか必須入力項目
 × ……入力不可項目
 B ……同一被災者に対して行った一時金給付(決議番号=001)のデータ受付番号

(ロ) 項目別記入要領

項目及び出力文字	入力項目名	記入要領
541 支給事由発生年月日	選択	記入不要
	訂正変更年月(日)	
	訂正データ	
542 転帰事由	選択	取扱いは遺族補償給付と同様である。
	訂正変更年月(日)	
	訂正データ	
543 転帰年月日	選択	取扱いは遺族補償給付と同様である。
	訂正変更年月(日)	
	訂正データ	

※(注)541支給事由発生年月日に訂正入力された場合は、以下のメッセージでキャンセルとする。

C6046 特別遺族給付で支給事由発生年月日の訂正はできません

(ハ) 処理別選択コード記入要領

処理名欄の取消を行う場合は、下表に掲げる項目(必須入力項目)も取消すること。

処理名	項目	項目番号	必須・任意	選択
転帰取消	転帰取消	542	●	9(取消)
	転帰年月日	543	●	9(取消)

(二) 訂正票入力時の出力帳票

番号	出力帳票等名	出力帳票番号	履歴検索	登記	修正	再出力	取消	出力端末装置
1	訂正履歴検索帳票	563	●	×	×	×	×	OCRインサータ部
2	変更決議書	571	×	●	●	●	×	OCRインサータ部
3	特別遺族年金年額リスト	486	×	△	△	△	×	OCRインサータ部
4	OKリスト	057	×	×	×	×	●	OCRインサータ部

●……出力
△……条件出力
×……非出力

(ホ) 訂正決議書入力時の出力帳票

番号	出力帳票等名	出力帳票番号	年金	出力端末装置
1	変更決定通知書	484	●	OCRインサータ部

●……出力

④ 資格者情報 (600)

資格者情報の訂正、資格者の取消・追加、同一生計の有無の取消・追加、障害の状態の変更履歴の取消・追加及び失権の取消を行う場合の処理である。

(イ) 必要な記入項目

遺族補償年金と同様であり、下図を参照すること。

項番	入力項目	履歴検索	登記	修正	再出力	取消
1	実行コード	x	1	3	5	9
2	債権コード	x	△	△		
3	出力枚数	x				
4	枚目	x	1	1		
5	枚中	x	1	1		
6	項目(群)番号	600	600	600	600	600
7	検索期間(いつから)	●				
8	検索期間(いつまで)	△				
9	年金証書番号	●	●	●	●	●
10	被災者生年月日	●	●	●	●	●
11	枝番号	●	●	●		
12	データ受付番号	x	x	x	x	x
13	訂正番号	x	x	x	x	x
14~53	その他の項目	x	項目別記入 要領参照	項目別記入 要領参照		

- ……必須入力項目
- △ ……任意入力項目
- x ……入力不可項目

※(注)若年停止者の入力はない(支給事由発生日は平成13年3月26日以前であり、資格者が死亡当時資格者に55歳であったとしてもすでに60歳に到達している)ため、資格者追加において若年停止者枝番号(60以上)が入力された場合は、コードエラーによるキャンセルとする。

(ロ) 項目別記入要領

項目及び出力文字	入力項目名	記入要領
601 資格者氏名(カナ)	選択	}
	訂正変更年月(日)	
	訂正データ	
602 資格者生年月日	選択	}
	訂正変更年月(日)	
	訂正データ	
603 資格者性別	選択	}
	訂正変更年月(日)	
	訂正データ	
604 同一生計の有無	選択	}
	訂正変更年月(日)	
	訂正データ	
605 障害の状態	選択	}
	訂正変更年月(日)	
	訂正データ	
606 失権(格)事由	選択	}
	訂正変更年月(日)	
	訂正データ	

(ハ) 処理別選択コード記入要領

処理名欄の追加・取消を行う場合は、下表に掲げる項目(必須入力項目)を追加・取消すること。

処理名	項目	項目番号	必須・任意	選択
資格者の追加	資格者氏名	601	●	5(追加)
	資格者生年月日	602	●	5(追加)
	資格者性別	603	●	5(追加)
	同一生計の有無	604	△	5(追加)
	障害の状態	605	△	5(追加)
資格者の取消	資格者氏名	601	●	9(取消)
	資格者生年月日	602	●	9(取消)
	資格者性別	603	●	9(取消)

(二) 訂正票入力時の出力帳票

番号	出力帳票等名	出力帳票番号	履歴検索	登記	修正	再出力	取消	出力端末装置
1	訂正履歴検索帳票	563	●	×	×	×	×	OCRインサータ部
2	変更決議書	571	×	●	●	●	×	OCRインサータ部
3	特別遺族年金年額リスト	486	×	△	△	△	×	OCRインサータ部
4	OKリスト	057	×	×	×	×	●	OCRインサータ部

●……出力
△……条件出力
×……非出力

(ホ) 訂正決議書入力時の出力帳票

番号	出力帳票等名	出力帳票番号	年金	出力端末装置
1	変更決定通知書	484	●	OCRインサータ部

●……出力

⑤ 支払情報(640)

一時金給付の支払先を訂正する場合の処理である。

(イ) 必要な記入項目

遺族補償年金と同様であり、下図を参照すること。

項番	入力項目	履歴検索	登記
1	実行コード	×	1
2	債権コード	×	×
3	出力枚数	×	
4	枚目	×	1
5	枚中	×	1
6	項目(群)番号	640	640
7	検索期間(いつから)	×	×
8	検索期間(いつまで)	×	×
9	年金証書番号	×	×
10	被災者生年月日	×	×
11	枝番号	×	×
12	データ受付番号	●	●
13	訂正番号	△	△
14~53	その他の項目	×	項目別記入 要領参照

- ……必須入力項目
- △ ……任意入力項目
- × ……入力不可項目

訂正番号は、既に訂正を行った一時金給付について再度訂正するデータを入力する場合に記入すること。

(口)項目別記入要領

項目及び出力文字	入力項目名	記入要領
641 委任未支給	選択	取扱いは遺族補償給付と同様である。
	訂正変更年月(日)	
	訂正データ	
642 支払方法	選択	取扱いは遺族補償給付と同様である。
	訂正変更年月(日)	
	訂正データ	
643 金融機関コード	選択	取扱いは遺族補償給付と同様である。
	訂正変更年月(日)	
	訂正データ	
644 預金の種類	選択	取扱いは遺族補償給付と同様である。
	訂正変更年月(日)	
	訂正データ	
645 口座番号	選択	取扱いは遺族補償給付と同様である。
	訂正変更年月(日)	
	訂正データ	
646 口座名義人1	選択	取扱いは遺族補償給付と同様である。
	訂正変更年月(日)	
	訂正データ	
647 口座名義人2	選択	取扱いは遺族補償給付と同様である。
	訂正変更年月(日)	
	訂正データ	
648 口座名義人3	選択	取扱いは遺族補償給付と同様である。
	訂正変更年月(日)	
	訂正データ	

(ハ) 処理別選択コード記入要領

処理名欄の訂正を行う場合は、下表に掲げる項目(必須入力項目)を訂正すること。
また、任意入力項目についても訂正を行う必要が生じることもあるので留意すること。

処理名	項目	項目番号	必須・任意	選択
支払方法(当地払・送金払→銀行振込)の訂正	支払方法	642	●	1(訂正)
	金融機関コード	643	●	1(訂正)
	預金の種類	644	●	1(訂正)
	口座番号	645	●	1(訂正)
	口座名義人1	646	●	1(訂正)
	口座名義人2	647	△	1(訂正)
	口座名義人3	648	△	1(訂正)
口座名義人の訂正(銀行振込のみ)	口座名義人1	646	●	1(訂正)
	口座名義人2	647	△	1(訂正)
	口座名義人3	648	△	1(訂正)
口座名義人(17桁から32桁)の訂正(銀行振込のみ)	口座名義人1	646	●	1(訂正)
	口座名義人2	647	●	1(訂正)
	口座名義人3	648	△	1(訂正)
口座名義人(33桁から38桁)の訂正(銀行振込のみ)	口座名義人1	646	●	1(訂正)
	口座名義人2	647	●	1(訂正)
	口座名義人3	648	●	1(訂正)

●……必須入力項目
△……任意入力項目

(二) 訂正票入力時の出力帳票

番号	出力帳票等名	出力帳票番号	履歴検索	登記	出力端末装置
1	訂正履歴検索帳票	563	●	×	OCRインサータ部
2	OKリスト	057	×	●	OCRインサータ部

●……出力
×……非出力

⑥ 処理情報(900)

基本権取消の決議を行う場合の処理である。

(イ) 必要な記入項目

遺族補償年金と同様であり、下図を参照すること。

項番	入力項目	履歴検索	再出力
1	実行コード	×	5
2	債権コード	×	
3	出力枚数	×	
4	枚目	×	
5	枚中	×	
6	項目(群)番号	900	900
7	検索期間(いつから)	×	
8	検索期間(いつまで)	×	
9	年金証書番号	A	A
10	被災者生年月日	A	A
11	枝番号	×	×
12	データ受付番号	B	B
13	訂正番号	×	×
14~53	その他の項目	×	

※ 履歴検索、登記及び取消は、本省(業務室)のみ行うことができる。

基本権取消は、文書報告様式(4)石綿用 特第6号に基づき本省で登記を行うため、本省(業務室)から連絡を受けた後、訂正票で決議書再出力(実行コード:5)により決議書を出し、決議入力すること。

A・B……A又はBのいずれか必須入力項目

× ……入力不可項目

(ロ) 訂正票入力時の出力帳票

番号	出力帳票等名	出力帳票番号	履歴検索	再出力	取消	出力端末装置
1	訂正履歴検索帳票	563	●	×	×	OCRインサータ部
2	OKリスト(パッチ事案)	057	×	×	×	OCRインサータ部
3	OKリスト(取消)	057	×	×	●	OCRインサータ部
4	訂正決議書	572	×	●	×	OCRインサータ部
5	債務者登録票	582	×	△	×	OCRインサータ部
6	特別遺族年金年額リスト	486	×	△	×	OCRインサータ部
7	特別遺族年金内訳リスト	488	×	A	×	OCRインサータ部
8	特別遺族一時金内訳リスト	489	×	B	×	OCRインサータ部

●……出力
 △……条件出力
 A……AのみあるいはBのみあるいはA及びBを出力
 ×……非出力

(ハ) 訂正決議書入力時の出力帳票

番号	出力帳票等名	出力帳票番号	年金	一時金	年金・一時金	出力端末装置
1	変更決定通知書	484	●	×	●	OCRインサータ部
2	支給決定通知書	481	×	●	×	OCRインサータ部

●……出力
 ×……非出力

⑦ 実額情報(910)

一時金給付の実額訂正の決議を行う場合の処理である。

(イ) 必要な記入項目

遺族補償年金と同様であり、下図を参照すること。

項番	入力項目	履歴検索	再出力
1	実行コード	X	5
2	債権コード	X	
3	出力枚数	X	
4	枚目	X	
5	枚中	X	
6	項目(群)番号	910	910
7	検索期間(いつから)	X	
8	検索期間(いつまで)	X	
9	年金証書番号	X	X
10	被災者生年月日	X	X
11	枝番号	X	X
12	データ受付番号	●	●
13	訂正番号	X	X
14~53	その他の項目	X	

※ 履歴検索、登記及び取消は、本省(業務室)のみ行うことができる。

実額入力事案は、文書報告様式(4)石綿用 特第6号に基づき本省で登記を行うため、本省(業務室)から連絡を受けた後、訂正票で決議書再出力(実行コード:5)により決議書を出し、決議入力すること。

- ……必須入力項目
- X ……入力不可項目

(ロ) 訂正票入力時の出力帳票

番号	出力帳票等名	出力帳票番号	履歴検索	再出力	出力端末装置
1	訂正履歴検索帳票	563	●	×	OCRインサータ部
2	訂正決議書	572	×	●	OCRインサータ部
3	特別遺族一時金内訳リスト	489	×	●	OCRインサータ部

●……出力
×……非出力

(ハ) 訂正決議書入力時の出力帳票

番号	出力帳票等名	出力帳票番号	登記	出力端末装置
1	支給決定通知書	481	●	OCRインサータ部
2	一時金振込・支払通知書	370	△	OCRインサータ部

●……出力
△……条件出力

(3) 決議処理

登記処理の結果出力された訂正決定決議書(39572)を用いて、訂正決定に係る決議処理を行う。

イ 様式

<small>初老災害補償保険 年金一時金システム</small>		年金一時金訂正決定決議書				572																																																					
<table border="1"> <tr> <td>統票種別</td> <td>39572</td> <td>業務種別</td> <td>0</td> <td>データ受付番号</td> <td>4260690083004</td> <td>訂正番号</td> <td>0</td> <td>決出出力回数</td> <td>業務災害</td> </tr> </table>		統票種別	39572	業務種別	0	データ受付番号	4260690083004	訂正番号	0	決出出力回数	業務災害	<table border="1"> <tr> <td>被災者氏名</td> <td>被災者生年月日</td> <td>署長</td> <td>次長</td> <td>課長</td> <td>係長</td> <td>係</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェアキラ</td> <td>S20 9 7</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>労働保険番号</td> <td>傷病年月日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>42101000029</td> <td>H13 3 26</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>入力年金番号・データ受付番号</td> <td>決議書出力年月日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4260690083004</td> <td>H18 7 28</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>						被災者氏名	被災者生年月日	署長	次長	課長	係長	係	ソフトウェアキラ	S20 9 7						労働保険番号	傷病年月日						42101000029	H13 3 26						入力年金番号・データ受付番号	決議書出力年月日						4260690083004	H18 7 28					
統票種別	39572	業務種別	0	データ受付番号	4260690083004	訂正番号	0	決出出力回数	業務災害																																																		
被災者氏名	被災者生年月日	署長	次長	課長	係長	係																																																					
ソフトウェアキラ	S20 9 7																																																										
労働保険番号	傷病年月日																																																										
42101000029	H13 3 26																																																										
入力年金番号・データ受付番号	決議書出力年月日																																																										
4260690083004	H18 7 28																																																										
記事欄	<table border="1"> <tr> <td>年金証書番号・データ受付番号</td> <td>給付の種類</td> <td>年金証書番号・データ受付番号</td> <td>給付の種類</td> </tr> <tr> <td>4260690083004</td> <td>特別遺族年金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>							年金証書番号・データ受付番号	給付の種類	年金証書番号・データ受付番号	給付の種類	4260690083004	特別遺族年金																																														
	年金証書番号・データ受付番号	給付の種類	年金証書番号・データ受付番号	給付の種類																																																							
	4260690083004	特別遺族年金																																																									
関連する給付	各給付の内容は別添内訳のとおり。(関連する給付の件数= 1件)																																																										
訂正内容	<table border="1"> <tr> <th>NO</th> <th>項目名</th> <th>訂正年月日</th> <th>訂正前データ</th> <th>訂正後データ</th> </tr> <tr> <td>513</td> <td>特別加入者コード</td> <td></td> <td>00</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>							NO	項目名	訂正年月日	訂正前データ	訂正後データ	513	特別加入者コード		00	11																																										
	NO	項目名	訂正年月日	訂正前データ	訂正後データ																																																						
	513	特別加入者コード		00	11																																																						
入力欄	<table border="1"> <tr> <td>決定年月日</td> <td>訂正コード</td> <td>訂正年月日</td> <td>訂正番号</td> </tr> <tr> <td>7/28/28</td> <td></td> <td>7/28/28</td> <td></td> </tr> </table>							決定年月日	訂正コード	訂正年月日	訂正番号	7/28/28		7/28/28																																													
決定年月日	訂正コード	訂正年月日	訂正番号																																																								
7/28/28		7/28/28																																																									
メッセージ欄																																																											
変更決定の理由																																																											

□ 訂正決定決議書の記入項目(特別遺族年金・特別遺族一時金)

項番	入力項目	登記
1	データ受付番号	●
2	訂正番号	▲
3	決議書出力回数	●
4	決定年月日	●
5	調査コード	A
6	調査年月日	A
7	復命書番号	A

●… 必須入力項目

▲… 一時金で訂正する場合のみ必須入力項目

A… セット入力項目(3項目全てを入力する)

(注)ゴシック体となっている項目は、決議書出力時に印字する項目である。

ハ 訂正決定決議書の項目別記入要領(特別遺族年金・特別遺族一時金)

項番	入力項目	記 入 要 領
1	データ受付番号	登記処理により機械印字する。
2	訂正番号	データ受付番号を入力キーとした場合に登記処理時に印字する。
3	決議書出力回数	登記処理により機械印字する。
4	決定年月日	取扱いは、遺族補償年金と同様である。訂正決定した日付を記入する。
5	調査コード	訂正するに当たり調査を行った場合は、次の区分に従い該当するコードを記入する。 適用関係11 業務外12 受給権者19 その他(上記以外)24～29 支給停止31 支払差止32 受給資格者33 時効34 (注)24～29については、各局が任意に設定して使用する。
6	調査年月日	取扱いは、遺族補償年金と同様である。調査実施年月日を記入する。
7	復命書番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。調査により作成した復命書番号を記入する。

調査コードを記入する場合は、調査年月日・復命書の番号も記入すること。

二 訂正決定決議書の出力内容(特別遺族年金・特別遺族一時金)

出力項目名	出力内容
管轄局署	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
データ受付番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
訂正番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
決議書出力回数	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
業通別	「業務災害」を印字する。
被災者氏名	死亡労働者等の氏名(カナ)を印字する。
被災者生年月日	死亡労働者等の生年月日を印字する。
労働保険番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
傷病年月日	死亡年月日を印字する。
入力年金番号・データ受付番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
決議書出力年月日	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
年金証書番号・データ受付番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
給付の種類	「特別遺族年金」又は「特別遺族一時金」又は「特別遺族年金差額」又は「未支給金」を出力する。
関連する給付の件数	関連のあった給付の件数を印字する。
項目番号	取扱いは、遺族補償年金及び未支給金と同様である。
項目名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
訂正年月日	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
訂正前データ	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
訂正後データ	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
メッセージ欄	取扱いは、遺族補償年金と同様である。

4 債務者登録処理

特別遺族年金において、過払額が発生し、債権管理を行う場合に債務者の情報を登録する処理である。

(1) 機械処理フロー図

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

(2) 債務者登録帳票

イ 様式

労働者災害補償保険
年金一時金システム

債務者登録帳票

582

帳票種別 39582	アーチ交付番号	債権発生支払期 【受給権者氏名】	実行コード																																																																																					
①年金証書番号	②被災者生年月日	③債権発生支払期																																																																																						
④年金証書番号	⑤被災者生年月日	⑥債権発生支払期																																																																																						
⑦債権管理番号	⑧内外年号	⑨ICD																																																																																						
⑩枝番号	*債務者が受給権者の場合 受給権者枝番号を入力する。◎セリシロの場合、 標準枝番号の場合は"00"を入力する。◎00付を省略できる。		説明日																																																																																					
氏名	⑪債務者氏名(カタカナ)																																																																																							
住所その他	⑫市外局番 ⑬市内局番 ⑭番 ⑮号																																																																																							
住所	⑯郵便番号 ⑰都道府県コード																																																																																							
住所入力等欄	⑱ 債務者住所(漢字)：都道府県の次から記入すること。 フリガナ ⑲ 債務者住所(漢字) ⑲ 債務者住所(漢字) ⑲ 債務者氏名(漢字)：姓と名の間は1字あけること。																																																																																							
債権予定額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="4">億 千 百 十 万 千 百 十 円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現年度分</td> <td>控除給付</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>専業団債権</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>特別支給金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>就学等補償費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>控除給付</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>専業団債権</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>特別支給金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>就学等補償費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				億 千 百 十 万 千 百 十 円				現年度分	控除給付										専業団債権										特別支給金										就学等補償費									過年度分	控除給付										専業団債権										特別支給金										就学等補償費								
	億 千 百 十 万 千 百 十 円																																																																																							
現年度分	控除給付																																																																																							
	専業団債権																																																																																							
	特別支給金																																																																																							
	就学等補償費																																																																																							
過年度分	控除給付																																																																																							
	専業団債権																																																																																							
	特別支給金																																																																																							
	就学等補償費																																																																																							
債権発生原因																																																																																								

署長	次長	課長	係長	係
				決 意 年 月 日

(物品番号 7329)

□ 入力条件表

番号	項目	登記	修正	取消	債権選択	内払へ 変更
1	実行コード	1	3	9	4	6
2	年金証書番号(印字)	A	A	A	×	×
3	被災者生年月日(印字)	A	A	A	×	×
4	債権発生支払期(印字)	A	A	A	×	×
5	年金証書番号	B	B	B	●	●
6	被災者生年月日	×	×	×	●	●
7	債権発生支払期	B	B	B	×	×
8	債権整理番号	×	C		×	×
9	枝番号(注)	○	△		×	×
10	債務者説明年月日	●	△		×	×
11	債務者氏名(カナ)	○	△		×	×
12	債務者電話番号	△	△		×	×
13	郵便番号	○	△		×	×
14	都道府県コード	○	△		×	×
15						
16	債務者氏名(漢字)	○	△		×	×
17						
18	債務者氏名	○	△		×	×

ゴシック体の項目は、債務者登録票出力時に機械印字される。

(注)…9(枝番号)を入力した場合は、氏名、電話、郵便番号、都道府県コード、債務者住所、債務者氏名を省略できる

●… 必須入力項目

○… 必須入力項目(省略可能)

ABC…A又はB又はCのいずれか必須入力項目(A、Bはそれぞれセット入力)

△… 任意入力項目

×… 入力不可項目

□… 継続中の年金については処理のできない項目

ハ 入力項目と記入要領

番号	入力項目	記入要領
1	実行コード	<p>処理により、次のコードを記入する。</p> <p> 登記1 修正3 債権選択(保留→債権)4 内払へ変更(債権→保留)6 取消9 </p>
2	年金証書番号 (印字)	債務者登録票出力時に印字する。
3	被災者生年月日 (印字)	債務者登録票出力時に印字する。
4	債権発生支払期 (印字)	債務者登録票出力時に印字する。
5	年金証書番号	<p>年金証書番号は、通常債務者登録票出力時に印字しているため記入する必要はないが、次の場合は記入する。</p> <p>1 「実行コード」において「債権選択」、「内払へ変更」を行う場合 2 用紙の汚損等により印字した用紙以外で登記する場合</p>
6	被災者生年月日	<p>死亡労働者等の生年月日は、通常、債務者登録票出力時に印字しているため記入する必要はないが、次の場合は記入する。</p> <p>・「実行コード」において「債権選択」、「内払へ変更」を行う場合</p>
7	債権発生支払期	<p>債権発生支払期は、通常、債務者登録票出力時に印字しているため記入する必要はないが、次の場合は記入する。</p> <p>・用紙の汚損等により印字した用紙以外で登記する場合</p>
8	債権整理番号	<p>債務者登録票入力後に債務者の住所等を変更する場合は、「債権整理番号検索」を行い債権整理番号を記入する。</p> <p>債権整理番号は、署で債務者登録を行った後の最初の支払期処理時に本省(業務室)で振り出す番号であり、支払期(処理終了)まで確定しない。</p> <p>なお、債権整理番号は、「納入告知書」及び「過誤払金の返納について」に印字される。</p>

番号	入力項目	記入要領
9	枝番号	特別遺族年金の受給権者を債務者とする場合は、枝番号を記入する。 ただし、外国送金者の場合は、文書報告書様式(1)第5号により本省(業務室)あて報告すること(本帳票では入力できない。)
10	債務者説明年月日	債務者に対し、債務者であることへの了解を得るための説明を実施した年月日を記入する。
11	債務者(氏名) (カタカナ)	債務者の氏名をカタカナで記入する。性と名の間は1字あけること。 「9:枝番号」を記入した場合は省略できる。
12	電話番号	債務者の電話番号を記入する。 「9:枝番号」を記入した場合は省略できる。
13	都道府県コード	債務者の居住地を管轄する都道府県労働局コードを記入する。 「9:枝番号」を記入した場合は省略できる。
15 16 17	債務者住所(漢字)	債務者の住所(都道府県名を除く。)を漢字で記入する。 「9:枝番号」を記入した場合は省略できる。
18	債務者氏名(漢字)	債務者の氏名を漢字で記入する。性と名の間は1字あけること。 「9:枝番号」を記入した場合は省略できる。

(注)項番13「郵便番号」を入力すると、郵便番号に該当する住所(漢字)を、項番16「債務者住所」へ自動変換する。

ニ 出力する項目の説明

出力項目名	出力内容
データ受付番号	変更・訂正決議書と同時に債務者登録票を出力する場合に印字したデータ受付番号を印字する。 ただし、保留から債権管理に変更した場合(実行コード:4)は印字しない。
決議書出力回数	変更・訂正決議書を出力した回数を印字する。 ただし、保留から債権管理に変更した場合(実行コード:4)は印字しない。
枝番号	特別遺族年金で変更・訂正決議書出力時の支払権者の枝番号を印字する。 ただし、保留から債権管理に変更した場合(実行コード:4)は印字しない。
受給権者氏名	変更・訂正決議書出力時の支払権者氏名を印字する。
年金証書番号	債権が発生した年金証書番号を印字する。
被災者の生年月日	死亡労働者等の生年月日を印字する。
債権発生支払期	債権が発生した支払期を印字する。
債権予定額(現年度) 保険給付	債務者登録票出力時の回収額の保険給付の現年度分を印字する。
債権予定額(現年度) 事業団債権	"¥0"を印字する。
債権予定額(現年度) 特別支給金	"¥0"を印字する。
債権予定額(現年度) 就学等援護費	"¥0"を印字する。
債権予定額(過年度) 保険給付	債務者登録票出力時の回収額の保険給付の過年度を印字する。
債権予定額(過年度) 事業団債権	"¥0"を印字する。
債権予定額(過年度) 特別支給金	"¥0"を印字する。
債権予定額(過年度) 就学等援護費	"¥0"を印字する。
債権予定額合計	【<現年度>保険給付+<過年度>保険給付】を印字する。

ホ 出力条件表

出力帳票等名	出力帳票番号	登記	修正	債権選択	内払変更	取消	出力端末装置
OKリスト	057	●	●	●	●	●	OCRインサータ部
債務者登録票	582	×	×	●	×	×	OCRインサータ部

●…出力(債権選択時のみ債務者登録票に債権の内容が印字される)

(注)OKリストについて、内払変更及び債権選択した際には、当期支払額の援護費と特別年金は印字されない。

□ 入力条件表

	番号	項目	登記							金融機関変更		
			郵便番号 変更	電話番号 変更	都道府県 コード 変更	住所 変更	氏名 変更	銀行 振込	振替 預入	窓口 現金		
必須項目	1	枚目	1	1	1	1	1	1	1	1		
	2	枚中	1	1	1	1	1	1	1	1		
	3	年金証書番号	●	●	●	●	●	●	●	●		
	4	被災者生年月日	●	●	●	●	●	●	●	●		
	5	枝番号	●	●	●	●	●	●	●	●		
住所	6	郵便番号	●	△	△	●	△	△	△	△		
	7	電話番号	△	●	△	△	△	△	△	△		
	8	都道府県コード	△	△	●	●	△	△	△	△		
	16	住所(漢字)	△	△	●	●	△	△	△	△		
金融機関情報	9	預金の種類	△	△	△	△	△	●	×	×		
	10	口座番号	△	△	△	△	△	●	×	×		
	11	金融機関コード	△	△	△	△	△	●	×	×		
	12	貯金通帳記号番号	△	△	△	△	△	×	●	×		
	13	郵便局コード	△	△	△	△	△	×	●	●		
氏名	14	氏名(カナ)	△	△	△	△	●	△	△	△		
	15	氏名(漢字)	△	△	△	△	●	△	△	△		

●… 必須入力項目

△… 任意入力項目

(同時に複数の処理も可能である。例えば、上記に従い住所と金融機関の変更を同時に行うことができる。)

ハ 入力項目と審査(記入)要領

番号	入力項目	審査(記入)要領
	死亡労働者等の氏名	死亡労働者等の氏名が記入されているか。
	支給決定を受けた労働基準監督署	特別遺族年金の支給決定を行った労働基準監督署名が記入されているか。
※1	枚目	単独処理の場合、常に"1"を記入する。
※2	枚中	単独処理の場合、常に"1"を記入する。
3	年金証書番号	住所・氏名等を変更する支払権者の特別遺族年金の年金証書番号が記入されているか。
4	死亡労働者等の生年月日	住所・氏名等を変更する支払権者の特別遺族年金の死亡労働者等の生年月日が記入されているか。
5	枝番号	特別遺族年金の場合に住所・氏名等を変更する支払権者の枝番号が記入されているか。
6	郵便番号	住所地の郵便番号が記入されているか。-(ハイフン)は記入しないこと。
7	電話番号	支払権者の電話番号が記入されているか。(市外局番は省略しないこと)
※8	都道府県コード	支払権者の住所地を管轄する都道府県コードを記入する。(記入すると都道府県名の記入は省略できる)
16 17 18	住所(漢字)	変更後の支払権者の住所が漢字で記入されているか。 ただし、都道府県名は記入しないこと。 変更後の住所を住民票の写し等で確認する。
9	預金の種類	預金の種類について、次のコードが記入されているか。 普通預金..... 1 当座預金..... 3
10	口座番号	口座番号が記入されているか。7桁未満の場合は、右詰めで記入されているか。
※11	金融機関コード	変更届に記載されている金融機関の名称・店舗名を金融機関検索で確認の上、その金融機関コード・店舗コードを記入する。
12	貯金通帳記号番号	番号が8桁未満の場合は、右詰めで記入されているか。 なお、貯金通帳記号番号は、記号の上1桁が"1"、下1桁が"0"、番号の下1桁が"1"であるか確認すること。
※13	郵便局コード	変更届に記載されている郵便局を金融機関検索で確認の上、その郵便局コードを記入すること。
14	変更後氏名(カタカナ)	変更後の支払権者の氏名がカタカナで記入されているか。 また、姓と名の間を一字あけているか。
15	変更後氏名(漢字)	変更後の支払権者の氏名が漢字で記入されているか。 また、漢字氏名の姓と名の間を一字あけているか。
-	変更前の氏名 氏名の変更年月日 氏名変更理由	戸籍抄本又は戸籍謄本と照合する。

二 出力帳票条件表

出力帳票等名	出力帳票番号	登記	出力端末装置
OKリスト	057	●	OCRインサータ部

●…出力

□ 入力条件表

番号	項目	登記	
		国内払 から外国 払への 変更	左記以外
1	枚目	1	1
2	枚中	1	1
3	年金証書番号	●	●
4	被災者生年月日	●	●
5	枝番号	●	●
6	データ受付番号	×	×
7	外国コード	●	●
8 9	受給権者氏名	●	△
10 11 12 13	受給権者住所 (アルファベット)	●	△
14 15	金融機関名 (アルファベット)	△	△
16 17	金融機関店舗名 (アルファベット)	△	△
18 19 20 21	金融機関所在地 (アルファベット)	△	△
22	口座番号	△	△

●… 必須入力項目

△… 項目別任意入力項目

(次頁「任意入力項目ケース別入力項目一覧」参照)

×… 入力不可項目

(注) 14の項目削除として「*」を入力すれば、14以下すべての項目が削除される。

【任意入力項目ケース別入力項目一覧】

内 容	該当入力項目		備 考
	項目番号	項目名	
支払権者住所変更・訂正 (送金払)	10~13	受給権者住所	支払方法が送金払の場合
支払権者住所変更・訂正 (金融機関振込)	10~13 14~15 16~17 18~21 22	受給権者住所 金融機関名 金融機関店舗名 金融機関所在地 口座番号	支払方法が金融機関振込の場合
支払権者氏名の変更・訂正	8~9	受給権者氏名	他項目と同時に処理できる
支払権者住所のみの変更・訂正 (振込先金融機関の変更なし)	10~13	受給権者住所	他項目に変更のない場合
金融機関のみの変更・訂正	14~15 16~17 18~21 22	金融機関名 金融機関店舗名 金融機関所在地 口座番号	他項目に変更のない場合
金融機関店舗名のみ変更・訂正	16~17 18~21 22	金融機関店舗名 金融機関所在地 口座番号	他項目に変更のない場合
金融機関所在地のみの変更・訂正	18~21	金融機関所在地	他項目に変更のない場合
口座番号のみの変更・訂正	22	口座番号	他項目に変更のない場合
口座振込から送金払への変更・訂正	14	金融機関名	「*」を入力すれば「14」以下削除となる よって、「金融機関振込」が取り消され「送金払」となる
送金払から金融機関振込への変更・訂正	14~15 16~17 18~21 22	金融機関名 金融機関店舗名 金融機関所在地 口座番号	新たに設けた金融機関の口座 (原則として同一国内に限る) への振込に変更する場合

- (注) ①以上の項目については、任意入力項目であるからたとえ該当項目に記入がなくともキャンセル扱いとはならないので、記入にあたっては十分注意のこと。
- ②「10~13」のように「~」書きの項目は順に入力されていれば、後の数字の欄は空欄でもよい。(「10~13」の場合は「10」に記入があれば、「11~13」は空欄でもよい。)
- ③外国払に於ける「カナ氏名」については本帳票での変更・訂正はできないので、この場合においては「訂正入力票」による訂正処理(資格者情報訂正)によって処理を行うこと。

ハ 入力項目と審査(記入)要領

番号	入力項目	審査(記入)要領
1	枚目	単独処理の場合、常に"1"を入力する。
2	枚中	単独処理の場合、常に"1"を入力する。
3	年金証書番号	住所・氏名等を変更する支払権者の特別遺族年金の年金証書番号を記入する。
4	被災者生年月日	住所・氏名等を変更する支払権者の特別遺族年金の死亡労働者等の生年月日を記入する。
5	枝番号	特別遺族年金の場合に外国払いを行う支払権者の枝番号を記入する。
6	データ受付番号	単独処理では、何も記入しない。
7	外国コード	支払権者が居住する国の該当コードを記入する。 なお、コードは「外国コード表」(年金機械処理事務手引を参照)
8 9	受給権者氏名	支払権者の氏名をOCRのキーボードによりアルファベットで入力する。
10 11 12 13	受給権者住所 (アルファベット)	支払権者の住所をOCRのキーボードによりアルファベットで入力する。
14 15	金融機関名 (アルファベット)	振込先金融機関名をOCRのキーボードによりアルファベットで入力する。 金融機関の情報(番号14~22)を空白にする場合は、14の左端枠に「*」を入力する。
16 17	金融機関店舗名 (アルファベット)	振込先金融機関名をOCRのキーボードによりアルファベットで入力する。 金融機関の情報(番号16~17)を空白にする場合は、16の左端枠に「*」を入力する。
18 19 20 21	金融機関所在地 (アルファベット)	振込先金融機関名をOCRのキーボードによりアルファベットで入力する。 金融機関の情報(番号18~22)を空白にする場合は、18の左端枠に「*」を入力する。
22	口座番号	預貯金の口座番号をOCRのキーボードにより入力する。 口座番号(番号22)を空白にする場合は、22の1桁目に「*」を入力する。

【入力可能な字種について】

OCRキーボードにより打鍵入力する項目において、
入力可能な字種は下記のとおりである。

番号	入力項目	入力可能な字種
8 9	受給権者氏名	アルファベット大文字 (数字、記号)
10 11 12 13	受給権者住所	アルファベット大文字 数字、記号
14 15	金融機関名	アルファベット大文字、 数字、記号
16 17	金融機関店舗	アルファベット大文字、 数字、記号
18 19 20 21	金融機関所在地	アルファベット大文字、 数字、記号
22	口座番号	アルファベット大文字、 数字、記号

(注)本帳票において、アルファベットは大文字のみ入力可能であり、
小文字は入力不可である。

二 出力帳票条件表

出力帳票等名	出力帳票番号	登記	出力端末装置
OKリスト	057	●	OCRインサータ部

●…出力

6 支払事故処理

日次にて稼働する支払事故処理について、支払事故通知リスト、支払取消リスト、支払事故未処理リストにより、遺族（補償）年金と同様に特別遺族年金の処理を行う機能を追加する。

7 検索

検索画面において、項目名を次のように読み替えるものとする。

(読み替える項目)

支給事由発生年月日→請求年月日(受付年月日)

傷病年月日→死亡年月日

また、「厚年等情報検索」「障害等級検索」は、特別遺族給付金に関して管理する項目がないので、表示しない。

① 検索画面出力例 (年金・一時金受付検索)

年金・一時金受付検索 (結果)		12.06.27
1/1 <1>		11:44
受付番号	3666199999999	管轄局番 3601
請求人氏名	年金太郎	請求年月日(受付年月日)に
様式番号	7000-特別遺族年金支給請求書	読替えのこと
支給事由発生	平成 3年 6月11日	実行コード 登記
受付年月日	平成 3年 6月17日	変更内容
受付入力日	平成 3年 7月19日	帳票種別 39560
決議書出力日	平成 3年 7月19日	決議書種類 支給決定決議書
決議書破棄日		出力回数 01
決定年月日	平成 3年 7月22日	処理区分 01-支給・変更
決議書入力日	平成 3年 7月23日	帳票入力日 平成 3年 7月19日
調査年月日	平成 3年 7月10日	調査コード 18 復命書番号 0136
労働保険番号	36301999999000	
生年月日	昭和21年 8月22日	
傷病年月日	平成 3年 3月 5日	
旧データ受付	3601-913009999	

死亡年月日に読替え
のこと

② 検索画面出力例 (一時金概要検索)

一時金支払検索 (結果)		12.06.27
		11:43
1/3 <1>		
受付番号	: 3666199999999	特別遺族給付金に読替えのこと
被災者氏名	: 年金太郎	
請求書番号	7100 特別遺族一時金支給請求書	
支給決定額	<保険給付><特支金()><特支金(定)><未援費>	
調整額	12000000	
支払額		
支払合計額	12000000	
支払年月日	平成 3年 7月 25日	
支払方法	銀行振込	
金融機関コード	9876987	預金の種類 普通預金
金融機関名	労災信用金庫	口座番号 0123456
店舗名	徳島支店	
口座名義人	ネンキン タロウ	
(つづき)		

一時金算定基礎検索 (結果)		12.06.27
		11:43
2/3 <1>		
データ受付番号	3666199999999	死亡年月日に読替えのこと
生年月日	昭和21年 9月 9日	
傷病年月日	平成 3年 3月 15日	
支給事由	平成 3年 6月 11日	
平均賃金		特別給与の総額
スライド率		算定基礎日額
給付基礎日額		算出方法
算出方法		療養開始年月日
給付日数		併合調整の定額 特支金
障害等級号		既存年証番号
既存区分・等級		
三者コード	請求年月日 (受付年月日)	給付過払額 (保)
受領日	に読替えのこと	給付過払額 (特)
受領額		休業内払額 (保)
		休業内払額 (特)
		0円
		0円
		0円
		0円

一時金受付検索 (結果)

12.06.27

11:43

3/3<1>

受付番号 386939999999

管轄局署 3601

請求人氏名 ネンキン タロウ
様式番号 1000-障害補償給付支給請求書

請求年月日(受付年月日)に読替えのこと

支給事由発生	平成 3年 6月 11日	実行コード	登記
受付年月日	平成 3年 6月 17日	変更内容	
受付処理日	平成 3年 7月 19日	帳票種別	39560
決議書出力日	平成 3年 7月 19日	決議書種類	支給決定決議書
決議書破棄日		出力回数	01
決定年月日	平成 3年 7月 22日	処理区分	01-支給・変更
決議書入力日	平成 3年 7月 23日	帳票入力日	平成 3年 7月 19日
調査年月日	平成 3年 7月 10日	調査コード	18 復命書番号 0136

労働保険番号 36301999999000
 生年月日 昭和21年 8月 2日
 傷病年月日 平成 3年 3月 15日
 旧データ受付 3601-913009999

死亡年月日に読替えのこと

③ 検索画面出力例 (年金・一時金被災者情報検索)

		年金・一時金被災者情報検索 (結果)	12.06.27
1 / 3 <1>			11:20
管轄局署	3802		
被災者氏名	ネンキン イチロウ		
(漢字)	年金 一郎		
生年月日	昭和13年10月25日		
性別	男		
労働保険番号	38102999999000		
業種	7203		
産業分類	41		
規模	4		
平均賃金			
特別給与の総額			

		年金・一時金被災者情報検索 (結果)	12.06.27
2 / 3 <1>			死亡年月日に読替えのこ と
傷病年月日	昭和63年10月29日		
療養開始年月日			
最新治癒年月日			
最新再発年月日			
死亡年月日			
最新傷病障害等級号	1級1号	最新三者コード	
経過措置対象有無	無	重大過失	
業種別	業務災害	災害発生局署	3802
傷病性質	71	特定疾病	
傷病部位	99	傷病区分	
事故の型		診断書の要否	
起因物			
厚年等の年金証書番号 (1種)			
厚年等の年金証書番号 (2種)			

3 / 3 <1>

年金・一時金被災者情報検索 (結果)

12.06.27
11:20

	<年証番号・受付番号>	<支給事由発生年月日>	<様式番号>
1	386939999	平成 5年 2月 28日	70--10

請求年月日(受付年月日)に読替えること

④ 検索画面出力例 (一時金データ受付番号検索 (氏名検索))

帳票種別39001 【年金・一時金氏名検索】 1/1

受給者氏名 1-イチジ タクヤ

生年月日 2-

管轄局署 3-

居住地コード 4-

ソート方法 5-[1]

ページ 8-

検索メニュー 9-[2]

請求年月日 (受付年月日) に読替えのこと

帳票種別39101 一時金データ受付番号検索 (結果) 19.03.23
1/1<1> 13:06
受給者氏名 イチジ タクヤ 対象局署 9999

■検索する番号を入力してください。 1-

1	受付番号	XXXXXXXXXX	支給事由日	管轄局署 2001
	生年月日	昭和11年 7月 3日	給付の種別	平成19年 3月13日
	受付年月日	平成19年 3月23日	支払年月日	特別遺族一時金
	支払額	200,000円		
2	受付番号	XXXXXXXXXX	支給事由日	管轄局署 2001
	生年月日	昭和11年 7月 3日	給付の種別	平成19年 3月13日
	受付年月日	平成19年 3月23日	支払年月日	特別遺族一時金
	支払額	11,800,000円		
3	受付番号		支給事由	管轄局署
	生年月日		給付の種別	
	受付年月日		支払年月日	
	支払額			

未支給の特別遺族年金 (00-04)又は特別遺族一時金 (71-00)を印書させる。

⑤ 検索画面出力例 (一時金データ受付番号検索 (短期キー検索))

帳票種別39002 【年金・一時金短期キー検索】 1/1

労働保険番号 1-20101000011000

被災者生年月日 2-5110703

傷病年月日 3-7110723

ページ 8-

検索メニュー 9-[3]

死亡年月日に読替えのこと

請求年月日 (受付年月日) に読替えのこと

帳票種別39101 一時金データ受付番号検索 (結果) 19.03.23
1/1<1> 13:17

受給者氏名 イチジ タクヤ 対象局署 9999

■検索する番号を入力してください。 1-

1	受付番号	XXXXXXXXXX	支給事由日	管轄局署 2001 平成19年 3月13日
	生年月日	昭和11年 7月 3日	給付の種別	特別遺族一時金
	受付年月日	平成19年 3月23日	支払年月日	
	支払額	200,000円		
2	受付番号	XXXXXXXXXX	支給事由日	管轄局署 2001 平成19年 3月13日
	生年月日	昭和11年 7月 3日	給付の種別	特別遺族一時金
	受付年月日	平成19年 3月23日	支払年月日	
	支払額	11,800,000円		
3	受付番号		支給事由日	管轄局署
	生年月日		給付の種別	
	受付年月日		支払年月日	
	支払額		円	

未支給の特別遺族年金 (00-04)又は特別遺族一時金 (71-00)を印書させる。

⑥ 検索画面出力例 (年金支払検索)

年金支払検索 (結果)		19.03.23
1/1<1>		12:29
支払期年月	平成19年 4月支払期	
年金証書番号	016069413-02	管轄局署 2001
生年月日	昭和20年 4月10日	
受給権者氏名	イソク アキコ	<入力局署>2001
住所	20-長野県 千3997102	<入力日>平成19年 3月23日
	長野県安曇野市	<入力局署>2001
	明科中川手	<入力日>平成19年 3月23日
	2910	
支払額合計	2,400,000円	
年金	2,400,000円	
特年	円	
援護費	円	
支払方法	銀行振込	
金融機関番号	0001006	<入力局署>2001
金融機関名	みずほ銀行	<入力日>平成19年 3月23日
店舗名	有楽町支店	
預金の種類	普通預金	
口座番号	0111111	

黒枠部分は、特別遺族年金では該当しないので、空白とする。

⑦ 検索画面出力例 (年金額等計算検索)

年金額等計算検索 (結果)		19.03.23
2/3<1>★次のページに続きがあります。		12:40
支払期年月	平成19年 2月支払期	平成19年 4月支払期時点
年金証書番号	206071001-02	管轄局署 2001
生年月日	昭和20年 4月10日	
	<年 金>	<特 別 年 金>
年額 (初月)	2400000	██████████
(中月)		██████████
(終月)	2400000	██████████
月額 (初月)	200000	██████████
(中月)		██████████
(終月)	200000	██████████
三者調整額	██████████	██████████
前払調整額	██████████	██████████
内払・追給		██████████
行政裁量②		██████████
支払額		██████████
(差止累計額)		██████████
(そ及追回額)		██████████

黒枠部分は、特別遺族年金では該当しないので、空白とする。

⑧ 検索画面出力例 (年金算定基礎検索)

年金算定基礎検索 (結果)		死亡年月日に読替えのこと
3 / 3 < 1 >		03
算定年月	平成18年 7月	07
年金証書番号	236069002	期時点
生年月日	昭和11年 11月21日	管轄局署 2301
計算年齢	██████████	特加コード
傷病年月日	平成10年 9月23日	スライド率 ██████████
支給事由	平成18年 4月21日	転帰年月日
平均賃金	██████████	転帰事由
年金給付日額	██████████ 円	特別給与の総額 ██████████ 円
算出方法	██████████	算定基礎日額 ██████████ 円
給付日数	██████ 日	算出方法 ██████████
算定基礎人数	1人 ██████████	療養開始年月日 ██████████
		支払権者数 1人
厚年コード ██████████	厚年コード ██████████	
種別① ██████████	種別② ██████████	
年額 ██████████ 円	年額 ██████████	
年月 ██████████	年月 ██████████	

請求年月日 (受付年月日) に読替えのこと

黒枠部分は、特別遺族年金では該当しないので、空白とする。

⑨ 検索画面出力例 (年金額等調整検索)

年金額等調整検索 (結果)		18.07.03
1/1<1>		11:21
支払期年月	平成18年 8月支払期	官務局署 2301
年金証書番号	236069022	
生年月日	昭和11年 3月 7日	
	<年 金>	<特 別 年 金>
休業内払額		
前期内払残額		
そ及追回額		
差止解除額		
行政裁量①	01+10000000	
内払調整額		
当期内払残額	0	
処理方法		
追給額	+10000000	
内払残額 (現)		
内払残額 (過)		

黒枠部分は、特別遺族年金では該当しないので、空白とする。

X 機械処理上の留意点

(1) 労働保険番号が不明な場合等の処理

本件の取扱いについては、別紙5を参照のこと。

(2) 石綿にさらされる肺がん、中皮腫に係る特定疾病コードの取扱い

平成18年4月より石綿健康被害救済法の給付金及び労災保険法の保険給付について、石綿にさらされる肺がん・中皮腫に関し、徴収則の改正が行われ特定疾病として追加されるが、当面の間、システム上は、帳票種別39570の支給決定決議入力 of 統計項目の入力の際には、「傷病性質コード71（石綿による肺がん・中皮腫）」を決議入力した場合、特定疾病コード「1（特定疾病）」を入力することはできずキャンセルとなる。

このため、当面の対応としては、特定疾病として追加される石綿による肺がん・中皮腫を決議入力する場合は、傷病部位コード、傷病性質コードは通常通り該当するコードを入力し、特定疾病コードのみ入力しないものとする。おつて、所要のシステム改修が完了した際に、訂正帳票により対応することとなる。

そのため、当該事案をまとめて一覧にしておく等、システム改修後に備えておくこと。（H18年8月中稼働予定）

なお、労災保険給付に係る取扱いについても、同じ取扱となるので了知されたい。

[別紙資料]

別紙1 開発スケジュール

別紙2 入力様式

別紙3 出力様式

別紙4 出力(配信)リスト

別紙5 石綿による疾病に係る支給事務に当たっての労働保険番号の取扱い
について

石綿健康被害救済法に係る今後のシステム稼働スケジュール(処理機能別)

機能名	平成18年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
【1】 変更処理・訂正処理												
【2】 検索処理												
【3】 定期報告帳票入力処理												

訂正処理の一部(統計情報、調査書情報、特別遺族給付金キー情報、受付情報)

変更処理・訂正処理・検索の一部(支給停止、支給停止解除、支給停止情報、支給停止検索)

支払差止検索

定期報告帳票
入力

▼稼働:9月4日(月)予定

▼稼働:11月20日(月)予定

▼稼働:9月4日(月)予定

▼稼働:9月25日(月)予定

○ 入力様式[帳票種別38580 特別遺族年金の受給権者の住所・氏名 特別遺族年金の払渡金融機関等変更届]

(表面)

石綿健康被害救済法
特別遺族年金の受給権者の住所・氏名 変更届
特別遺族年金の払渡金融機関等

<p>※ 39580</p>	<p>死亡労働者等の氏名</p>	<p>支給決定を受けた労働基準監督署名</p> <p style="text-align: center;">労働基準監督署</p>	<p>変更処理</p> <p>①枚用 ②枚中</p>
----------------	------------------	--	----------------------------

必須項目

③ 年金種別

④ 死亡労働者等生年月日

⑤ 枝番号

○住所を変更した場合 (住民票の写し等を添付してください。)

変更後の住所

⑥ 郵便番号

⑦ 市外局番 (行ツメ) 市外局番も記入すること

⑧ 都道府県コード

⑨ 住所1 (フリガナ) (漢字)

⑩ 住所2 (漢字)

⑪ 住所3 (漢字)

○銀行・郵便局等を変更したい場合

銀行・郵便局等

フリガナ

金融機関名

銀行・金融 本店・支店
協同・協同 支所

⑫ 預金の種類

⑬ 口座番号 (右ツメ)

⑭ 金融機関コード (店別コード)

郵便局

郵便局名

郵便局

⑮ 郵便番号

⑯ 郵便局コード

○氏名を変更した場合 (戸籍謄本または戸籍抄本を添付してください。)

氏名

⑰ 変更後氏名 (カタカナ): 姓と名の間は1字あけてください。

⑱ 変更後氏名 (漢字): 姓と名の間は1字あけてください。

変更前の氏名

フリガナ

漢字

氏名の変更年月日

氏名の変更理由

年 月 日

上記のとおり住所・氏名を変更したので届けます。

届出人(受給権者)の住所・氏名

郵便番号

フリガナ

住所

フリガナ

氏名

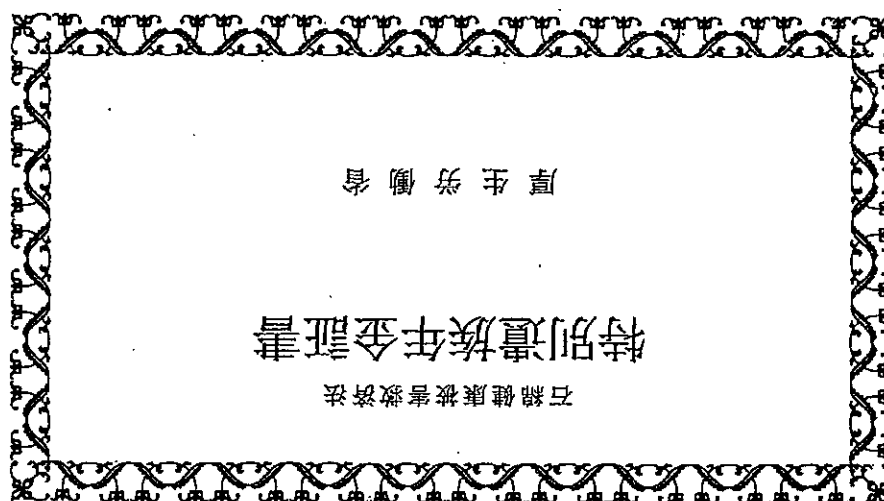
⑲

労働基準監督署長 殿

※ 検印	署長	次長	課長	係長	係

年月日

[帳票種別440 特別遺族年金証書] (表面)



3 年金証書の返納

- (1) 次の場合には、この証書を年金の支給決定を受けた労働基準監督署長に返納してください。
 - イ 年金を受ける権利が消滅したとき
 - ロ その他年金の支給決定を受けた労働基準監督署長から返納を命ぜられたとき
- (2) 再交付を受けた後において、亡失した年金証書を発見したときは、発見した年金証書を返納してください。

(裏面)

石綿健康被害救済法 特別遺族年金証書				
管轄局署	年金証書の番号	枝番号	死亡労働者等の生年月日	再発行番号
			年 月 日	
受給権者の氏名				
受給権者の生年月日		年 月 日		
請求年月日		年 月 日		

石綿による健康被害の救済に関する法律によって上記の特別遺族年金の支給を行うことに決定したことを証します。

年 月 日
労働基準監督署長

(注意)

1 年金証書の提示又は提出

- (1) 郵便局において年金の支払を受けようとするときは、窓口を送金通知書を提出するとともにこの証書を提示してください。
- (2) 年金の支給決定を受けた労働基準監督署長から年金証書の提示又は提出を命ぜられたときは、その労働基準監督署長にこの証書を提示又は提出してください。

2 年金証書の再交付

この証書を亡失し若しくは著しく損傷し、又は受給権者の氏名に変更があったときは、年金証書の再交付を年金の支給決定を受けた労働基準監督署長に請求してください。

なお、年金証書の再交付を請求するとき(亡失の場合を除く)は、既に交付を受けている年金証書を提出してください。

(物品番号 7313) 18.3

[帳票種別 4 8 1 特別遺族給付金支給決定通知書]

石綿健康被害救済法

481

年 月 日

電話番号

あなたが請求された特別遺族給付金を下記のとおり決定したので通知します。

労働基準監督署長



- この決定理由の詳細についてお聞きになりたい点があれば、当署まで照会してください。
- (1) 下記の特別遺族給付金に関する決定(以下「本件処分」といいます)に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内上記の労働基準監督署を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」といいます。)に対して審査請求をすることができます。
- (2) 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に労働保険審査会(以下「審査会」といいます)に対して再審査請求をすることができます。ただし、審査請求をした日から3か月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。
- (3) 本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての再審査請求に対する裁決を経た後に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、再審査請求に対する審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内提起することができます(裁決があった日から1年を経過した場合は除きます。)。ただし、①再審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは審査会の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。また、①処分、処分の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、②その他審査官の決定及び審査会の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。

年金証書番号		特別遺族給付金の種類	
支給決定額		死亡年月日	年 月 日
		請求年月日	年 月 日
		支給決定年月日	年 月 日
算定基礎	算定人数 <input type="checkbox"/> 人		
	特別遺族給付金額		
一時金の調整額等	前給付過誤払額	回収額合計	調整額処理方法
	特別遺族給付金		
備考			

※の合計金額から回収額合計を差し引いた額が一時金振込(支払)金額です。
 年金の支払日が土曜日・日曜日又は祝祭日の場合は、金融機関等の直前の営業日となります。

支払(振込)金額		備考
振込先 金融機関名 店舗名		
預貯金種別		

振込通知

上記の支払金額をご指定の金融機関の預貯金口座に振込みの手続きをいたしましたので通知します。

支払通知

上記の支払金額を 年 月 日 時 分頃支払いますので、請求書等に押印した印鑑とこの通知書を持参して当署までおいで下さい。

上記の支払金額を最寄りの金融機関に送金の手続きをいたしました。

資金前渡官吏

(物品番号 7334) 18.3

[帳票種別 483 特別遺族給付金不支給決定通知書] (表面)


は が き

④83 石綿健康被害救済法
特別遺族給付金

請 求 者 名	
請 求 人 氏 名	
決定年月日	年 月 日
受付番号	

あなたが請求された特別遺族給付金を
表記のとおり決定したので通知します。

年 月 日



労働基準監督署長

電話番号

[帳票種別 483 特別遺族給付金不支給決定通知書] (裏面)

不支給理由

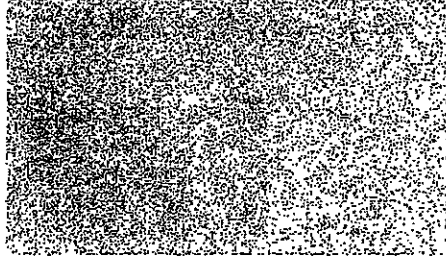
- この決定理由の詳細についてお聞きになりたい点があれば、当署まで照会してください。
- (1) 表記の特別遺族給付金に関する決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に表記の労働基準監督署を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」といいます。）に対して審査請求をすることができます。
- (2) 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に労働保険審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。ただし、審査請求をした日から3か月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。
- (3) 本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての再審査請求に対する裁決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、再審査請求に対する審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（裁決があった日から1年を経過した場合は除きます。）。ただし、①再審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査会の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。また、①処分、処分の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、②その他審査官の決定及び審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定及び審査会の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。

(物品番号 7335) 18.3

[帳票種別 484 特別遺族年金変更決定通知書]

石綿健康被害救済法

484



年 月 日

電話番号

あなたが請求された特別遺族給付金を下記のとおり決定したので通知します。

労働基準監督署



年金証書番号			
変更届等の種類			
特別遺族年金年額		決定年月日	年 月 日
		変更年月日	年 月 日
算定基礎	算定人数 □人		
	年金年額		
理由			

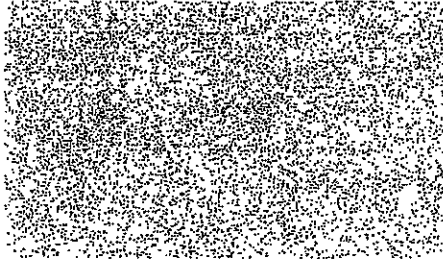
年金の支払日が土曜日、日曜日又は祝祭日の場合は、金融機関等の直前の営業日となります。

- この決定理由の詳細についてお聞きになりたい点があれば、当署まで照会してください。
- (1) 上記の特別遺族給付金に関する決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に上記の労働基準監督署を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」といいます。）に対して審査請求をすることができます。
- (2) 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に労働保険審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。ただし、審査請求をした日から3か月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。
- (3) 本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての再審査請求に対する決定を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、再審査請求に対する審査会の決定があったことを知った日の翌日から起算して8か月以内に提起することができます（決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）。ただし、①再審査請求をした日から3か月を経過しても決定がないとき、②再審査請求についての決定を遅延することにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その決定を経ないことにつき正当な理由があるとき、④処分、処分の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、⑤その審査官の決定及び審査会の決定を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定及び審査会の決定を経ないで取消訴訟を提起することができます。

[帳票種別 485 特別遺族年金変更決定通知書 (代表者選任解任等用)]

5補健康被害救済法

485



年 月 日

電話番号

あなたが請求された特別遺族給付金を下記のとおり決定したので通知します。

労働基準監督署長



年金証書番号					
変更届等の種類					
特別遺族年金年額	:	:	:	:	:
	決定年月日	年 月 日			
	変更年月日	年 月 日			
算定基礎	算定人数 <input type="checkbox"/> 人				
	年金年額				
理由					

年金の支払日が土曜日、日曜日又は祝祭日の場合は、金融機関等の直前の営業日となります。
 ○ この決定理由の詳細についてお聞きになりたい点があれば、当署まで照会してください。

1999.08.01

[帳票種別 486 特別遺族年金年額変更内訳] (一枚目)

石綿健康被害救済法

特別遺族年金年額変更内訳

486

項番	変更年月	特別遺族年金額	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			

(物品番号 7348) 183

[帳票種別 486 特別遺族年金年額変更内訳] (二枚目)

石綿健康被害救済法

特別遺族年金年額変更内訳

<p>年金証書番号 <input type="text"/> 受給者氏名 <input type="text"/> 振替年月日 <input type="text"/></p>				
項番	変更年月	特別遺族年金額	備	考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				

[帳票種別 487 特別遺族年金資格者一覧]

石綿健康被害救済法

特別遺族年金資格者一覧

487

データ受付番号		出力年月日		出力回数			
年金証書番号		受給権者氏名				□/□	
	枝番号	氏名	生年月日	性別	障害の有無	同一生計の有無	
資格者 1							
資格者 2							
資格者 3							
資格者 4							
資格者 5							
資格者 6							
資格者 7							
資格者 8							
資格者 9							
資格者 10							
資格者 11							
資格者 12							
資格者 13							
資格者 14							
資格者 15							
資格者 16							
備 考 欄							

[帳票種別 488 特別遺族年金の年金変更決定決議書] (1枚目)

488

石綿健康被害救済法
特別遺族年金の年金変更決定決議書

データ受付番号	訂正番号	出力年月日	出力回数		
死亡労働者等氏名	死亡労働者等生年月日	死亡年月日	労働保険番号		
年金証書番号	特別遺族年金年額の決定額				
受給権者氏名					
請求年月日					
転帰年月日					
	回収額	追給額			
特別遺族年金の調整額等					
年金証書番号	特別遺族年金年額の決定額				
受給権者氏名					
請求年月日					
転帰年月日					
	回収額	追給額			
特別遺族年金の調整額等					
年金証書番号	特別遺族年金年額の決定額				
受給権者氏名					
請求年月日					
転帰年月日					
	回収額	追給額			
特別遺族年金の調整額等					
	回収額	調整額処理方法	追給額	追給額処理方法	
特別遺族年金の調整額等					
備考欄					
	署長	次長	課長	係長	係
	決 裁		年 月 日		

(物品番号 7320) 1R3

[帳票種別 488 特別遺族年金の年金変更決定決議書] (2枚目表面)

石綿健康被害救済法
特別遺族年金年金内訳リスト

□/□				
死亡労働者等氏名	死亡労働者等生年月日	死亡年月日	労働保険番号	
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
年金 1				
年金証書番号	特別遺族年金年額の決定額			
受給権者氏名				
請求年月日				
転帰年月日				
	回 収 額	追 給 額		
特別遺族年金の調整額等	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
年金 2				
年金証書番号	特別遺族年金年額の決定額			
受給権者氏名				
請求年月日				
転帰年月日				
	回 収 額	追 給 額		
特別遺族年金の調整額等	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
年金 3				
年金証書番号	特別遺族年金年額の決定額			
受給権者氏名				
請求年月日				
転帰年月日				
	回 収 額	追 給 額		
特別遺族年金の調整額等	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
追給・回収額合計				
	回 収 額	調 整 額 処 理 方 法	追 給 額	追 給 額 処 理 方 法
特別遺族年金の調整額等	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
備 考 欄				

石綿健康被害救済法

特別遺族年金変更決定通知書

さきに貴殿に対してなした裏面内訳の年金の決定については、下記の理由により裏面内訳のとおり、取消し新たに変更決定したので通知します。

- 追給額は、裏面内訳の「追給・回収額合計」欄の金額をお支払い致します。
- 過払額は、裏面内訳の「追給・回収額合計」欄の金額について「調整額処理方法」欄のとおりと致します。
- (1)特別遺族給付金に関する決定(以下「本件処分」といいます。)に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に下記の労働基準監督署を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」といいます。)に対して審査請求をすることができます。
 (2)審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に労働保険審査会(以下「審査会」といいます。)に対して再審査請求をすることができます。ただし、審査請求をした日から3か月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。
 (3)本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての再審査請求に対する判決を経た後に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、再審査請求に対する審査会の判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(判決があった日から1年を経過した場合を除きます。)、ただし、①再審査請求をした日から3か月を経過しても判決がないとき、②再審査請求についての判決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その判決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査会の判決を経ないで取消訴訟を提起することができます。また、①処分、処分の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、②その他審査官の決定及び審査会の判決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定及び審査会の判決を経ないで取消訴訟を提起することができます。

年 月 日

労働基準監督署長



様

変更決定の理由	

[帳票種別 489 特別遺族一時金支給決定取消支給決定支払(追給)決議書] (1枚目)

489
石綿健康被害救済法

支給決定取消
特別遺族一時金支給決定決議書
支払(追給)

入力データ受付番号	訂正番号	出力年月日	出力回数		
死亡労働者等氏名	死亡労働者等生年月日	死亡年月日	労働保険番号		

一時金 1					
データ受付番号	訂正番号	給付金の種別		年度	
億千百十万千百十円					
支払額	請求年月日	支払方法			
要債権確認額	当初支払年月日	金融機関コード			
種別	当初支払額	今回支払額	追給額	回収額	
内訳	特別遺族給付金				
口座名義人					
通知年月日	支払年月日	国庫金送金番号		第 号	
小切手番号	第 号	領収年月日	領収金額	氏名	
右金額正に領収しました。		年 月 日	¥		

一時金 2					
データ受付番号	訂正番号	給付金の種別		年度	
億千百十万千百十円					
支払額	請求年月日	支払方法			
要債権確認額	当初支払年月日	金融機関コード			
種別	当初支払額	今回支払額	追給額	回収額	
内訳	特別遺族給付金				
口座名義人					
通知年月日	支払年月日	国庫金送金番号		第 号	
小切手番号	第 号	領収年月日	領収金額	氏名	
右金額正に領収しました。		年 月 日	¥		

一時金 3					
データ受付番号	訂正番号	給付金の種別		年度	
億千百十万千百十円					
支払額	請求年月日	支払方法			
要債権確認額	当初支払年月日	金融機関コード			
種別	当初支払額	今回支払額	追給額	回収額	
内訳	特別遺族給付金				
口座名義人					
通知年月日	支払年月日	国庫金送金番号		第 号	
小切手番号	第 号	領収年月日	領収金額	氏名	
右金額正に領収しました。		年 月 日	¥		

備 考 欄					
	署長 資金納付課長	次長	課長	係長	係
	決 裁		年 月 日		

(物品番号 73201) 18.3

[帳票種別 489 特別遺族一時金支給決定取消支給決定支払(追給)決議書] (2枚目表面)

石綿健康被害救済法
特別遺族一時金内訳リスト

□/□			
死亡労働者等氏名	死亡労働者等生年月日	死亡年月日	労働保険番号
<input style="width: 100%;" type="text"/>	<input style="width: 100%;" type="text"/>	<input style="width: 100%;" type="text"/>	<input style="width: 100%;" type="text"/>
一時金 1			
		給付金の種別	
億千百十万千百十円			
支 払 額	<input style="width: 100%;" type="text"/>	<input style="width: 100%;" type="text"/>	請 求 年 月 日 <input style="width: 100%;" type="text"/>
回 収 額	<input style="width: 100%;" type="text"/>	<input style="width: 100%;" type="text"/>	当 初 支 払 年 月 日 <input style="width: 100%;" type="text"/>
種 類	当 初 支 払 額	今 回 支 払 額	追 給 額
内 訳	特別遺族給付金		
一時金 2			
		給付金の種別	
億千百十万千百十円			
支 払 額	<input style="width: 100%;" type="text"/>	<input style="width: 100%;" type="text"/>	請 求 年 月 日 <input style="width: 100%;" type="text"/>
回 収 額	<input style="width: 100%;" type="text"/>	<input style="width: 100%;" type="text"/>	当 初 支 払 年 月 日 <input style="width: 100%;" type="text"/>
種 類	当 初 支 払 額	今 回 支 払 額	追 給 額
内 訳	特別遺族給付金		
一時金 3			
		給付金の種別	
億千百十万千百十円			
支 払 額	<input style="width: 100%;" type="text"/>	<input style="width: 100%;" type="text"/>	請 求 年 月 日 <input style="width: 100%;" type="text"/>
回 収 額	<input style="width: 100%;" type="text"/>	<input style="width: 100%;" type="text"/>	当 初 支 払 年 月 日 <input style="width: 100%;" type="text"/>
種 類	当 初 支 払 額	今 回 支 払 額	追 給 額
内 訳	特別遺族給付金		
備 考 欄			

石綿健康被害救済法

特別遺族一時金変更決定通知書

さきに貴殿に対してなした裏面内訳の特別遺族給付金の決定については、下記の理由により裏面内訳のとおり、取消し新たに変更決定したので通知します。

- 追給額は、裏面内訳の「支払額」欄の金額をお支払い致します。
- 追払額は、裏面内訳の「回収額」欄の金額については、同封の納入告知書により告知書記載の指定銀行に払い込むか、もしくは当署へ持参の上納入してください。
- (1) 特別遺族給付金に関する決定(以下「本件処分」といいます。)に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に下記の労働基準監督署を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」といいます。)に対して審査請求をすることができます。
- (2) 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に労働保険審査会(以下「審査会」といいます。)に対して再審査請求をすることができます。ただし、審査請求をした日から3か月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。
- (3) 本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての再審査請求に対する裁決を経た後に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、再審査請求に対する審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。)。ただし、①再審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査会の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。また、①処分、処分の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、②その他審査官の決定及び審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定及び審査会の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。

年 月 日

労働基準監督署長



様

変更決定の理由	

2 月計表

労働者災害補償保険

月 計 表
(一 時 金)

414

管轄局名 支払年月 予算年度 処理年月日 ページ

支払日	業務別	件 数	保 険 給 付 額	件 数	特 別 支 給 全 額
日	業 災				
	通 災				
	計				
日	業 災				
	通 災				
	計				
日	業 災				
	通 災				
	計				
日	業 災				
	通 災				
	計				
日	業 災				
	通 災				
	計				
日	業 災				
	通 災				
	計				
日	業 災				
	通 災				
	計				
日	業 災				
	通 災				
	計				
日	業 災				
	通 災				
	計				

保険給付額に含まれて出力される。

(物品番号 75211)

3 一時金支払未処理リスト

**** 一時金 支払未処理リスト ****

平成××年××月××日×××ページ

管轄局署 ××-××

☆明・当・送の処理が行われていませんので
早急に処理してください。

データ受付番号	××××××××××××
訂正番号	××
被災者氏名	××××××××××××××
請求書等名	××××××××××××××××
労働保険番号	×××××××××××
被災者生年月日	昭和××年××月××日
傷病年月日	平成××年××月××日
請求人氏名	××××××××××××××
支給決定年月日	平成××年××月××日
支払方法	××××××××××××
支払合計	×××, ×××, ×××円

死亡年月日に読替
のこと

「請求書等名」については、特
別遺族給付金に関する文言が印
書される。

4 年金・一時金データ未入力リスト

**** 年金・一時金データ未入力リスト ****

平成××年××月××日××ページ

管轄局署 ××-××

☆データ登記処理が終了していませんので
早急に処理してください。

データ受付番号	××××××××××××
被災者氏名	××××××××××××××
請求書等名	××××××××××××××××
労働保険番号	××××××××××××
被災者生年月日	昭和××年××月××日
傷病年月日	平成××年××月××日
請求人氏名	××××××××××××××
受付年月日	平成××年××月××日
一枚目入力年月日	平成××年××月××日
入力枚数	××枚

死亡年月日に読替
のこと

「請求書等名」については、特
別遺族給付金に関する文言が印
書される。

5 データ登記未処理リスト

*** 年金・一時金 データ登記 未処理リスト ***

平成××年××月××日 ×ページ

管轄局番 ××-××

番号	データ受付番号	被災者氏名	請求書等名	労働保険番号	被災者生年月日	傷病年月日	請求人氏名	受付年月日
×	XXXXXXXXXXXX		傷病の状態等に関する届	XXXXXXXXXXXX	××.×.×	××.×		××.×.×
×	XXXXXXXXXXXX		傷病の状態等に関する届	XXXXXXXXXXXX	××.×.×	××.×		××.×.×
×	XXXXXXXXXXXX		障害補償給付支給請求書	XXXXXXXXXXXX	××.×.×	××.×	××× ×××	××.×.×
×	XXXXXXXXXXXX	×××× ×××	遺族(補償)年金前払一時金請求書	XXXXXXXXXXXX	××.×.×	××.×	×××× ×××	××.×.×
×	XXXXXXXXXXXX	××× ××××	遺族(補償)年金前払一時金請求書	XXXXXXXXXXXX	××.×.×	××.×	××× ×××	××.×.×
×	XXXXXXXXXXXX		遺族補償一時金支給請求書	XXXXXXXXXXXX	××.×.×	××.×	××× ×××	××.×.×
×	XXXXXXXXXXXX	×××× ×××	遺族補償年金支給請求書	XXXXXXXXXXXX	××.×.×	××.×	×××× ××	××.×.×
×	XXXXXXXXXXXX		葬祭給付請求書	XXXXXXXXXXXX	××.×.×	××.×	××× ×××	××.×.×
×	XXXXXXXXXXXX		葬祭給付請求書	XXXXXXXXXXXX	××.×.×	××.×	××× ×××	××.×.×
***** 管轄局番				××-××	合計	×件	*****	

死亡年月日に読替
のこと

「請求書等名決議等書名」については、特別遺族給付金に関する文言が印書される。

6 決議書未入力リスト

*** 年金・一時金 決議書未入力リスト ***

官轄局番 XX-XX 平成XX年XX月XX日 Xページ

番号	データ受付番号	訂正 番号	被災者氏名	請求書等名 決議書名	労働保険番号 決議書出力年月日	被災者生年月日 決議書出力回数	傷病年月日	請求人氏名	受付年月日
X	XXXXXXXXXXXXXX	XX	XXXX XXX	(職権決議用) 変更決定 変更決定決議書	XXXXXXXXXXXXXX XX.X.X	XX.X.X	XX.X.X		
X	XXXXXXXXXXXXXX	XX	XXXX XXX	(職権決議用) 受給権消滅確認 変更決定決議書	XXXXXXXXXXXXXX XX.X.X	XX.X.X	XX.X.X		
X	XXXXXXXXXXXXXX	XX	XXXX XXX	(職権決議書) 変更決定 変更決定決議書	XXXXXXXXXXXXXX XX.X.X	XX.X.X	XX.X.X		
X	XXXXXXXXXXXXXX	XX	XXXX XXX	障害(補償) 給付変更請求書 変更決定決議書	XXXXXXXXXXXXXX XX.X.X	XX.X.X	XX.X.X	XX.X.X	XX.X.X
X	XXXXXXXXXXXXXX	XX	XXXX XXX	障害(補償) 給付変更請求書 変更決定決議書	XXXXXXXXXXXXXX XX.X.X	XX.X.X	XX.X.X	XX.X.X	XX.X.X
X	XXXXXXXXXXXXXX	XX	XXXX XXX	(職権決議用) 受給権消滅確認 変更決定決議書	XXXXXXXXXXXXXX XX.X.X	XX.X.X	XX.X.X		
X	XXXXXXXXXXXXXX	XX	XXXX XXX	(職権決議用) 受給権消滅確認 変更決定決議書	XXXXXXXXXXXXXX XX.X.X	XX.X.X	XX.X.X		
X	XXXXXXXXXXXXXX	XX	XXXX XXX	遺族(補償) 年 定基礎変更届 変更決定決議書	XXXXXXXXXXXXXX XX.X.X	XX.X.X	XX.X.X	XX.X.X	XX.X.X
*****					局番 XX-XX	合計	X件	*****	

死亡年月日に読替
のこと

「請求書等名決議等書名」につ
いては、特別遺族給付金に関す
る文言が印書される。

7 年金・一時金処理件数リスト(登録)

〇〇〇局 *** 年金・一時金 処理件数リスト(登録) *** 年報
平成××年××月××日 ×ページ

		受 付			データ登録			修 正			決議書再出力			不支給決議書			取 消			決議書入力		
		被災	通災	合計	被災	通災	合計	被災	通災	合計	被災	通災	合計	被災	通災	合計	被災	通災	合計	被災	通災	合計
障害給付	短期	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	長期	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	合計	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
遺族一時金	短期	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	長期	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	合計	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
遺族年金	短期	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	長期	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	合計	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
葬祭料	短期	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	長期	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	合計	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
傷病年金	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
障害前払一時金	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
遺族前払一時金	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
障害差額一時金	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
遺族差額一時金	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
未支給	傷病	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	障害	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	遺族	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
繰返費	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
障害変更(職位)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
合 計	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

特別遺族一時金は「遺族一時金」の項目に、特別遺族年金は「遺族年金」に、未支給の特別遺族給付金は「未支給 遺族」に当面の間、含まれて出力される。

8 年金・一時金処理件数リスト(変更)

〇〇〇局			*** 年金・一時金 処理件数リスト(変更) *** 月報												平成××年××月××日			×ページ		
受 付			アーク整理			修 正			決算再出力			不要戻付請求			取 消			決算再入力		
震災	通常	合計	震災	通常	合計	震災	通常	合計	震災	通常	合計	震災	通常	合計	震災	通常	合計	震災	通常	合計
遺族年金変更	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
障害年金変更	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
再給	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
遺族年金支給	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
付給	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
決定書送	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
支給停止	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
支給停止解除	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
受給権者死亡	傷病	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	障害	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	遺族	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
厚年等変更	傷病	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	障害	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	遺族	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
年証再交付	傷病	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	障害	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	遺族	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
受給権凍結	傷病	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	障害	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	遺族	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
数値決定決算	傷病	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	障害	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	遺族	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
支払差止	傷病	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	障害	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	遺族	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	被遺族	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	振込費	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
定期報告	傷病	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	障害	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	遺族	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	振込費	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
同時決算	支給	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	死亡	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	停止	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	解除	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
合 計		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

「遺族年金」、「遺族」の各項目に、当面の間、特別遺族給付金が含まれて出力される。

9 年金・一時金処理件数リスト（訂正）

局	*** 年金・一時金 処理件数リスト（訂正） *** 月報														
	平成××年××月××日 ×ページ														
	データ登録			修正			決議書再出力			取消			決議書入力		
	業災	通災	合計	業災	通災	合計	業災	通災	合計	業災	通災	合計	業災	通災	合計
短期キ一	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
被災者算定基礎	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
被災者共通情報	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
統計情報	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
支給・転滞情報	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
休業情報	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
損賠情報	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
等級等情報	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
厚年等情報	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
支給停止情報	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
資格者情報	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
援護費情報	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
前払情報	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
支払情報・一時金	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
受付情報	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
調査情報	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
処理情報	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
実額情報・一時金	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
合計	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

本リストについては、遺族（補償）給付のデータと区分せず一括して出力される。

10 受給権者金融機関変更リスト

〇〇局		*** 受給権者金融機関変更リスト ***						平成××年××月××日	×ページ
種	年金証書番号	受給権者氏名	区分	変更前コード	変更後コード	変更年月日	廃止年月日	転簿年月	
××	××××××××××	×××× ×××	廃止	××××-×××		××.×.×	××.×.×		
××	××××××××××	×××× ×××	廃止	××××-×××		××.×.×	××.×.×		
××	××××××××××	×××× ×××	廃止	××××-×××		××.×.×	××.×.×		
××	××××××××××	×××× ×××	廃止	××××-×××		××.×.×	××.×.×		
××	×××××××××-××	××× ×××	廃止	××××-×××		××.×.×	××.×.×		
××	×××××××××-××	×××× ×××	廃止	××××-×××		××.×.×	××.×.×		
××	×××××××××-××	××× ×××	廃止	××××-×××		××.×.×	××.×.×		
××	×××××××××-××	××× ××××	廃止	××××-×××		××.×.×	××.×.×		

○ 本リストについては、特別遺族給付金に関しても、遺族（補償）給付の場合と同じリストの内容、出力方法となっている。

1 1 署別未処理事案合計件数表

*** 署別未処理事案・合計件数 (労働局) ***						
××局××署	平成××年××月支払期				×ページ	
支払事故未処理	年金証書番号	受給権者氏名	事故発生支払期年月	事故入力年月	支払事故の種類	
	××××××××××	××××××	××××××××	××××××××	×-×××	
一時金支払未処理	データ受付番号	被災者氏名	支給決定年月日	請求書等名		
	××××××××××××××	××××××	××××××××××	×××××		
データ登記未処理	データ受付番号	被災者氏名	受付年月日	請求書等名	受付入力年月日	
	××××××××××××××	××××××	××××××××××	×××××	××××××××××	
決議書未入力	データ受付番号	被災者氏名	受付年月日	請求書等名	決議書出力年月日	
	××××××××××××××	××××××	××××××××××	×××××	××××××××××	
内払・充当未処理	年金証書番号	受給権者氏名	被災者氏名	転帰年月	転帰事由	
	××××××××××	××××××	××××××	××××××××	×-×××	
失権差額・未支給年金未処理	年金証書番号	受給権者氏名	転帰年月日			
	××××××××××	××××××	××××××××××			
一時金支払日未登記	データ受付番号	被災者氏名	支払日取消年月日	請求書等名		
	××××××××××××××	××××××	××××××××××	×××××		
債務者登録票未入力	年金証書番号	受給権者氏名	変更等年月日	債権発生支払期年月		
	××××××××××	××××××	××××××××××	×-×××		
厚年等未調整・年額未登記	年金証書番号	受給権者氏名	支給事由発生年月日	厚年等調整コード	厚年等種別	
	××××××××××	××××××	××××××××××	×-×××	×	
年金・一時金未入力	データ受付番号	被災者氏名	受付年月日	請求書等名		
	××××××××××××××	××××××	××××××××××	×××××	×××××	
転給未処理	年金証書番号	失権者氏名	失権年月日	失権事由		
	××××××××××	××××××	××××××××××	×-×××		
××局	平成××年××日				××ページ	
支払事故未処理	一時金支払未処理	データ登記未処理	決議書未入力	内払・充当未処理	失権差額・未支給年金未処理	
×	×	×	×	×	×	
一時金支払日未登記	債務者登録票未入力	厚年等未調整・年額未登記		年金・一時金未入力	転給未処理	
×	×	×		×	×	

本リストについては、特別遺族給付金に関しても、遺族（補償）給付の場合と同じリストの内容、出力方法となっている。

1 2 局署別年金基本権数・支払額リスト

*** 局署別年金基本権数・支払額リスト ***												
局××× ○××○		平成××年××月支払期										×ページ
署	前期末 基本権	新規	消滅	今期末 基本権	件数	年金支払額	件数	特別年金支払額	件数	就学等援護費支払額	件数	今期支払総額
××	××	×	×	××	××	××,×××	××	×,×××,×××	××	×××,×××,×××	××	×××,×××
	××	×	×	××	××	××,×××	××	×,×××,×××	××	×××,×××,×××	××	×××,×××
	××	×	×	××	××	××,×××	××	×,×××,×××	××	×××,×××,×××	××	×××,×××
計	××	×	×	××	××	××,×××	××	×,×××,×××	××	×××,×××,×××	××	×××,×××
	××	×	×	××	××	××,×××	××	×,×××,×××	××	×××,×××,×××	××	×××,×××
	××	×	×	××	××	××,×××	××	×,×××,×××	××	×××,×××,×××	××	×××,×××

上段：業災、中段：通災、下段：合計

特別遺族給付金に関する頁を追加する。

1.3 被災者別未処理事案リスト

*** 被災者別未処理事案リスト (年金) ***							×頁
○局 ○署							平成×年 ×月 ×日現在
被災者(請求人)氏名	労働保険番号	被災者生年月日	傷病年月日	受付年月日	三者 未処理期間	請求書種類	備考
XXXX	XXXXXXXX-000	昭和××年×月×日	平成××年×月×日	平成××年×月×日	×ヶ月	70-00、71-00	
		<div data-bbox="389 618 700 743" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 死亡年月日に読替え のこと </div>					
					<div data-bbox="817 786 1350 954" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 「請求書種類」の項目に特別遺族給付金 に関する様式番号を追加する。 </div>		
							累計 XX 件

14 一時金支払日未登記リスト

**** 一時金 支払日未登記リスト ****

平成××年××月××日××ページ

管轄局署 ××-××

☆支払日が取り消されたままとなっているので
支払日を入力してください。

データ受付番号 ×××××××××××××

訂正番号 ××

被災者氏名 ×××××××××××××××

請求書等名 ×××××××××××××××××

労働保険番号 ×××××××××××

被災者生年月日 平成××年××月××日

傷病年月日 平成××年××月××日

請求人氏名 ×××××××××××××××

支払日取消年月 平成××年××月××日

「請求書等名」については、特別遺族給付金に関する文言が印書される。

死亡年月日に読替
のこと

15 失権差額一時金・未支給年金未処理リスト

**** 失権差額一時金・未支給年金未処理リスト ****

平成××年××月××日××ページ

管轄局署 ××-××

☆失権差額一時金及び未支給年金が発生しています。

年金証書番号 ××××××××

受給権者氏名 ××××××××××××××××××××

転帰年月 ××××年××月

失権差額一時金(年金) ×××, ×××, ×××円

(特年) ×××, ×××, ×××円

未支給(年金) ×××, ×××, ×××円

(特年) ×××, ×××, ×××円

(援護費) ×××, ×××, ×××円

特別遺族給付金に関する文言が
印書される。

16 決議書破棄リスト

**** 決議書破棄リスト ****

平成××年××月××日××ページ

管轄局署 ××-××

☆次の決議書を破棄いたしましたので、
データ登記処理を再度行ってください。

年金証書番号	×××××××××
決議番号	×××
被災者氏名	××××××××××××××××
請求書等名	××××××××××××××××××××
労働保険番号	××××××××××××
被災者生年月日	平成××年××月××日
傷病年月日	平成××年××月××日
請求人氏名	××××××××××××××××
受付年月日	平成××年××月××日
決議書名	×××××××××
決議書出力年月日	死亡年月日に読替え ××月××日
決議書出力回数	のこと

「請求書等名」については、特別遺族給付金に関する文言が印書される。

死亡年月日に読替えのこと

17 支払・回収データリスト

*** 支払・回収データリスト ***

管轄局署 XX-XX 平成XX年XX月XX日 Xページ

番号	登録票入力キー (短期キー・年金証書番号)	給付種別	業通 区分	支払 回収	支給額(回収額)			支払日 (回収日)	データ受付番号
					保険給付額	特別支給金額	特別一時金額		
X	XXXXXXXXXXXX-XXXXXX-XXXXXX	傷病年金	通災	支払	X	X,XXX,XXX	X	XX, X, X	XXXXXXXXXXXXXX
X	XXXXXXXXXXXX-XXXXXX-XXXXXX	傷病年金	通災	支払	X	X,XXX,XXX	X	XX, X, X	XXXXXXXXXXXXXX
X	XXXXXXXXXXXX-XXXXXX-XXXXXX	傷病年金	通災	支払	X	X,XXX,XXX	X	XX, X, X	XXXXXXXXXXXXXX
X	XXXXXXXXXXXX-XXXXXX-XXXXXX	傷病年金	通災	支払	X	X,XXX,XXX	X	XX, X, X	XXXXXXXXXXXXXX
X	XXXXXXXXXXXX-XXXXXX-XXXXXX	障害補償一時金	業災	支払	X	X,XXX,XXX	X	XX, X, X	XXXXXXXXXXXXXX
X	XXXXXXXXXXXX-XXXXXX-XXXXXX	障害一時金	通災	支払	X	X,XXX,XXX	X	XX, X, X	XXXXXXXXXXXXXX
X	XXXXXXXXXXXX-XXXXXX-XXXXXX	障害一時金	通災	支払	X,XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XX, X, X	XXXXXXXXXXXXXX
X	XXXXXXXXXXXX-XXXXXX-XXXXXX	障害一時金	通災	支払	X,XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XX, X, X	XXXXXXXXXXXXXX
X	XXXXXXXXXXXX-XXXXXX-XXXXXX	障害一時金	通災	支払	X,XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XX, X, X	XXXXXXXXXXXXXX
X	XXXXXXXXXXXX-XXXXXX-XXXXXX	障害一時金	通災	支払	X,XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XX, X, X	XXXXXXXXXXXXXX
X	XXXXXXXXXXXX-XXXXXX-XXXXXX	傷病年金	通災	支払	X,XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XX, X, X	XXXXXXXXXXXXXX
X	XXXXXXXXXXXX-XXXXXX-XXXXXX	障害補償年金	業災	支払	X	X,XXX,XXX	XXX,XXX	XX, X, X	XXXXXXXXXXXXXX
X	XXXXXXXXXXXX-XXXXXX-XXXXXX	障害補償年金	業災	支払	X	X,XXX,XXX	X	XX, X, X	XXXXXXXXXXXXXX
X	XXXXXXXXXXXX-XXXXXX-XXXXXX	傷病補償年金	業災	支払	X	X,XXX,XXX	X	XX, X, X	XXXXXXXXXXXXXX
X	XXXXXXXXXXXX-XXXXXX-XXXXXX	傷病補償年金	業災	支払	X	X,XXX,XXX	X	XX, X, X	XXXXXXXXXXXXXX
X	XXXXXXXXXXXX-XXXXXX-XXXXXX	障害補償一時金	業災	支払	X	X,XXX,XXX	X	XX, X, X	XXXXXXXXXXXXXX
X	XXXXXXXXXXXX-XXXXXX-XXXXXX	傷病補償年金	業災	支払	X	X,XXX,XXX	X	XX, X, X	XXXXXXXXXXXXXX
X	XXXXXXXXXXXX-XXXXXX-XXXXXX	障害補償年金	業災	支払	X	X,XXX,XXX	X	XX, X, X	XXXXXXXXXXXXXX
X	XXXXXXXXXXXX-XXXXXX-XXXXXX	障害補償年金	業災	支払	X	X,XXX,XXX	X	XX, X, X	XXXXXXXXXXXXXX
X	XXXXXXXXXXXX-XXXXXX-XXXXXX	傷病補償年金	業災	支払	X	X,XXX,XXX	X	XX, X, X	XXXXXXXXXXXXXX

「給付種別」については、特別遺族給付金に関する文言が印書される。

18 所在不明差止者リスト

××月期 ** 所在不明差止者リスト **						
平成××年××月××日 ××ページ						
××-××						
番号	年金証書番号	枝番	カナ氏名	受給権者氏名	差止・停止	年月
1	××××××××××	××	×××××××××	×××××××××	支払差止	平成××年××月
2	××××××××××	××	×××××××××	×××××××××	支払差止	平成××年××月
3	××××××××××	××	×××××××××	×××××××××	支払差止	平成××年××月

特別遺族給付金に関する文言が印書される。

19 定期報告書未提出者リスト

*** 定期報告書未提出者リスト ***

出力日付 平成××年××月××日 ××ページ

××-××

番号	年金証書番号	枝番	受給権者氏名	電話番号	種別
1	XXXXXXXXXX		XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	年金
2	XXXXXXXXXX		XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	年金
3	XXXXXXXXXX		XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	年金
4	XXXXXXXXXX		XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	年金
5	XXXXXXXXXX		XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	年金
6	XXXXXXXXXX		XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	年金
7	XXXXXXXXXX		XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	年金
8	XXXXXXXXXX		XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	年金
9	XXXXXXXXXX		XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	年金
10	XXXXXXXXXX		XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	年金
11	XXXXXXXXXX		XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	年金
11	XXXXXXXXXX		XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	年金
12	XXXXXXXXXX		XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	年金
13	XXXXXXXXXX		XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	年金
14	XXXXXXXXXX		XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	年金
15	XXXXXXXXXX		XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	年金
16	XXXXXXXXXX		XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	年金
17	XXXXXXXXXX		XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	年金
18	XXXXXXXXXX		XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	年金
19	XXXXXXXXXX		XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	年金
20	XXXXXXXXXX	××	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	年金
21	XXXXXXXXXX		XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	年金

特別遺族給付金に関する文言が印書される。

20 定期報告書提出照会状

460 労働者災害補償保険 郵便はがき

定期報告書について

年金証書番号 ××××-××××××××××-××

あなたの「年金定期報告書」が提出
期限である××月××日までに提出さ
れておりません。
提出がない場合は年金が差し止めら
れますので至急提出してください。
なお、本状到着前に提出済のときは、
行き違いにつき御容赦願います。

年 月 日

_____ 労働基準監督署長 ㊟ 電話番号

特別遺族給付金に関する文言が印書され
る。

2 1 定期報告書内容照会状

460	労働者災害補償保険	郵便はがき
定期報告書について		
年金証書番号	xxxx-xxxxxxxxxx-xx	<div style="border: 1px dashed black; width: 80px; height: 60px; margin-bottom: 10px;"></div> <div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 5px;"> <input style="width: 40px; height: 25px;" type="text"/> <input style="width: 40px; height: 25px;" type="text"/> <input style="width: 40px; height: 25px;" type="text"/> <input style="width: 40px; height: 25px;" type="text"/> <input style="width: 40px; height: 25px;" type="text"/> <input style="width: 40px; height: 25px;" type="text"/> <input style="width: 40px; height: 25px;" type="text"/> </div>
<p>先に提出された定期報告書に下記のような不備な点がありますので、早急に回答してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 診断書の未提出 ● 住民票の未提出 ● 戸籍謄本又は抄本の未提出 ● 在学証明書の未提出 ● 厚生年金等の裁定通知書の写 ● 本年度厚生年金等改定通知書の写 		年 月 日
<p style="text-align: center;">労働基 監督署長 ㊟</p>		電話番号

特別遺族給付金に関する文言が印書される。

2.2 支払差止者リスト

××局××署		*** 支払差止者リスト ***						平成××年××月支払期	×ページ
年金証書番号 ××××××××××	差止種類 年金差止	差止事由 所在不明	差止開始年月 ×. ×. ×	差止期間 ×年～×年未満	時効調整 ×	次順位者の有無 ×	支給停止の種類		
	(調整前)	年金差止累計額 ×××, ×××	特年差止累計額 ×, ×××	繰上り差止累計額 ×					
	(調整後)								
	支払権者氏名 ×××× ××××	郵便番号 ××××××××	支払権者住所 ××××××××××××××××				支払権者電話番号		
年金証書番号 ××××××××××	差止種類 年金差止	差止事由 未提出	差止開始年月 ×. ×. ×	差止期間 ××年以上	時効調整 ×	次順位者の有無 ×	支給停止の種類 定期報告一年以上未提出		
	(調整前)	年金差止累計額 ×××, ×××	特年差止累計額 ×, ×××	繰上り差止累計額 ×					
	(調整後)	×××, ×××	×	×					
	支払権者氏名 ×××× ××××	郵便番号 ××××××××	支払権者住所 ××××××××××××××××				支払権者電話番号		
年金証書番号 ××××××××××	差止種類 年金差止	差止事由 未提出	差止開始年月 ×. ×. ×	差止期間 ×年未満	時効調整 ×	次順位者の有無 ×	支給停止の種類		
	(調整前)	×, ×××, ×××	×××, ×××	×					
	(調整後)								
	支払権者氏名 ×××× ××××	郵便番号 ××××××××	支払権者住所 ××××××××××××××××				支払権者電話番号		

本リストについては、特別遺族給付金に関しても、遺族（補償）給付の場合と同じリストの内容、出力方法となっている。

2 4 指定年齢到達予定者リスト

**** 指定年齢到達予定者リスト ****

平成××年××月支払期予定

××

管轄局署 ××-××

☆次の方は、指定年齢到達日が近づいていますので
至急確認したうえで、必要に応じて処理してください。

年金証書番号	××××××××
被災者生年月日	昭和××年××月××日
支払権者氏名	××××××××××××××××
枝番号	××
到達者氏名	××××××××××××××××
到達区分	××××××
到達状況	××××××
到達年月日	平成××年××月××日
通知区分	××××××××××
配信区分	××××
給付日数増減	××××
年金年額	×××, ×××, ×××円
特別年金年額	×××, ×××, ×××円
援護費	×××, ×××, ×××円
失権差額一時金(年金)	×××, ×××, ×××円
失権差額一時金(特年)	×××, ×××, ×××円
未支給金(年金)	×××, ×××, ×××円
未支給金(特年)	×××, ×××, ×××円
未支給金(援護費)	×××, ×××, ×××円
回収額(年金)	×××, ×××, ×××円
回収額(特年)	×××, ×××, ×
回収額(援護費)	×××, ×××, ×
差止め有無	××××××
電話番号	××××××××
×××××××××××× (メッセージ)	×

本リストについては、特別遺族給付金に関しても、遺族(補償)給付の場合と同じリストの内容、出力方法となっている。

25 支払不備リスト

支 払 不 備 リ ス ト								平成××年××月××日	×頁
管轄局番	年金証書番号	枝番	受給者氏名	受給者電話番号	金融機関コード・名称/ 郵便局コード・名称	廃止年月日	差止事由	不備事由	
××-××	XXXXXXXXXX	××	XXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX ×××銀行××支店	平成×年×月×日		金融機関廃止	
××-××	XXXXXXXXXX	××	XXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX ×××郵便局		所在不明	支払先なし	

差止事由：所在不明
定期報告未提出

不備事由：支払先なし（支払先の金融機関が設定されていない場合）
金融機関なし（支払先の金融機関が金融機関台帳又は郵便局台帳に存在しない場合）
金融機関廃止（支払先の金融機関が廃止されている場合）
転給未処理（転給未処理中の場合）

本リストについては、特別遺族給付金に関しても、遺族（補償）給付の場合と同じリストの内容、出力方法となっている。

26 債務者登録票未入力リスト

**** 債務者登録票未入力リスト ****

平成××年××月××日××ページ

管轄局署 ××-××

☆債権が発生していますので、調査の上
債務者の住所・氏名等を入力してください。

年金証書番号 ××××××××

受給権者氏名 ××××××××××××××××××

変更等決定年月日 平成××年××月××日

債権発生支払期 平成××年××月

本リストについては、特別遺族給付金
に関しても、遺族（補償）給付の場合
と同じリストの内容、出力方法となっ
ている。

27 内払・充当未処理リスト

**** 内払・充当 未処理リスト ****

平成××年××月××日××ページ

管轄局署 ××-××

☆内払・充当の未処理状態が発生していますので
新しい年金の決裁をすみやかに行ってください。

年金証書番号	××××××××
受給権者氏名	××××××××××××××××××××
転帰年月	平成××年××月
転帰事由	×:×××××××
労働保険番号	××××××××××××××
被災者生年月日	平成××年××月××日
傷病年月日	平成××年××月××日
被災者氏名	××××××××××××××××
過誤払額(年金)	×××, ×××, ×××円
過誤払額(待年)	×××, ×××, ×××円
過誤払額(受給費)	×××, ×××, ×××円

死亡年月日と読替えのこと

本リストについては、特別遺族
給付金に関しても、遺族(補償)
給付の場合と同じリストの内
容、出力方法となっている。

28 転給未処理リスト

**** 転給未処理リスト ****

平成××年××月××日××ページ

管轄局署 ××-××

☆転給未処理状態が発生していますので
必要に応じて処理してください。

年金証書番号	××××××××
枝番	××
失権者氏名	××××××××××××××××××
失権年月日	平成××年××月××日
失権事由	×:××××××××××××××××
転給予定者枝番	×× ×× ×× ×× ××

本リストについては、特別遺族給付金に関しても、遺族（補償）給付の場合と同じリストの内容、出力方法となっている。

29 支払事故未処理リスト

**** 支払事故未処理リスト ****

平成××年××月××日××ページ

管轄局署 ××-××

☆支払事故が発生していますので早急に調査してください。

年金証書番号 ××××××××

枝番号 ××

受給権者氏名 ××××××××××××××××××

支払事故発生支払期年月 ××年××月

支払事故の種類 ×:××××××××××××××××××

事故入力年月日 平成××年××月××日

支払額(年金) ×××, ×××, ×××円

(特年) ×××, ×××, ×××円

(援護費) ×××, ×××, ×××円

本リストについては、特別遺族給付金に関しても、遺族(補償)給付の場合と同じリストの内容、出力方法となっている。

3 1 支払事故通知リスト

局番 XX-XX		*** 支払事故通知リスト ***						平成XX年XX月XX日	XXページ
支払期 XX.X	年金証書番号 XXXXXXXXXX	生年月日 XX.X.X	支払金額 XXX,XXX	受給権者氏名カナ (漢字) XXX XX (XXX XXX)	事故コード XX-氏名相違	事故入力年月日 XX.X.X	解消コード	解決年月日	
		支払先 X-銀行振込	金融機関コード XXXX-XXX	預金種類 X-普通	口座番号 XXXXXX	金融機関・郵便局名 紀陽銀行	店舗名 西浜支店		
		郵便番号 XXXXXXXX	受給権者住所 XX-和歌山県XXXXXXXX XX XX-XX				電話番号		
支払期 XX.X	年金証書番号 XXXXXXXXXX	生年月日 XX.X.X	支払金額 XXX,XXX	受給権者氏名カナ (漢字) XXX XXX (XXX XXX)	事故コード XX-口座番号相違	事故入力年月日 XX.X.X	解消コード	解決年月日	
		支払先 X-振替預入	金融機関コード XXXXXX	預金種類 XXXX-XXXXXX	口座番号 XXXX-XXXXXX	金融機関・郵便局名 福山桜町郵便局	店舗名		
		郵便番号 XXXXXXXX	受給権者住所 XX-広島県XXXXXXXX XXXXXXXXXXXX XX-XX XXXXXXXX				電話番号		
支払期 XX.X	年金証書番号 XXXXXXXXXX	生年月日 XX.X.X	支払金額 XXX,XXX	受給権者氏名カナ (漢字) XXX XXX (XXXXXXXX)	事故コード XX-金融機関相違	事故入力年月日 XX.X.X	解消コード	解決年月日	
		支払先 X-振替預入	金融機関コード XXXXXX	預金種類 XXXX-XXXXXX	口座番号 XXXX-XXXXXX	金融機関・郵便局名 橋本山田郵便局	店舗名		
		郵便番号 XXXXXXXX	受給権者住所 XX-和歌山県XXXXXXXX XX XX-XXXX				電話番号		
支払期 XX.X	年金証書番号 XXXXXXXXXX	生年月日 XX.X.X	支払金額 XXX,XXX	受給権者氏名カナ (漢字) XXX XXX (XXXX XXX)	事故コード XX-金融機関相違	事故入力年月日 XX.X.X	解消コード	解決年月日	
		支払先 X-銀行振込	金融機関コード XXXX-XXX	預金種類 X-普通	口座番号 XXXXXX	金融機関・郵便局名 第一勧業銀行	店舗名 和歌山支店		
		郵便番号 XXXXXXXX	受給権者住所				電話番号		

本リストについては、特別遺族
給付金に関しても、遺族（補償）
給付の場合と同じリストの内
容、出力方法となっている。

3 2 支給停止解除予定者リスト

**** 支給停止解除予定者リスト ****

平成××年××月支払期予定××ページ

管轄局署 ××-××

☆次の方は、支給停止解除日が近づいていますので、
至急確認したうえで、必要に応じて処理してください。

支給停止事由	×××××××××
年金証書番号	×××××××××
支払権者氏名	××××××××××××××××
解除者生年月日	××××年××月××日
支給停止解除予定年月	××××年××月
支給開始給付	×××××××××
給付日数増減	×
郵便番号	××××××××
住所	××××××× ×××××××××××××××× ××××××××××××××××
電話番号	××××××××××××××××
支払方法	××
郵便局コード	××××××
郵便局名	×××××××××××××××××× ×××××
記号番号	××××××××××××××××
金融機関番号	×××××××
金融機関名	×××××××××××××××××× ×××××
預金の種類	×××××
口座番号	×××××

特別遺族給付金に関しては、出力
されない。

都道府県労働局労働基準部

労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部

労災管理課労災保険財政数理室長補佐

補償課長補佐（業務担当）

労災保険業務室長補佐（業務担当）

石綿による疾病に係る支給事務に当たっての
労働保険番号の取扱いについて

標記については、平成18年3月31日付け補償課長補佐（業務担当）、労災保険業務室長補佐（業務担当）名事務連絡「石綿による疾病に係る支給事務に当たっての労働保険番号の取扱いについて」により、指示されているところですが、平成18年4月3日付け基発第0403009号「労災保険率の算定における石綿による疾病に係る労災保険給付等の取扱いについて」において、石綿による疾病に係る保険給付、特別支給金及び特別遺族給付金に関し、労災保険率の算定及びメリット収支率算定の考え方が示されたことから、上記事務連絡により指示された石綿による疾病に係る支給事務に当たっての労働保険番号の取扱いを下記のとおり変更することとするので事務処理に遺漏のないようお願いいたします。

なお、本事務連絡による取扱いの変更については、本事務連絡到着以降に決議処理を行うものから適用するものであることを申し添えます。

記

1 「2 特別処理労働保険番号による支給決定時の処理」に関する変更

(1) 「(1) 特別処理労働保険番号による処理を行う場合」について

特別処理労働保険番号により、支給決定に係る事務処理を行う場合として、次の項目を追加する。

エ 上記以外の場合であって、石綿ばく露事業場の給付決定時における業種と被災労働者が石綿ばく露作業に従事していた当時における業種が異なることが把握された場合

(2) 「(3) 特別処理労働保険番号の労働保険番号台帳への登録」について

特別処理労働保険番号により支給決定を行う場合に、労働保険番号台帳に登録する必須項目の登録内容に以下の内容を追加する。

ア「項番3 名称-1」

上記(1)エの場合は、石綿ばく露事業場の名称

イ「項番10 業種」

上記(1)エの場合は、被災労働者が石綿ばく露作業に従事していた当時の石綿ばく露事業場の業種

なお、業種については、原則、現行の「労災保険率適用事業細目表」の「事業の種類」の細目(4桁)まで入力すること。また、①上記(1)アに係る石綿ばく露事業場の廃止当時における業種又は上記(1)イに係る石綿ばく露事業場であると疑われる事業場の給付決定時における業種と、②被災労働者が石綿ばく露作業に従事していた当時における業種が異なることが把握された場合には、②の業種を入力すること。

2 上記1(1)において追加した項目に関する留意事項として、「3 上記2(1)エに係る留意事項」を追加する。

3 上記2(1)エに係る留意事項

(1)「業種が異なることが把握された場合」について

上記2(1)エ及び(3)項番10なお書きの「業種が異なることが把握された場合」とは、被災労働者に係る石綿ばく露作業の内容等についての調査を通じ、当該ばく露作業が行われた当時の事業場の業種(以下「当時の業種」という。)が、給付決定時における事業場の業種(以下「現在の業種」という。)と明らかに異なっていることが把握された場合をいう。

なお、この場合の「明らかに異なっている」とは、当時の業種に係る現行の「労災保険率適用事業細目表」を適用した場合の「事業の種類」(2桁)と現在の業種に係る同表の「事業の種類」(2桁)が異なることをいう。

(2)メリット収支率の算定について

上記2(1)エにより特別処理労働保険番号を振出した事業場について石綿ばく露作業を行っていた当時から現在まで同一の労働保険番号で保険関係が成立している場合は、当該特別処理労働保険番号で行った保険給付、特別支給金及び特別遺族給付金についても、メリット収支率の算定に算入する必要があることから、当該事業場の労働保険番号と新たに振出した特別処理労働保険番号の合併処理を行うこと。また、この場合の事務処理については「メリット制事務処理手引(平成13年7月)」の「メリット収支率」及び「事業の合併」の取扱に準じて処理すること。

なお、これらの処理を行うため、労働局労働保険徴収主務課室において継続メリット制算定基礎報告書の作成、OCR 入力等を行うこととなるが、継続メリット制算定基礎報告書に係る OCR 入力の可能な期間が限られていることから、報告漏れがないようにすること。

(参考)

石綿による疾病に係る支給事務に当たっての
労働保険番号の取扱いについて

1 請求書の労働保険番号欄が未記入の場合の取扱い

(1) 受付専用労働保険番号による処理

請求時において、被災労働者が石綿ばく露作業に従事した事業場（被災労働者が複数の事業場で石綿ばく露作業に従事していた場合には当該作業に最後に従事した事業場。以下「石綿ばく露事業場」という。）の労働保険番号が不明であるとして、請求書の労働保険番号欄が未記入のまま提出された場合には、適用台帳検索等により労働保険番号が特定できるときを除き、受付専用労働保険番号（××－９－××－１４９０００）を振出すこととし、下記に掲げる項目を労働保険番号台帳に登録後、請求内容のOCR入力を行う。（使用するコードは下記に掲げた項目に対応するコードに限定すること。）

項番 1	登録・変更コード	「1 登録」
項番 2	労働保険番号	××－９－××－１４９０００ (局番号) (署番号) (基幹番号は１４９０００に限定)
項番 3	名称－1	「アスベスト」
項番 5	保険関係成立年月日	「(昭和) 22年9月1日」
項番 7	常時使用労働者数	「1」
項番 9	保険関係等区分	「711」
項番 10	業種	「0201」

(2) 支給・不支給決定決議前における受付専用労働保険番号の訂正等の処理

監督署において、上記(1)により受付専用労働保険番号を用いて、労災保険給付又は特別遺族給付金に係る請求内容のOCR入力を行った場合は、必ず、支給・不支給決定等に係る決議処理を行う前に、石綿ばく露事業場に関する調査結果に応じて次に掲げる処理を行うこと。

ア 石綿ばく露事業場の労働保険番号を用いて支給又は不支給決定を行う場合

(ア) 労災保険給付に係る取扱い

a 短期給付

「療養（補償）給付たる療養の給付変更決定決議書（兼基本情報登録・修正帳票）（帳票種別34501）」の「②労働保険番号」又は「給付別修正帳票（署用）（帳票種別34503）」の「修正する項目の番号」（コード=201または301）により、受付専用労働保険番号から石綿ばく露事業場の労働保険番号への訂正を行うこと。

b 年金・一時金

「登録帳票（帳票種別39560）」の「③実行コード」（取消=9）により受付専用労働保険番号を含む請求内容の取消しを行うこと。取消し後、あらためて石綿ばく露事業場の労働保険番号により請求内容を登録すること。

(イ) 特別遺族給付金に係る取扱い

上記（ア）bと同じ取扱いによること。

イ 下記2（2）の特別処理労働保険番号を用いて支給決定を行う場合

上記アの要領により、受付専用労働保険番号を下記2（2）により振出しを行った特別処理労働保険番号にあらためること。

ウ 石綿ばく露事業場が不明のまま不支給決定を行う場合

受付専用労働保険番号を使用すること。

2 特別処理労働保険番号による支給決定時の処理

(1) 特別処理労働保険番号による処理を行う場合

次に掲げるいずれかに該当する場合には、下記（2）により振出しを行った特別処理労働保険番号により、支給決定に係る事務処理を行うこと。

ア 石綿ばく露事業場が既に廃止されている場合であって、当該廃止事業場の労働保険番号が確認できないとき

イ 被災労働者が複数の事業場で石綿ばく露作業に従事していた場合であって、石綿ばく露事業場を断定しがたい事情が認められるとき

なお、石綿ばく露事業場を断定しがたい事情とは、例えば、調査の結果、石綿ばく露事業場であると疑われる事業場について、当該事業場での被災労働者の石綿ばく露作業への従事に係る事実を裏付ける明確な資料や証言が得られず、かつ、事業主が当該事実を否定しているといったものをいう。

ウ 被災労働者が建設の事業に係る石綿ばく露作業に従事していた場合であって、当該作業時における所属事業場は確認されるものの、当該所属事業場が専ら下請として事業を行い、かつ、当該作業に係る元請事業場が確認できないとき

エ 上記以外の場合であって、石綿ばく露事業場の給付決定時における業種と被災労働者が石綿ばく露作業に従事していた当時における業種が異なることが把握された

場合

なお、上記イの場合は、石綿ばく露事業場であると疑われる事業場の所在地を管轄する監督署が、上記ウの場合は、所属事業場の所在地を管轄する監督署が、それぞれ所轄監督署として、事務処理を行うこと。

(2) 特別処理労働保険番号の振出し方法

特別処理労働保険番号については、監督署ごとに下記に掲げる範囲の基幹番号を継続事業場、有期事業場で分けることなく振出すこととする。この場合、基幹番号については、149001番から順に149999番まで使用し、その次は179001番から順に179999番まで使用すること。

また、特別処理労働保険番号については、過去に同一事業場で特別処理労働保険番号の振出しを行っているか否かの確認を行う必要はなく、事案ごと（労災保険給付の場合は、同一の被災労働者に係る請求は同一の特別処理労働保険番号を使用すること）に振出しを行うこととして差し支えないこと。

なお、特別処理労働保険番号の振出しを行った場合には、別紙「特別処理労働保険番号管理簿」に記載を行うことにより、振出状況について明確にしておくこと。

〔使用可能な基幹番号の範囲〕

149001 ～ 149999 [枝番号は000とする]

179001 ～ 179999 [枝番号は000とする]

例 : xx-9-xx-149001-000

(局番号) (署番号)

(3) 特別処理労働保険番号の労働保険番号台帳への登録

特別処理労働保険番号により支給決定を行う場合には、下記に掲げる必須項目を労働保険番号台帳に登録すること。

項番1	登録・変更コード	「1 登録」
項番2	労働保険番号	上記(2)により振出しを行った特別処理労働保険番号
項番3	名称-1	上記(1)アの場合は、廃止事業場の名称 上記(1)イの場合は、石綿ばく露事業場であると疑われる事業場の名称 上記(1)ウの場合は、所属事業場の名称 上記(1)エの場合は、石綿ばく露事業場の名称
項番5	保険関係成立年月日	少なくとも傷病(死亡)年月日より以前の年月日

項番 7	常時使用労働者数	少なくとも1人以上
項番 9	保険関係等区分	「711」 (継続事業、有期事業共通で使用することとする。)
項番 10	業種	上記(1)アの場合は、廃止事業場の業種 上記(1)イの場合は、石綿ばく露事業場であると疑われる事業場の業種 上記(1)ウの場合は、所属事業場の業種 上記(1)エの場合は、被災労働者が石綿ばく露作業に従事していた当時の石綿ばく露事業場の業種 なお、業種については、原則、現行の「労災保険率適用事業細目表」の「事業の種類細目」(4桁)まで入力すること。また、①上記(1)アに係る石綿ばく露事業場の廃止当時における業種又は上記(1)イに係る石綿ばく露事業場であると疑われる事業場の給付決定時における業種と、②被災労働者が石綿ばく露作業に従事していた当時における業種が異なることが把握された場合には、②の業種を入力すること。

3 上記2(1)エに係る留意事項

(1)「業種が異なることが把握された場合」について

上記2(1)エ及び(3)項番10なお書きの「業種が異なることが把握された場合」とは、被災労働者に係る石綿ばく露作業の内容等についての調査を通じ、当該ばく露作業が行われた当時の事業場の業種(以下「当時の業種」という。)が、給付決定時における事業場の業種(以下「現在の業種」という。)と明らかに異なっていることが把握された場合をいう。

なお、この場合の「明らかに異なっている」とは、当時の業種に係る現行の「労災保険率適用事業細目表」を適用した場合の「事業の種類」(2桁)と現在の業種に係る同表の「事業の種類」(2桁)が異なることをいう。

(2)メリット収支率の算定について

上記2(1)エにより特別処理労働保険番号を振出した事業場について石綿ばく露作業を行っていた当時から現在まで同一の労働保険番号で保険関係が成立している場合は、当該特別処理労働保険番号で行った保険給付、特別支給金及び特別遺族給付金についても、メリット収支率の算定に算入する必要があることから、当該事業場の労働保険番号

と新たに振出した特別処理労働保険番号の合併処理を行うこと。また、この場合の事務処理については「メリット制事務処理手引（平成13年7月）」の「メリット収支率」及び「事業の合併」の取扱に準じて処理すること。

なお、これらの処理を行うため、労働局労働保険徴収主務課室において継続メリット制算定基礎報告書の作成、OCR入力等を行うこととなるが、継続メリット制算定基礎報告書に係るOCR入力の可能な期間が限られていることから、報告漏れがないようにすること。

